

## 第 5 回 定 例 会 議 録 目 次

### 第 1 号（11月25日）（月曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 承認第 7 号 専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第 5 号））につき承認 を求めることについて	10
宮路市長提案理由説明	10
日程第 6 議案第 7 4 号 字の区域の変更について	10
宮路市長提案理由説明	10
宮下産業建設部長兼建設課長	11
日程第 7 議案第 7 5 号 市道の路線の認定について	12
宮路市長提案理由説明	12
宮下産業建設部長兼建設課長	12
日程第 8 議案第 7 6 号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について	12
宮路市長提案理由説明	12
日程第 9 議案第 7 7 号 日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につ いて	12
宮路市長提案理由説明	13
堂下総務企画部長兼総務課長	13
日程第 10 議案第 7 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整理に関する条例の制定について	14
宮路市長提案理由説明	14
堂下総務企画部長兼総務課長	14
池満 渉君	15
宮路市長	15
日程第 11 議案第 7 9 号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する	

	基準を定める条例の一部改正について	16
日程第12	議案第80号 日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する 条例の一部改正について	16
	宮路市長提案理由説明	16
	満留市民福祉部長兼市民生活課長	17
日程第13	議案第81号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	18
	宮路市長提案理由説明	18
	宮下産業建設部長兼建設課長	18
日程第14	議案第82号 令和元年度日置市一般会計補正予算(第6号)	19
日程第15	議案第83号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19
日程第16	議案第84号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	19
日程第17	議案第85号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	19
日程第18	議案第86号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	19
日程第19	議案第87号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	19
日程第20	議案第88号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)	19
日程第21	議案第89号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)	19
日程第22	議案第90号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	19
日程第23	議案第91号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	19
	宮路市長提案理由説明	20
	佐多申至君	22
	久木崎商工観光課長	22
	佐多申至君	22
	久木崎商工観光課長	22
	佐多申至君	22
	久木崎商工観光課長	22
日程第24	請願第1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採 択の要請について	23
日程第25	陳情第3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付(窓口無料)を意見書として鹿 児島県に求める陳情について	23
日程第26	陳情第4号 日置市立幼稚園の整備及び充実を求める陳情書	23
散会		23

---

第2号(12月6日)(金曜日)

開 議 .....	28
日程第1 一般質問 .....	28
西園典子さん .....	28
宮路市長 .....	29
奥教育長 .....	29
西園典子さん .....	30
奥教育長 .....	30
西園典子さん .....	30
奥教育長 .....	30
西園典子さん .....	30
奥教育長 .....	30
西園典子さん .....	30
奥教育長 .....	31
西園典子さん .....	31
梅北社会教育課長 .....	31
西園典子さん .....	32
梅北社会教育課長 .....	32
西園典子さん .....	32
梅北社会教育課長 .....	32
西園典子さん .....	32
梅北社会教育課長 .....	33
西園典子さん .....	33
長倉健康保険課長 .....	33
西園典子さん .....	33
長倉健康保険課長 .....	33
西園典子さん .....	33
長倉健康保険課長 .....	33
西園典子さん .....	34
長倉健康保険課長 .....	34
西園典子さん .....	34

長倉健康保険課長	3 4
西菌典子さん	3 4
長倉健康保険課長	3 4
西菌典子さん	3 4
長倉健康保険課長	3 4
西菌典子さん	3 5
長倉健康保険課長	3 5
西菌典子さん	3 5
長倉健康保険課長	3 5
西菌典子さん	3 5
宮路市長	3 6
西菌典子さん	3 6
宮路市長	3 6
西菌典子さん	3 6
長倉健康保険課長	3 6
是枝みゆきさん	3 7
宮路市長	3 8
奥教育長	3 8
休 憩	3 9
是枝みゆきさん	3 9
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	3 9
是枝みゆきさん	3 9
渦尾学校教育課長	3 9
是枝みゆきさん	4 0
奥教育長	4 0
是枝みゆきさん	4 0
渦尾学校教育課長	4 0
是枝みゆきさん	4 0
渦尾学校教育課長	4 0
是枝みゆきさん	4 0
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 1
是枝みゆきさん	4 1

渦尾学校教育課長	4 1
是枝みゆきさん	4 1
渦尾学校教育課長	4 1
是枝みゆきさん	4 1
渦尾学校教育課長	4 2
是枝みゆきさん	4 2
渦尾学校教育課長	4 2
是枝みゆきさん	4 2
奥教育長	4 2
是枝みゆきさん	4 2
渦尾学校教育課長	4 3
是枝みゆきさん	4 3
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 3
是枝みゆきさん	4 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 3
是枝みゆきさん	4 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 3
是枝みゆきさん	4 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 4
是枝みゆきさん	4 4
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 4
是枝みゆきさん	4 4
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 4
是枝みゆきさん	4 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 4
是枝みゆきさん	4 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	4 5
是枝みゆきさん	4 5
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 5
是枝みゆきさん	4 5
山口政夫君	4 5
宮路市長	4 6

	山口政夫君 .....	4 6
	宮路市長 .....	4 6
	山口政夫君 .....	4 7
	宮路市長 .....	4 7
	山口政夫君 .....	4 7
	宮路市長 .....	4 9
休	憩 .....	4 9
	山口政夫君 .....	4 9
	宮路市長 .....	4 9
	山口政夫君 .....	5 0
	宮路市長 .....	5 0
	山口政夫君 .....	5 0
	宮路市長 .....	5 1
	山口政夫君 .....	5 2
	宮路市長 .....	5 3
	山口政夫君 .....	5 3
	黒田澄子さん .....	5 3
	宮路市長 .....	5 4
	奥教育長 .....	5 5
	黒田澄子さん .....	5 6
	長倉健康保険課長 .....	5 6
	黒田澄子さん .....	5 6
	長倉健康保険課長 .....	5 6
	黒田澄子さん .....	5 6
	長倉健康保険課長 .....	5 6
	黒田澄子さん .....	5 6
	長倉健康保険課長 .....	5 7
	黒田澄子さん .....	5 7
	長倉健康保険課長 .....	5 7
	黒田澄子さん .....	5 7
	長倉健康保険課長 .....	5 7
	黒田澄子さん .....	5 7

渦尾学校教育課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
長倉健康保険課長	5 8
黒田澄子さん	5 8
長倉健康保険課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
長倉健康保険課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
長倉健康保険課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
長倉健康保険課長	5 9
黒田澄子さん	5 9
長倉健康保険課長	6 0
黒田澄子さん	6 0
長倉健康保険課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
梅北社会教育課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
梅北社会教育課長	6 1
黒田澄子さん	6 1
梅北社会教育課長	6 1
休 憩	6 2
黒田澄子さん	6 2
梅北社会教育課長	6 2
黒田澄子さん	6 2
梅北社会教育課長	6 2
黒田澄子さん	6 3
梅北社会教育課長	6 3
黒田澄子さん	6 3
梅北社会教育課長	6 3
黒田澄子さん	6 3
梅北社会教育課長	6 3

黒田澄子さん	6 3
梅北社会教育課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
梅北社会教育課長	6 4
黒田澄子さん	6 4
梅北社会教育課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
梅北社会教育課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
梅北社会教育課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
梅北社会教育課長	6 5
黒田澄子さん	6 5
宮路市長	6 5
黒田澄子さん	6 5
宮路市長	6 6
黒田澄子さん	6 6
梅北社会教育課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
梅北社会教育課長	6 6
黒田澄子さん	6 6
久木崎商工観光課長	6 6
黒田澄子さん	6 7
梅北社会教育課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
久木崎商工観光課長	6 7
黒田澄子さん	6 7
宮路市長	6 7
長倉健康保険課長	6 7
山口初美さん	6 7
宮路市長	6 9
山口初美さん	7 0

有村福祉課長	7 1
山口初美さん	7 1
有村福祉課長	7 1
山口初美さん	7 1
有村福祉課長	7 1
山口初美さん	7 2
有村福祉課長	7 2
山口初美さん	7 2
有村福祉課長	7 3
休 憩	7 3
山口初美さん	7 3
有村福祉課長	7 3
山口初美さん	7 3
城ヶ崎農林水産課長	7 3
山口初美さん	7 4
宮路市長	7 4
山口初美さん	7 4
長倉健康保険課長	7 4
山口初美さん	7 5
長倉健康保険課長	7 5
山口初美さん	7 5
宮路市長	7 5
山口初美さん	7 5
宮路市長	7 6
山口初美さん	7 6
長倉健康保険課長	7 6
山口初美さん	7 6
長倉健康保険課長	7 6
山口初美さん	7 6
長倉健康保険課長	7 7
山口初美さん	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7

山口初美さん	77
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	78
山口初美さん	78
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	78
山口初美さん	78
奥教育長	78
山口初美さん	78
宮路市長	78
散 会	78

---

第3号（12月9日）（月曜日）

開 議	82
日程第1 一般質問	82
重留健朗君	82
宮路市長	82
奥教育長	83
重留健朗君	83
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	83
重留健朗君	83
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	83
重留健朗君	83
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	84
重留健朗君	84
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	84
重留健朗君	84
堂下総務企画部長兼総務課長	84
重留健朗君	85
堂下総務企画部長兼総務課長	85
重留健朗君	85
堂下総務企画部長兼総務課長	85
重留健朗君	85
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	85

重留健朗君	8 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 6
重留健朗君	8 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 6
重留健朗君	8 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 6
重留健朗君	8 6
久木崎商工観光課長	8 7
重留健朗君	8 7
久木崎商工観光課長	8 7
重留健朗君	8 7
久木崎商工観光課長	8 7
重留健朗君	8 7
久木崎商工観光課長	8 7
重留健朗君	8 7
久木崎商工観光課長	8 7
重留健朗君	8 7
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 8
重留健朗君	8 8
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 8
重留健朗君	8 8
城ヶ崎農林水産課長	8 8
重留健朗君	8 8
城ヶ崎農林水産課長	8 8
重留健朗君	8 8
城ヶ崎農林水産課長	8 9
重留健朗君	8 9
城ヶ崎農林水産課長	8 9
重留健朗君	8 9
桃北勇一君	8 9
宮路市長	9 0
桃北勇一君	9 1

	宮下産業建設部長兼建設課長	9 1
	桃北勇一君	9 1
	宮路市長	9 1
	桃北勇一君	9 2
	宮路市長	9 2
	桃北勇一君	9 2
	宮路市長	9 2
	桃北勇一君	9 3
	梅北社会教育課長	9 3
	桃北勇一君	9 3
	久木崎商工観光課長	9 3
休	憩	9 3
	桃北勇一君	9 3
	久木崎商工観光課長	9 3
	桃北勇一君	9 4
	宮路市長	9 4
	桃北勇一君	9 4
	梅北社会教育課長	9 4
	桃北勇一君	9 4
	梅北社会教育課長	9 4
	桃北勇一君	9 4
	梅北社会教育課長	9 5
	桃北勇一君	9 5
	宮路市長	9 5
	桃北勇一君	9 5
	梅北社会教育課長	9 6
	桃北勇一君	9 6
	梅北社会教育課長	9 6
	桃北勇一君	9 6
	上財政管財課長	9 6
	桃北勇一君	9 6
	宮路市長	9 7

桃北勇一君	97
上財政管財課長	97
桃北勇一君	97
宮路市長	98
桃北勇一君	98
上財政管財課長	98
桃北勇一君	98
上財政管財課長	99
桃北勇一君	99
宮路市長	99
桃北勇一君	99
久木崎商工観光課長	99
桃北勇一君	100
橋口地域づくり課長	100
桃北勇一君	100
久木崎商工観光課長	100
桃北勇一君	100
久木崎商工観光課長	100
桃北勇一君	100
宮路市長	101
桃北勇一君	101
宮路市長	101
桃北勇一君	101
宮路市長	101
桃北勇一君	101
堂下総務企画部長兼総務課長	102
佐多申至君	102
宮路市長	103
佐多申至君	104
久木崎商工観光課長	104
佐多申至君	104
久木崎商工観光課長	104

	佐多申至君 .....	1 0 4
	久木崎商工観光課長 .....	1 0 5
休	憩 .....	1 0 5
	佐多申至君 .....	1 0 5
	内山企画課長 .....	1 0 5
	佐多申至君 .....	1 0 5
	内山企画課長 .....	1 0 5
	佐多申至君 .....	1 0 5
	内山企画課長 .....	1 0 5
	佐多申至君 .....	1 0 5
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 0 5
	佐多申至君 .....	1 0 6
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 0 6
	佐多申至君 .....	1 0 6
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 0 6
	佐多申至君 .....	1 0 6
	久木崎商工観光課長 .....	1 0 6
	佐多申至君 .....	1 0 6
	久木崎商工観光課長 .....	1 0 6
	佐多申至君 .....	1 0 6
	久木崎商工観光課長 .....	1 0 6
	佐多申至君 .....	1 0 7
	久木崎商工観光課長 .....	1 0 7
	佐多申至君 .....	1 0 7
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 0 7
	佐多申至君 .....	1 0 7
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 0 7
	佐多申至君 .....	1 0 7
	城ヶ崎農林水産課長 .....	1 0 8
	佐多申至君 .....	1 0 8
	内山企画課長 .....	1 0 8
	佐多申至君 .....	1 0 8

内山企画課長	1 0 8
佐多申至君	1 0 9
上財政管財課長	1 0 9
佐多申至君	1 0 9
上財政管財課長	1 0 9
佐多申至君	1 0 9
上財政管財課長	1 1 0
佐多申至君	1 1 0
内山企画課長	1 1 0
佐多申至君	1 1 1
内山企画課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 1
内山企画課長	1 1 1
佐多申至君	1 1 2
宮路市長	1 1 2
坂口洋之君	1 1 2
宮路市長	1 1 3
坂口洋之君	1 1 4
久木崎商工観光課長	1 1 4
坂口洋之君	1 1 5
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
橋口地域づくり課長	1 1 5
坂口洋之君	1 1 5
橋口地域づくり課長	1 1 6
休 憩	1 1 6
坂口洋之君	1 1 6
内山企画課長	1 1 6
坂口洋之君	1 1 7
宮下産業建設部長兼建設課長	1 1 7
坂口洋之君	1 1 7
宮路市長	1 1 7

坂口洋之君 .....	1 1 7
内山企画課長 .....	1 1 7
坂口洋之君 .....	1 1 8
内山企画課長 .....	1 1 8
坂口洋之君 .....	1 1 8
内山企画課長 .....	1 1 8
坂口洋之君 .....	1 1 8
内山企画課長 .....	1 1 9
坂口洋之君 .....	1 1 9
久木崎商工観光課長 .....	1 1 9
坂口洋之君 .....	1 1 9
久木崎商工観光課長 .....	1 1 9
坂口洋之君 .....	1 1 9
内山企画課長 .....	1 2 0
坂口洋之君 .....	1 2 0
内山企画課長 .....	1 2 0
坂口洋之君 .....	1 2 0
内山企画課長 .....	1 2 0
坂口洋之君 .....	1 2 0
内山企画課長 .....	1 2 0
坂口洋之君 .....	1 2 0
内山企画課長 .....	1 2 1
坂口洋之君 .....	1 2 1
宮路市長 .....	1 2 1
坂口洋之君 .....	1 2 1
堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 1
坂口洋之君 .....	1 2 2
堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 2
坂口洋之君 .....	1 2 2
堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 2
坂口洋之君 .....	1 2 2
堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 2
坂口洋之君 .....	1 2 2
堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 3
坂口洋之君 .....	1 2 3
宮路市長 .....	1 2 3

	坂口洋之君 .....	1 2 3
	堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 4
	坂口洋之君 .....	1 2 4
	堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 2 4
	坂口洋之君 .....	1 2 4
	上財政管財課長 .....	1 2 4
	坂口洋之君 .....	1 2 5
	上財政管財課長 .....	1 2 5
	大園貴文君 .....	1 2 5
	宮路市長 .....	1 2 6
	奥教育長 .....	1 2 6
休	憩 .....	1 2 7
	大園貴文君 .....	1 2 7
	宮路市長 .....	1 2 7
	奥教育長 .....	1 2 7
	大園貴文君 .....	1 2 7
	渦尾学校教育課長 .....	1 2 8
	大園貴文君 .....	1 2 8
	渦尾学校教育課長 .....	1 2 8
	大園貴文君 .....	1 2 8
	渦尾学校教育課長 .....	1 2 8
	大園貴文君 .....	1 2 8
	上財政管財課長 .....	1 2 8
	大園貴文君 .....	1 2 8
	奥教育長 .....	1 2 8
	大園貴文君 .....	1 2 9
	奥教育長 .....	1 2 9
	大園貴文君 .....	1 2 9
	渦尾学校教育課長 .....	1 2 9
	大園貴文君 .....	1 2 9
	渦尾学校教育課長 .....	1 2 9
	大園貴文君 .....	1 2 9

渦尾学校教育課長	1 2 9
大園貴文君	1 3 0
渦尾学校教育課長	1 3 0
大園貴文君	1 3 0
渦尾学校教育課長	1 3 0
大園貴文君	1 3 0
渦尾学校教育課長	1 3 0
大園貴文君	1 3 0
宮路市長	1 3 1
大園貴文君	1 3 1
渦尾学校教育課長	1 3 1
大園貴文君	1 3 1
奥教育長	1 3 2
大園貴文君	1 3 2
渦尾学校教育課長	1 3 2
大園貴文君	1 3 2
渦尾学校教育課長	1 3 2
大園貴文君	1 3 2
渦尾学校教育課長	1 3 3
大園貴文君	1 3 3
奥教育長	1 3 3
散 会	1 3 3

---

第4号（12月20日）（金曜日）

開 議	1 3 9
日程第1 議案第75号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）	1 3 9
黒田産業建設常任委員長報告	1 3 9
日程第2 議案第76号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	1 4 0
西園総務企画常任委員長報告	1 4 0
日程第3 議案第77号 日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）	1 4 1

西園総務企画常任委員長報告	1 4 1
日程第4 議案第82号 令和元年度日置市一般会計補正予算(第6号)(各常任委員長報告)	
.....	1 4 3
西園総務企画常任委員長報告	1 4 3
佐多文教厚生常任委員長報告	1 4 5
黒田産業建設常任委員長報告	1 4 7
休 憩	1 5 0
日程第5 議案第83号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 5 0
日程第6 議案第88号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 5 0
日程第7 議案第89号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算(第3号)(文教厚生常任委員長報告)	1 5 0
日程第8 議案第90号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(文教厚生常任委員長報告)	1 5 0
佐多文教厚生常任委員長報告	1 5 0
日程第9 議案第84号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)(産業建設常任委員長報告)	1 5 2
日程第10 議案第85号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(産業建設常任委員長報告)	1 5 2
日程第11 議案第91号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)(産業建設常任委員長報告)	1 5 2
黒田産業建設常任委員長報告	1 5 3
日程第12 議案第86号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	1 5 4
日程第13 議案第87号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)(総務企画常任委員長報告)	1 5 4
西園総務企画常任委員長報告	1 5 4
日程第14 請願第1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(1、OECD諸国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進すること。)の部分(文教厚生常任委	

	員長報告) .....	1 5 5
日程第 1 5	請願第 1 号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、国の予算を拡充すること。)の部分(文教厚生常任委員長報告) .....	1 5 6
日程第 1 6	請願第 1 号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。)の部分(文教厚生常任委員長報告) .....	1 5 6
	佐多文教厚生常任委員長報告 .....	1 5 6
	黒田澄子さん .....	1 5 8
	佐多文教厚生常任委員長 .....	1 5 9
	是枝みゆきさん .....	1 5 9
	池満 渉君 .....	1 6 0
休 憩	.....	1 6 1
	山口初美さん .....	1 6 1
	池満 渉君 .....	1 6 1
日程第 1 7	意見書案第 2 号 教職員の業務軽減と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書 .....	1 6 2
	佐多文教厚生常任委員長趣旨説明 .....	1 6 2
日程第 1 8	議案第 9 2 号 日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について .....	1 6 3
日程第 1 9	議案第 9 3 号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について .....	1 6 3
	宮路市長提案理由説明 .....	1 6 3
	堂下総務企画部長兼総務課長 .....	1 6 4
	山口初美さん .....	1 6 6
日程第 2 0	議案第 9 4 号 令和元年度日置市一般会計補正予算(第 7 号) .....	1 6 7
日程第 2 1	議案第 9 5 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号) .....	1 6 7

日程第 2 2	議案第 9 6 号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第 4 号）	1 6 7
	宮路市長提案理由説明	1 6 7
	山口初美さん	1 6 8
日程第 2 3	閉会中の継続審査申し出について	1 6 9
日程第 2 4	閉会中の継続調査申し出について	1 6 9
日程第 2 5	議員派遣の件について	1 6 9
日程第 2 6	所管事務調査結果報告について	1 6 9
日程第 2 7	行政視察結果報告について	1 6 9
閉 会		1 7 0
	宮路市長	1 7 0

---



令和元年第5回（12月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
11月25日	月	本 会 議	予算・他議案上程、質疑、表決、委員会付託
11月26日	火	委 員 会	委員会審査（補正予算関係等）
11月27日	水	委 員 会	委員会審査（補正予算関係等）
11月28日	木	委 員 会	予備日
11月29日	金	休 会	
11月30日	土	休 会	
12月 1日	日	休 会	
12月 2日	月	休 会	
12月 3日	火	休 会	
12月 4日	水	休 会	
12月 5日	木	休 会	
12月 6日	金	本 会 議	一般質問
12月 7日	土	休 会	
12月 8日	日	休 会	
12月 9日	月	本 会 議	一般質問
12月10日	火	休 会	
12月11日	水	休 会	
12月12日	木	休 会	
12月13日	金	委 員 会	議会運営委員会
12月14日	土	休 会	
12月15日	日	休 会	
12月16日	月	休 会	
12月17日	火	休 会	
12月18日	水	休 会	
12月19日	木	休 会	
12月20日	金	本 会 議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決

## 2. 付議事件

議案番号	事 件 名
承認第 7 号	専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
議案第74号	字の区域の変更について
議案第75号	市道の路線の認定について
議案第76号	日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
議案第77号	日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
議案第78号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第79号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第80号	日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について
議案第81号	日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第82号	令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）
議案第83号	令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第85号	令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第86号	令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
議案第87号	令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
議案第88号	令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
議案第89号	令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第90号	令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第92号	日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第93号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議案第94号	令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）
議案第95号	令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第96号	令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
請願第 1号	学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請について

陳情第 3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情について

陳情第 4号 日置市立幼稚園の整備及び充実を求める陳情書

意見書案第2号 教職員の業務軽減と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書



第 1 号 ( 1 1 月 2 5 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	承認第 7号 専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求め ることについて
日程第 6	議案第74号 字の区域の変更について
日程第 7	議案第75号 市道の路線の認定について
日程第 8	議案第76号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について
日程第 9	議案第77号 日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第10	議案第78号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例の制定について
日程第11	議案第79号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め る条例の一部改正について
日程第12	議案第80号 日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部 改正について
日程第13	議案第81号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第82号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第15	議案第83号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第84号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第85号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第86号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第87号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第88号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第89号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第90号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第91号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	請願第 1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請 について
日程第25	陳情第 3号 障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に

求める陳情について

日程第 2 6 陳情第 4 号 日置市立幼稚園の整備及び充実を求める陳情書

本会議（11月25日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（漆島政人君）

ただいまから、令和元年第5回日置市議会議定例会を開会します。

△開 議

○議長（漆島政人君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（漆島政人君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、山口政夫君、樹治美君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（漆島政人君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの26日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの26日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長報告：監査結果等）

○議長（漆島政人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。令和元年8月分から令和元年9月分までの例月現金出納検査結果報告及び10月7日から10月28日まで実施された例月監査の報告があり

ましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（漆島政人君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

8月11日からの主な行政執行について、ご報告申し上げます。

8月18日に、災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づく、日置市総合防災訓練を実施いたしました。日吉地域各自治会など22の関係機関約600名の参加のもと、地震や津波、がけ崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互の連携を保ち情報連絡、伝達、救出救護、避難誘導など災害応急対策が迅速かつ適切に行われるよう防災体制の確立を図ることと、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

8月20日には県内各市長が一堂に会し、令和元年度第2回鹿児島県市長会定例会が薩摩川内市で開催されました。

次に、9月13日に、100歳以上の高齢者を対象に敬老訪問を行い、敬老祝い金を直接お渡しし、ご長寿のお祝いを申し上げます。

次に、9月26日に日置市名誉市民故14代沈壽官大迫恵吉氏の市葬が東市来文化交流センターで行われ、市民ら約200名が参列し、市政に多大な尽力をされた故人のご功績をたたえるとともに、遺徳をしのび、ご冥福を祈りました。

次に、10月21日に工事関係者など約40人が出席し、日吉学園校舎増築工事安全祈願祭を行いました。

以下、主要な行政報告につきましては、報告書に掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これで行政報告を終わります。

---

△日程第5 承認第7号専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

**○議長（漆島政人君）**

日程第5、承認第7号専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

承認第7号は、専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

台風第19号の被災地への支援に伴う総務費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億425万9,000円とするものであります。

まずは、歳入では、繰入金で歳入歳出予算の調整のため財政調整基金繰入金を72万4,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では、総務費の総務管理費で、被災地への支援に要する経費を72万4,000円増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第7号専決処分（令和元年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第6 議案第74号字の区域の変更について

**○議長（漆島政人君）**

日程第6、議案第74号字の区域の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第74号は、字の区域の変更についてであります。

鹿児島県が施行する県営中山間地域総合整備事業（日置南部地域）に伴い、既存の字の区域を変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めます。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）**

それでは、議案第74号字の区域の変更につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の字の変更につきましては、県営中山間地域総合整備事業（日置南部地区）によりまして、鹿児島県が施工しておりました日吉町吉利地区の圃場整備に伴うものでございます。平成26年度から平成30年度に整備がなされております。

面積は9.64ha、事業費は約2億4,400万円、受益戸数51戸でございます。

今回の字の区域の変更は、圃場整備に伴い、従来の境界が不明確になったため、新しい区域に合わせて字の区域を設定する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

左側が変更後の字名になります。右側が左の新しい字に包括される、現在の字の区域になります。

内容としましては、「日吉町吉利字大虎」の関係する地番が変更後は「日吉町吉利字大菌堀」に、「字大菌堀」「字知者木迫」の関係する地番及び道路が変更後は「字大虎」に、「字大菌堀」「字大虎」「字内待尾」の関係する地番及び道路が変更後は「字知者木迫」に、「字大菌堀」「字知者木迫」の関係する地番及び道路が変更後は「字尾立下」に、「字内待尾」の関係する地番及び道路が変更後は「字源光堀」に、「字知者木迫」「字源光堀」の関係する地番及び道路が変更後は「字内待尾」に、「字内待尾」「字釣掛」「字稗堀」の関係する地番及び道路が変更後は「字内待堀」に、「字内待堀」の関係する地番に隣接する道路が「字稗堀」の地番にな

ります。

次に資料をごらんください。

字区域変更箇所図であります。黄色を赤線で囲った範囲が、変更になる区域でございます。

次の資料が字区域変更図であります。

赤丸が事業の地区界です。赤の2個丸が旧字界でございます。黒の2個丸が、圃場整備後の新字界になります。

なお、この字の変更の設定は、土地改良法第89条の2第10項の規定による換地処分公告があった日の翌日から、その効力を生ずるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第74号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第74号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第74号字の区域の変更については、可決することに決定しました。

---

△日程第7 議案第75号市道の路線の認定について

○議長（漆島政人君）

日程第7、議案第75号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第75号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

それでは、議案第75号市道の路線の認定につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

今回、市道認定したい路線は、民間の開発造成工事により整備を行ない、市に寄附採納された路線でございます。

名称が、サザンヒルズ飯牟礼中線、延長が125.7m、幅員6mで、起点が市道前原線で伊集院町飯牟礼1726番1地先、終点が伊集院町飯牟礼3026番1地先でございます。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

認定路線を赤色の実線で表示していただきます。丸が起点、矢印が終点になります。

具体的な路線の場所は、飯牟礼小学校の南西に位置しまして、飯牟礼簡易郵便局近くの住宅団地内の路線でございます。

今回、市道認定し、市道として供用、管理を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議案となっております議案第75号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第8 議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

○議長（漆島政人君）

日程第8、議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第76号は、日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市観光案内所の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第76号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第9 議案第77号日置市会計年

度任用職員の給与及び費用  
弁償に関する条例の制定に  
ついて

○議長（漆島政人君）

日程第9、議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第77号は、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

この条例は、臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るために、会計年度任用職員に対する給付等について定めた法律が平成29年5月に公布されまして、令和2年4月1日に施行されることから、会計年度任用職員の給料、手当、報酬等について、条例で定めるものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

第1条は趣旨、第2条は給与について定めてありますが、会計年度任用職員は、地方公務員法で1会計年度を超えない範囲内で置か

れる非常勤の職と定義され、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間であるパートタイムの者と、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるフルタイムの者と、2種類の職員を規定しております。

第3条から、4ページ目の第17条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与として、給料及び期末手当を含む各種手当などについて定めてあります。

5ページ目の第18条から9ページの第29条までは、パートタイム会計年度任用職員の給与として、報酬や期末手当、費用弁償などについて定めてあります。

第30条の、特に必要と認める会計年度任用職員は、会計年度任用職員に移行します外国語指導助手と国際交流員を想定しているところでございます。

第31条の委任につきましては、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定めるものでございます。

附則の第1項として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。第2項で経過措置としまして、この条例の施行前から引き続き同一職務に従事する会計年度任用職員としての給料または報酬の額については、施行前に受けていた額に達しない場合には現給を補償することを規定しております。

別表は、第3条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料表に定める1級と2級の標準的な職務内容を定めるものでございます。

この会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、現状で約550人の会計年度任用職員の数を想定しております。

また、臨時・非常勤職員の任用、給付等の条件が適正に明確化されることで処遇改善につながり、現状と比較しますと、来年度全体

で約6,400万円の人件費等の負担増を見込んでおりました。財源として、国では地方交付税措置を講ずるとされているところがございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

**○議長（漆島政人君）**

これから、議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第10 議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

**○議長（漆島政人君）**

日程第10、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第78号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を図るため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく申し上げます。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

一般職の非常勤職員を会計年度任用職員と位置づけまして、任用、服務規律等を明確にする会計年度任用職員制度が創設されたことを受け、人事や職員に関することを規定した条例に、地方公務員法の改正に沿って、会計年度任用職員の規定を位置づけ、必要な改正、整理を行うために条例を制定するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

この条例制定により今回改正します条例は、第1条の日置市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第2条の日置市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第3条の日置市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、第4条の日置市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第5条の日置市職員の育児休業等に関する条例、第6条の日置市報酬及び費用弁償に関する条例、第7条の日置市職員の給与に関する条例、第8条の日置市職員の特殊勤務手当に関する条例、第9条の日置市職員等の旅費に関する条例、第10条の日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、第11条の日置市地区公民館条例、第12条の日置市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の12の条例で、地方公務員法、地方自治法の改正に基づきまして、会計年度任用職員の規定を加えたり、会計年度任用職員に移行することによる修正を加えるなど、必要な改正を行います。

また、第13条は、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例が制定されることから、日置市行政嘱託員条例及び日置市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和2年

4月1日から施行するものです。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○21番（池満 渉君）**

12の関係条例が77号の制定に合わせて整理をされるということですが、このさまざまな関係の条例の周知徹底をどう図っていくのかということで、ひとつ市長のお考えをお伺いしたいと思います。

絵に描いた餅ではつまらないわけでありませぬ。ご承知のように、権利と義務は表裏一体であります。77号の条例の制定、これは処遇の改善であります。そして今のこの78号、これは職員としての重い責任と義務、倫理観が同時に伴いますよということでもあります。残念ながら先ごろ、本市の職員の不祥事が発生をいたしました。市長もみずからの責任を明確にして、職員の綱紀肅正というものを再度強く促されたところでもあります。現在市内の各地で交通法令講習会が開かれていると思っておりますが、そういった会場にも、中には職員の参加が少ないんじゃないかという声もこれまで幾つか聞いたことがあります。

そこでお伺いをいたします。

この際改めて、職員、そして今回の会計年度任用職員、全てを含めて、不祥事があったということだけではありませんけれども、本当に職員の倫理観あるいはしっかりと日置市をつくっていく、その職員としてどのような心構えを持っていけばいいのかということ、本当にいい機会、タイミングですので、徹底周知をされる必要があると思っておりますが、今回の条例改正、そしてあわせて整理をしたことを機会に、市長はこれをどのような形で職員の方々に周知をされていくのか、そのことをお伺いをいたします。

そしてもう一つですが、関連して、いわゆ

る規定でございますけれども、職員の服務規程あるいは倫理規定というのがありますが、これまでに、ここがいわゆる今回の会計年度任用職員といいますか、そこら辺までも広がっていくのかということ、こういったところの改正についてはどのようにお考えになっているかということ、あわせてお伺いをしたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、先般の大変、職員の不祥事の中におきまして、議会を含め市民の皆様方に大変ご迷惑をかけたのは事実でございます。心から深くお詫び申し上げたいというふうに思っております。

先ほど、任用の部分の中におきます条例、特に非常勤職におきます、それぞれの処遇待遇という部分の中で条例化をさせていただくということでございまして、このことはやはり国の統一的な関係の中で、非常勤職員もそれぞれの待遇をしていかなきゃならないということであろうかと思っております。

また、今回のこの条例の一部の想定、また廃止という部分の中で、特に職員の倫理観を含めた中で今後とも指導をしていかなきゃならない。特にこの廃止の部分で、日置市の行政嘱託員条例を廃止する、これがちょっと大きな課題でございまして、このことについては、先般も自治会長とも十分お話をさせていただいて、また、それぞれの報酬等、嘱託員の今給与的な分を払っておりますけど、これを払うことができず、今後は、自治会育成交付金という形の中でお流しをしてそれを手当としていかなきゃならない。こういうことにつきましても、きちっと、やはり先般も自治会長とも交流する中において、また総会等でも私ども職員が出向いて、そのこともきちっとお話をしていかなきゃならないというふうに思っております。

ご指摘ございましたとおり、特に職員の倫

理観につきまして、この12月を含め、特に飲酒運転、こういう綱紀肅正といたしますか、こういうものに十分気をつけながら、また今後ともそれぞれ部課長を含めた中で周知していくことをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第78号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第78号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案とおり可決されました。

関する基準を定める条例の一部改正について

△日程第12 議案第80号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第11、議案第79号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第12、議案第80号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第79号は、日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の官報による過誤訂正に伴い、所要の改正をし、あわせて条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第80号は、日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

△日程第11 議案第79号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

それでは、議案第79号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

本条例の改正は、9月の第4回議会定例会におきまして、議案第57号として、ご審議いただいております。

内容は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に準じ、本条例を改正するものでございました。幼児教育・保育の無償化が主な内容となっております。3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化され、また、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として、利用料が無償化されるものでした。

今回の改正は、この時点の国の基準の改正に誤りがあり、その後、内閣府令の官報による過誤訂正が行われたことにより改正を行うものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、国の基準の過誤訂正に従いまして、文言等の修正を行うものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正による市民への影響はございません。

次に、議案第80号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げ

げます。

内容は、国の子ども・子育て支援法の改正に準じ、本条例を改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例、日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部を次のように改正する。

本条例は、2条の規定により構成されております。

第1条は、法の規定に基づき、過料を科す旨の趣旨が規定されております。

第2条は、各号に該当する場合は、10万円以下の過料に処する内容を規定しております。

今回の改正は、第2条第1号及び第2号中におきまして、子ども・子育て支援法第30条の3に規定されている準用に関する規定を追加する改正を行うものであります。

この過料につきましては、子どものための教育・保育に関する給付及び認定に関して、市が必要に応じて求める報告、文書等の提出、提示がない場合または虚偽の報告を行った場合などの行為が該当します。

今回の改正では、特定地域型保育給付を含む子育てのための施設等利用給付に関して、同様に市から求められた報告等に対して、正当な理由のない拒否または虚偽の報告等の行為に対し、過料を科す旨を準用し、定めるものとなります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正による市民への影響はございません。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（漆島政人君）

これから議案第79号及び議案第80号の

2件について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第79号及び議案第80号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号及び議案第80号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第79号及び議案第80号の2件について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第80号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号日置市子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第13 議案第81号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第13、議案第81号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第81号は、日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

日置市公共下水道事業及び日置市農業集落排水事業に、地方公営企業法の規定の全部を適用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

議案第81号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、総務省が平成26年8月に提示しました公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップを受けまして、現在、特別会計を設置しております公共下水道事業及び農業集落排水事業を、令和2年4月1日から水道事業と同じ、公営企業会計に移行することから、移行に係る関係条例の改正及び条項の整理を図るものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市水道事業の設置等に関する条例に、新たに公営企業会計となる公共下水道事業及び農業集落排水事業に関する条項を含めた、題名を「日置市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改正するものでござい

ます。

また、以下本則につきましては、下水道事業への公営企業法適用年月日を規定するほか、公営企業会計となる公共下水道・農業集落排水事業、それぞれの名称や位置、そして水道事業の管理者の権限を行なう市長を上下水道管理者に改めるなど、水道事業と下水道事業を一本化するための条項整理を図っております。

また、附則におきましては、第1項にて、本条例の施行日を令和2年4月1日とすること、また、第2項から第20項においては、移行に伴い関係条文の整理が必要となる条例につきましては、条項整理を図るものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第81号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第81号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決さ

れました。

△日程第14 議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第15 議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第16 議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第17 議案第85号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第18 議案第86号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第19 議案第87号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第88号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第21 議案第89号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第22 議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第14、議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）から日程第23、議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの10件を一括議題とします。

10件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

議案第82号は、令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,741万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億7,166万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金や保育所運営費、国庫負担金の増額、ふるさと納税の寄附金の増額に伴うまちづくり応援基金積立金の増額などの予算措置のほか、来年度の施設維持管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など、所要の予算を編成いたしました。

まずは歳入の主なものでは、地方特例交付金で、子ども・子育て支援臨時交付金を4,574万円増額計上いたしました。

分担金及び負担金で、保育園負担金の減額などで5,830万4,000円を減額計上いたしました。

国庫支出金で、保育所運営費国庫負担金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額など、1億2,559万6,000円を増額計上いたしました。

県支出金で、障害児通所給付費県負担金、林地崩壊防止事業費県補助金の増額など414万4,000円を増額計上いたしました。

寄附金で、一般寄附金と指定寄附金を合わせて2億530万円を増額計上いたしました。

繰入金で、財政調整基金繰入金2億1,153万4,000円を増額計上いたしました。

市債で、公園整備事業債の増額などにより3,310万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、ふ

るさと納税推進事業費の報償費、委託料の増額、まちづくり応援基金積立金の増額、企業誘致対策費の補助金の増額など、3億7,138万9,000円を増額計上いたしました。

民生費で、障害児通所給付費の扶助費の増額などにより、4,781万7,000円を増額計上いたしました。

衛生費で、災害復旧に係る水道事業会計への負担金の増額などにより、1,342万3,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費で、焼酎用麴米に対する補助金の増額、県単補助治山事業費の追加内示に伴う増額などにより、1,227万8,000円を増額計上いたしました。

商工費で、スポーツ合宿補助事業費の補助金の増額などにより、87万1,000円を増額計上いたしました。

土木費で、公園費の活力創出基盤整備事業費の増額などにより5,334万3,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費で、現年補助公共土木施設災害復旧費の工事請負費の増額などにより、1億674万4,000円を増額計上いたしました。

公債費で、借入利率の見直しなどにより、2,457万2,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第83号は、令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,212万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,382万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、県支出金で、給付見込に伴う保険給付費等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、保険給付費の療養諸費で、一般被保険者療養給付費の負担金の支払見込に伴う増額などを計上いたしました。

次に、議案第84号は、令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,448万4,000円とするものであります。

歳出で、事業費の下水道整備費で、非常勤職員報酬の増額と通信運搬費の減額を計上いたしました。

次に、議案第85号は、令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,868万6,000円とするものであります。

歳出で、農業集落排水事業費の一般管理費で、非常勤職員報酬の増額と予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第86号は、令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,505万3,000円とするものであります。

歳出で、経営費の管理費で、修繕料等の増額と消費税の減額を計上いたしました。

次に、議案第87号は、令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億3,942万7,000円とするものであります。

歳出では、経営費の管理費で、消耗品費の減額と消費税の増額を計上いたしました。

次に、議案第88号は、令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585万2,000円とするものであります。

歳出で、温泉給湯事業費の給湯管理費で、非常勤職員報酬の増額と予備費の減額を計上いたしました。

次に、議案第89号は、令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ735万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億1,397万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、介護保険料で、第1号被保険者保険料の実績見込みに伴う減額、国庫支出金で、地域支援事業交付金の実績見込みに伴う減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費で、通所型サービス利用見込者の減に伴う委託料の減額などを計上いたしました。

次に、議案第90号は、令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,800万円とするものであります。

歳入では、繰入金で、一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、保健事業費で、人間ドック受診の委託料の増額などを計上いたしました。

次に、議案第91号は、令和元年度日置市

水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億6,814万4,000円に、収益的支出は、総額に6万6,000円を追加し、総額を8億6,384万円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、非常勤職員報酬の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入は、総額に2,119万9,000円を追加し、総額を2億1,519万9,000円に、資本的支出は、総額に1,604万5,000円を追加し、総額を5億3,099万4,000円とするものであります。

資本的収入では、国庫補助金で災害復旧事業国庫補助金の増額、工事負担金で災害復旧工事に伴う一般会計負担金を増額計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費で伊集院中央第1配水池災害復旧に係る工事費の増額などを計上いたしました。

以上10件、ご審議をよろしく願います。

#### ○議長（漆島政人君）

これから議案第82号について質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

#### ○2番（佐多申至君）

議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）、12月補正予算案の説明資料の9ページ、歳出の部において、02款01項03目07から13節において、ふるさと納税に関する予算が上げられております。現時点でのふるさと納税に関する歳入歳出額の状態をお示してください。

また、日置市民が他自治体へふるさと納税を行った件数及び当市が減免する、いわゆる減収となった額をお示してください。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

1月21日現在の一般及び指定寄附金の合計金額ですが、2億5,713万7,020円となっております。これに関連する返礼品や委託料などの歳出合計額が1億4,755万6,245円となっております。

また、日置市民が他の自治体へふるさと納税を行った実績でございますが、413人、寄附金額で3,306万3,500円となっております。令和元年における市町村民税の控除額は、1,376万6,874円となっております。

#### ○2番（佐多申至君）

最後に答弁された額は、本人にとっては減免されるということになると思うんですが、市としてはそれが減収となっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

控除額の1,376万6,874円が減収となっているという状況でございます。

#### ○2番（佐多申至君）

最後に、住んでいる自治体にも当然ふるさと納税はできるわけですが、制限または他の自治体との差別化、いわゆる市民からのふるさと納税の特典等はあるのでしょうか。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

住んでいるまちについては、ふるさと納税は原則できないこととなっております。

#### ○議長（漆島政人君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第83号から議案第91号まで

の9件について、一括して質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第83号、議案第88号、議案第89号、議案第90号の4件は文教厚生常任委員会に、議案第84号、議案第85号、議案第91号の3件は産業建設常任委員会に、議案第86号、議案第87号の2件は総務企画常任委員会にそれぞれ付託します。

---

△日程第24 請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請について

○議長（漆島政人君）

日程第24、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第25 陳情第3号障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情について

○議長（漆島政人君）

日程第25、陳情第3号障害者等の医療費助成制度の現物給付（窓口無料）を意見書として鹿児島県に求める陳情についてを議題とします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第26 陳情第4号日置私立幼稚園の整備及び充実を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第26、陳情第4号日置市立幼稚園の整備及び充実を求める陳述書を議題とします。  
本件は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12月6日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時01分散会



第 2 号 ( 1 2 月 6 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（15番、3番、7番、12番、14番）
-------	-------------------------

本会議（12月6日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

○15番（西菌典子さん）

おはようございます。12月議会一般質問トップバッターを務めさせていただきます。

まず1番、図書館と移動図書館の一層の充実について質問いたします。9月議会におきまして、同僚議員も質問いたしました。私は健康づくりに積極的に取り組む本市が、高齢社会や過疎が進む中であって、図書や本を通すことによって、どこでも誰でも心の安定や成長、健康づくりや地域づくりができる文化の香り高い日置市をつくることを願って質問いたします。

今、私たちは多くのメディアが世界中を駆け巡るさまざまな文化や情報の渦の中におります。そうした中で暮らしながら、私たちが心の中の幸せや安定がどれだけ築かれているかということを考えるとき、不安定という状況に置かれているように、私には思います。

私は、本というものを1冊最後までなかなか読み切るとするのが難しいです。でも、本と向き合う時間は、とても落ち着く楽しいひとときです。時折、ボランティアなどで本の読み聞かせをするときがあります。絵本や、ちょっとした詩などを読んでも、子どもたちは目を輝かせて聞いてくれます。でも、それ以上に大人の方々は、時に涙を流しながら感動して聞いてくださいます。子どもたちは未

来に向かって夢と希望と興味いっぱい聞いてくれますが、大人は、自分が歩んできた人生と重ねて、心と向き合って聞いてくださっているんだと感じます。そうしたとき、本や読書の大きな力を実感する大切なひとときです。

私は、今回、そうした図書や本の役割、その殿堂である4つの市立図書館のあり方、また高齢社会と過疎が進む中で、心の安定や生きるすべを無料で与えてくれる一冊の本を、誰でも公平に見つけたり接したりできる幸せを大切にしていきたいと願って、また心の栄養源と、健康と道しるべを見つけ、文化を築ける心豊かな日置市でありたいと願って質問いたします。

1番、4図書館の年代別・地域別の利用者状況を伺います。

2番、利用者に優しいという観点で、特に中央図書館、東市来図書館の現状がどのような状況であるかを伺います。

3番、健康づくりに、読書と連携して、心の健康づくりも積極的に目指さないか伺います。

4番、移動図書館「ひよしまる」は、学校施設などを巡回して喜ばれているのを見聞きしております。「ひよしまる」の活用と現状を伺います。

5番、第2次総合計画実施計画、平成30年度から32年度の主要事業一覧におきまして、図書館管理運営の平成31年度——令和元年度でございますが、事業計画におきまして、団体等の連携や「ひよしまる」の更新が記載されておりますが、具体的内容を伺います。

2問目でございます。安定ヨウ素剤についてお尋ねします。

今世界中で若者たちが自分たちの未来を奪うなど環境汚染や地球温暖化に対して声を上げております。地球は、産業革命時に比べ

3.9度上がる可能性を秘め、原発からの使用済み燃料も何十万年もの管理と不安を将来世代に押しつけております。

テレビで毎晩、今後30年以内に70%の確立で起こる首都直下型地震の放送があります。番組の最後で、「備えはあなたにもできることはあります。あすと言わず、今すぐできることをしてください」と訴えます。川内原発のそばに位置する日置市、福島原発事故は他人事ではありません。原発から生み出される核物質は、想像もつかない長い寿命で脅かし続けるという使用済み燃料を含めた放射性物質の危険性に比べれば、私たちの寿命は余りにも短く無力で、原発の40年から60年しか使えないという使用期間もとんでもなくはかなく短いものでございます。そして、いつまでも避難計画や安定ヨウ素剤服用被ばくの危険という私たちの世代の欲望のつけを未来世代にも押しつけねばならないということも非常に無責任で理不尽であります。

そうした現代社会の矛盾に耐えて、私たちは市民の安全を守り続けねばなりません。放射性物質の一つ、放射性ヨウ素の内部被ばくから有効的に身を守ることができる唯一の安定ヨウ素剤の適切な服用、適切に飲めば被ばくせずに飲んだのに飲めなかったという市民が出ないように、市は適切な努力をせねばなりません。それには、市民各自が手元いつでも使えるように常備しているか、行政がうまく備蓄して、適切に配布できるか、その2つしか方法はありません。

そこでお尋ねします。1番、さきの安定ヨウ素剤の事前配布の申請状況はどうであったか伺います。

2番、放射性物質の影響が大きい妊産婦や未就学児のいる家庭は全て対象であります、申請状況はどうであったか伺います。

3番、玄海原発のPAZ、UPZ圏内の3市町は、学校や公民館など身近なところに

分散備蓄して、市民の安心安全を目指しております。本市でも、対処しやすい配布や分散備蓄のあり方を検討すべきではないか伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の、図書館と移動図書館の一層の充実を図るべきではないか、このことについては、教育長に答弁させます。

2番目の、安定ヨウ素剤の分散備蓄についてという問いの中のその1でございます。本市における本年度の申請状況は、63世帯201名の方が、安定ヨウ素剤の事前配布を申請しております。

2番目でございます。妊婦や授乳婦について、6名の方が申請しており、未修学児においては、34世帯57名の方が申請を行っております。

3番目でございます。安定ヨウ素剤の分散配備につきましては、緊急時に県や市職員が備蓄しているところから、緊急配布場所や避難退域時検査場所へ安定ヨウ素剤を搬送し、対象住民に順次、配布調整することになっております。現在においては、県の指導のもと、緊急配布場所と本庁の2カ所に備蓄し、緊急時に対応できるようにしております。

以上で終わります。

〔教育長奥善一君登壇〕

#### ○教育長（奥善一君）

それでは、1番目の図書館の充実と移動図書館の一層の充実を図るべきではないかというご質問にお答えをいたします。

まず、その1でございます。年代別では、一般——これは大学生以上でございますけれども、一般が4館全ての利用者の70%を超えています。年間の地域別の利用状況は、中央図書館2万8,546人、東市来図書館1万1,081人、日吉図書館4,880人、吹上図書館7,034人となっております。

その2です。9月議会においても同様のご質問をいただきまして、お答えをいたしました。大規模改修等、今すぐに対応できず、利用者にご不便をおかけする部分においては、職員による対応を行っているところでございます。

その3でございます。図書館内に健康コーナー等を設置し、健康に関する図書の紹介等について、利用者に周知を図っています。今後は、図書館外においても各種健康づくりの事業と連携し、どのようにかかわっていかせるか各課とも連携調整を図り、一緒になって取り組んでいきたいと思っております。

4番目でございます。平成28年度までの「ひよしまる」の活用は日吉地域内の利用でしたが、平成29年度からは東市来地域、伊集院地域、平成30年度からは吹上地域の学校等へも巡回しています。本年度は、年間90回程程度の巡回を計画しています。

5番目です。総合計画の中で、図書館を含む社会教育施設等を拠点としたさまざまな学習機会の提供を行い、各関係機関、ボランティア団体等の連携による市民総ぐるみでの読書のまちづくりを推進しています。「ひよしまる」を更新することで、今まで以上に交通弱者の方々への図書の提供を行っていかせると考えています。

以上でございます。

**○15番（西園典子さん）**

まず1問目からお尋ねをしたいと思いますけれども、その前に、教育長に幾つかお尋ねしたいと思っております。

教育長自身の図書や読書に対する率直なお考えをお伺いしたいと思います。

**○教育長（奥 善一君）**

読書は、心の栄養だというふうにも言われております。一冊の本との出会いが人生を変えることもございます。椋鳩十の「感動は心の扉を開く」という本の中にも、そのような

ことが書かれております。やはり、全ての人々がいい本と出会って、そして人生を豊かなものにしていく、していただきたい、そういう思いを持っております。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

私もそういう意味でお尋ねしていることでありまして、気持ちが同じだなというふうにすごく喜んで、うれしい思いがいたします。

続きまして、市民や日置市に対する図書館の役割ということにつきまして、お考えを伺いたいと思っております。

**○教育長（奥 善一君）**

市民の皆様にとりまして、公共図書館、4つございます市立図書館は、そういう読書との出会いをする大切な場所だというふうに思っております。したがって、全ての方々に図書館をたくさん利用していただけるように、できる工夫をいろいろ行っていききたいと思っております。

**○15番（西園典子さん）**

もう一つ、市民は図書館、また本を、何を求めて利用しようとしているかということ、どういうふうに見ていらっしゃるのか伺います。

**○教育長（奥 善一君）**

図書館の利用につきましては、それぞれ目的によって違うと思っております。いろんなことを知りたいというような思いもあられるでしょうし、まず何よりも本を読むことが非常に楽しみである、本を読むことが好きである、そういう至福の時間といいますか、そういったようなものを求めて、やはり図書館に行っていたきたいなというふうに思います。

**○15番（西園典子さん）**

今、教育長がおっしゃいましたように、図書館の役割というのは、楽しみであったり、一人一人の至福の時間であったり、落ち着いた、心の癒しを求めたり、いろんな、

ただ本を読むというだけでなく、そういうような役割があるのではないかと私も思っているところです。教育長も同じ考えであるというふうに伺いました。

そこで、利用状況や、また4図書館の状況などが、こうして先ほどからお答えになってまいりました。意外とこうして、いろんな大人の方も子どもも利用しているというふうに感じております。

そこで、私は、いろいろこうして見るときに、日置市の子育てアンケート結果の中に、やはり行政に望む、充実を図ってほしい子ども・子育て支援ということの中で、子連れでも出かけやすく楽しめる場所をふやしてほしいというのが、73.4%というふうに断トツ多かったです。落ち着いて図書館ができ、そういう場にもなれると、子どもたちにとっても、また親も、一緒になっていろんなできるという意味で図書館の役割もあるのではないかと考えております。

また、「元気な市民づくり運動」推進計画によりますと、日置市の男性というのは、国や県よりも自殺率が高いという数字が出てきておりました。また、日置市障がい者計画のアンケートによりますと、介護や介助をしている方が困っていることの1番が、「気持ちや心が疲れている」、また、同じく障がい者の方々が一番困ること、外に出たりするという事に困ることというので、段差やトイレなどの設備を真っ先に考えたり、どうであるかということを考えたり、そこに行ったときに周囲の理解が欲しいというアンケートなどのいろんな声を見ることができました。

そういう方々も本当に気軽に図書館に行ったり、一冊の本で救われたり、心を癒す場になってほしいという思いがあってお尋ねをしているところがございます。そういうことに関しまして、今の4図書館、また地域別の利用状況、そして2番の利用者に優しいという

観点で見るという、1番と2番というのをあわせて、どういうふうにお感じになれるか、再度お尋ねしたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

ただいまお尋ねの件につきましては、前回の議会でもそのようなご指摘をいただいております。図書館の施設的なものも含めまして、市民の方々が利用できやすいような方向で私どもも改善を図っていきたいというふうに思っております。

まだ十分にできていない部分については、できるだけ職員が対応するという方向で行っているところがございます。

#### ○15番（西園典子さん）

9月議会で同僚議員が質問したときに、アンケートをとるというふうなお答えがあったように思います。アンケートをとるときに、先ほどから教育長がお答えになっていらっしゃるような視点、それから私が今こうして一番懸念しているような、そういうような改善点、そういうことなどの、どういうふうに改善したらいいかという意味で、アンケートはどのような視点でとろうと思って、またいつごろにする予定であるのか、また対象はどのようにしていきたいのか、その辺をお尋ねします。

#### ○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいま図書館のアンケートについてでございますが、アンケート内容につきましては、今後、職員のほうで検討しまして、さまざまな点、ハード面、あるいは本の宅配とか移動図書館車、あるいは返却についてとか、さまざまな項目について、職員のほうで項目を設けて、図書館協議会という図書館に関する協議会がありますので、そちらで意見を聞きながら実施していければと思います。

実施については、令和2年度中にまとめ上げて、3年度中にできたらというふうな感じで考えております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

アンケートのことは伺いました。

健康づくりについてでございますけれど、健康づくり、私も日置市の健康推進条例、また健康づくりの活動の行政からいただきました冊子などを読ませていただいたりしております。その中で、生涯学習を通し、また、体の健康というのの中に、やはり社会性を持つということが一番の健康の一步であるというようなことで、外に一緒に出ましょう、また人と触れ合いましょうという中に、また一步、心の健康という意味で、その中に本も加えていったらというように思いで、この健康づくりの中に、読書と連携して心の健康づくりを目指してほしいということも思っております。

ここで、先ほどおっしゃいましたように、健康づくりの事業と連携して、どのようにかかわっていけるか、連携を、各課とも連携を図って一緒になって取り組んでいきたいというお答えがございましたので、ぜひ教育委員会のそういう分野だけでなく、生涯学習、また本当に子どもたちが成長して、ちゃんと成長していくためにも、また大人が健康でないと、心の健康が保てないと子ども自体も健康に育たないと、そういう社会現象のさまざまな見聞きする悲しい現実があります。そういうためにも、教育委員会と、また市長部局の健康づくり、そちらのほうも連携をとって進めていただきたいというふうに願っておりますが、再度お答えいただきたいと思えます。

○社会教育課長（梅北浩一君）

先ほど教育長も申されましたが、体の健康、それと心の健康、読書については、心の健康に大きく影響を与える、人間性を豊かにするなど影響があると思えますので、心とあわせて体の健康の部分とも密接に関係があるものとして、今後また協力して、各課との連携を図っていききたいと思えます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

「ひよしまる」の活用についてお尋ねをいたします。「ひよしまる」は、私も前から活用もですが、「活躍している」という言葉を使いたいぐらいに一生懸命にしているというのを感じております。年度のずつとの動きも、決算資料とかそういうので、どのくらい動いたということも、冊数も含め、また巡回した場所なども含めて読ませてもらいました。非常にふえていく、そして喜ばれているというのを感じております。

しかし、現在、子ども、学校、どちらかといえば小規模の学校が中心であったり、また高齢者の施設とかそこら辺が始まったりしておりますけれども、先ほどからの健康づくりというふうに考えたときに、今各地域でいろんな、いきいきサロンとか、それから筋ちゃん体操、そういうものとの連携もあってもいいのではないかなということも思ったりしております。そのことについていかがでしょうか、お答えをいただけたらと思えます。

○社会教育課長（梅北浩一君）

健康づくりにおきましては、各自治会、あるいは地区公民館等で多くの場所で実施されているような状況でございます。「ひよしまる」の活用ということで、そういう地域へも、希望がありましたら出向いていけるような体制づくりに持っていったらというふうに考えております。

以上です。

○15番（西園典子さん）

いろんなところに行けるような体制づくりというのが、また難しい現状、現実もあるのではないかと危惧しております。車自体も非常に古くなりました。そして、職員の現状などもいかがかななどと心配しております。これを移動図書館というのは、今非常に、やはり過疎が進み、高齢者がふえてきている社会

の中で、この日置市の中で、やはり図書館のある場所が、それぞれの地域の中央の部分にあるために、本を読みに行きたいと、本を読みたいと、本を買いたくても一冊が1,000円前後もする本が多い中で、なかなかそういう余裕がないという中で、無料でどんな本でも、また選ぶことができる図書館のありがたさというのは、やはり公平に、図書館の周辺部だけでなく、また車の乗れる人、乗れない人にかかわらず、多くの人、市民が、その恩恵を受けることができるように努力するのが、やはり行政の役割ではないかという意味で、「ひよしまる」の充実ということをお願いいたします。

その辺にしまして、難しいこととは思いますが、5番の計画、それも含めて、更新ということがなされておりますが、そのところをもっと具体的にお話しただけならと思います。

#### ○社会教育課長（梅北浩一君）

現在、総合計画の中で、「ひよしまる」の更新ということで計画をしております。更新につきましては、現「ひよしまる」が、相当年数経過していることも加えて、積載量が少ないということで、1回の巡回、数カ所の巡回をすれば、もう一回帰らないといけなくなると、そういうことまでを含めて、大きな積載量のある車を更新したいということと、あと階段等に、現「ひよしまる」は、後ろに階段があるんですが、そこに手すりできなかったりとか、あるいは雨の日の利用について、ひさがなかったりするものですから、現在の移動図書館については、そういう雨対策も十分なされておりますので、そういう移動図書館をぜひ更新したいということで、総合計画にも掲げてございます。

以上です。

#### ○15番（西園典子さん）

ぜひそういうようないろんな図書館弱者と

呼ばれるような、そういうところにお住まいの方、またそういう状況に置かれていらっしゃる方、そういう方々の心の中にも、やっぱり一つの光というものを与える機会に、一冊の本に巡り合う機会があったらほしい、あっていただきたいということを思って期待していきたいと思います。

次に、安定ヨウ素剤の備蓄などについてお尋ねをいたします。

先ほど説明がございました今年度の申請状況、去年よりは何十名かふえているという現状でございます。その現状にしまして、多いのか少ないのか、先ほど63世帯201名の方が配布を申請しているというお答えでございました。それが多いのか少ないのか、どのような判断をしておいでなのか伺います。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

本年度が、先ほど市長が申しましたとおり、63世帯201名ですが、昨年度は194名の方が申請されていらっしゃるようですので、若干ふえているという状況でございます。

#### ○15番（西園典子さん）

何名かふえていると、どういうふうにか多いのか少ないのか、どういうふうにか考えられるのかということをお尋ねしております。お答えください。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

この申請につきましては、インターネット、あるいは郵便等で県のほうに申し込むわけですけれども、今回、このインターネットによる申し込みのほうがかふえたのかというふうにか分析しております。

#### ○15番（西園典子さん）

多いのか少ないのかということのお答えはないわけでございますけれども、昨年と同じようであったということは、進展がなかったというふうにか判断してもよろしいでしょうか。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

昨年が194名、ことしが201名と申し

ましたが、201名ふえたというふうを考えております。

○15番（西園典子さん）

数名であっても、ふえたはふえたであります。減るよりはよろしいわけでございますけれども、2番のほうにも関連いたしますが、全体的な数字もございませけれども、一番影響の多いと言われる妊産婦、未就学児、子どもたち、未来のある子どもたちに対して、妊産婦は6名の方が申請、それから未就学児においては34世帯57名の方が申請と、それはこの未就学児の全体数は何名であると把握していらっしゃいますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

その数字は、現在、手持ちがございませんので、後もって答えたいと思います。

○15番（西園典子さん）

それは、そういう数字は聞くとはお伝えはしておりませんでしたけれども、それは当然、どうであるかという数字が考えていただいているのではないかと思ってお尋ねをしたところでございます。

34世帯ということでございますので、その中で、全体の未就学児といったら、6歳、5歳以下というふうを考えれば、随分と少ないというのを感じます。UPZの管内ですね。やはり、そういうことに対しまして、もっとどうにかしなければいけないというふうに考えられなかったのかどうなのか、この1年間を通してですね、そこをお尋ねしたいと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

今回の申請に対しましては、対象地域への家庭へ全戸配布のチラシ、それと県のほうとしましては、県のホームページ、あるいは地元の新報のほうで広報をしているというようなことで、広く広まったはずではあると思います。

○15番（西園典子さん）

なぜ子どもたちや妊産婦が非常に重要であるかということについて、十分ご理解していらっしゃるのでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

最も影響の受けやすい小さい子どもたち、あるいは妊産婦さん方ですので、十分その辺は認識しております。

○15番（西園典子さん）

小さい子どもは細胞分裂が激しい。どんどんどんどん細胞分裂しますね。そして、一つのところにこうしてしたのが、細胞分裂で一挙にどんどんどんどんふえていくと。また、それから臓器が小さい。小さいために、その臓器がすぐ隣の臓器まで犯してしまう、そういう意味で、小さい子ども、また妊産婦の中の胎児、大きな影響を、大人に比べて、ずっとずっと大きい影響を受けやすい。だから、そういう家庭は躊躇せずにしなければ、そういう子どもたちを対象にしては、全員が対象であると。その全家庭の、全世帯が対象であるというふうになっているわけですよ。ほかには条件が、いろんな条件がありますが、ここだけはそういうふうに変な状況であるということを思って、しているところでございます。そこは十分理解していただきたいと思います。

そのためには、時には乳児健診とか、いろんな健診などもありますよね。そういうときに、またこういうのがありますから、やはり自分の身は自分たちで守るという意味で、申請もする機会もありますよと、それでしか、いざというときは、それでしか自分の身、子どもたちの身は守ることができないですよということをおっしゃったり指導したりすることはなかったのですか。また今後、そういうようなことを計画はなさらないのでしょうか、伺います。

○健康保険課長（長倉浩二君）

確かに、その視点はなかったもので、今後、妊婦健診とかそういう機会を利用して広報していきたいと思っています。

**○15番（西園典子さん）**

これは子どもたちの、本当に今毎日何があるか、起こってもおかしくないというような天変地異の、そういうような気象状況も含めて、地震やいろんな火山の状況なども言われております。そういう中で、やはりいざというときに、一番未来を築いていくための、そういう小さい幼い、自分の心では、自分の身では自分を守ることができない、大人の力を借りなければ守ることができない子どもたち、そういう子どもたちは、大人のほうが守ってやらなければ、行政のほうや、また親が守ってやらなければ、子どもは自分自身を守れない、そういう状況でございますので、そういうところには、きちっと指導をしていただきたいということを、ここで強く申し上げておきます。

備蓄について入ります。備蓄に対しましては、私どもは唐津のほうに行きまわりました。唐津市では、たくさんの備蓄、玄海原発の玄海町などは、昭和の時代から備蓄をしていたと。唐津では、平成の4、5年のころから備蓄をしていたと。そういうので、身近な学校とか公民館とか、いろんな診療所などにも、たくさんの方で、20カ所ぐらいのところまで備蓄をしております。そして、また避難をするときに、緊急配布所というのは、またたくさんの方で、そういう人たちが漏れがないようにというふうで、緊急配布場所を計画しているようでございます。

本市は、緊急配布所、備蓄の場所、備蓄は、先ほどおっしゃいました本庁と保健センター、いざそういうことがあったときに、どういふふうに対処して安全に配布なさるおつもりなのか伺います。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

万が一の場合、市の職員が、東市来の保健センター、あるいはこの本庁の備蓄場所から避難退域時検査場所等に出向きまして、対象の住民の方々に配布するというようなことを想定いたしております。

**○15番（西園典子さん）**

いつ、どういうときに職員が保健センターに行き、どれだけの人が、どれだけのところに、大体2万5,000に近い人たちがいらっしゃると思いますよね。先ほどの備蓄を申請をしていない人たちがほとんどであります。そういう持っていない人たちに、2万人を超える人たちに、どういふふうにしてそういう保健センターからどれだけの職員の方々が、どんなふうにしてお届けになれるのか、具体的にお示しください。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

緊急時においては、発生時の状況により避難経路も変わりますので、指定された、先ほどの緊急退避場所等につきましては、いろいろなケースが考えられると思いますので、それに応じた体制をとっていきたいというふうに思っております。

**○15番（西園典子さん）**

原発事故は単独で起こるだけとは限りませんね。単独で起こるよりも複合災害で起こる可能性のほうが高いと。そういう中で、それぞれの職員は、それぞれのところでさまざまなことに災害に対してのことを対処しなければいけないという中で、2万人もの人たちに、どういふふうにして保健センター1カ所からそういうところに、誰が、職員がおっしゃいましたけど、本当に可能なのかどうなのか考えてみたときに、私は絶対に不可能であるというふうに思っております。私の考えが、不可能ではないよとおっしゃるなら、その証拠を見せていただきたいとまで思っております。

さきの唐津のことを申し上げますけれども、

申請に、この安定ヨウ素剤というのの使用と、備蓄を適切にして安定ヨウ素剤を、服用する時間が問題であって、いつでも飲んでいいというものであれば、そういうような配り方でも何でもできると思いますが、実際、被ばくする、内部被ばくをするまでの間に飲まないといけないと、適切な時間、時に、飲まないといけないというところに2万人もの人にそれを配れるということは、可能であると思われるのかどうなのか、これは市長に伺いたいと思います。市長、お答えください。

**○市長（宮路高光君）**

可能なのか何なのか、そういうのを端的にはできませんけど、やはり事前にそういう訓練というのはやっていかなきゃならない。安定ヨウ素剤の配布という中で、課長も答弁いたしましたとおり、備蓄は備蓄としておりますし、議員がおっしゃったとおり、複合的な災害の中で起こってしまう、それをヨウ素剤だけ配布するというわけにはいかない部分もございますので、今後、いろんなケースを考えながら、また県とも、このことについては十分協議をしていきたいと思っています。

**○15番（西菌典子さん）**

先ほど、災害はいつ起こるとも限らないとテレビでもいつも言うております。そういうような中で検討していきますと、具体的にどのように検討して、2万人の人たちに配布を、申請を申し込みの方々はこんなに少ないと、そういう中で、いつ来るかわからないというときに配布を、適切なときに配布を、この職員でどれだけの方々が、実際職員の方々も被ばくしてはならない、そういう状況で、本当に今の2カ所、保健センターが中心になってということが可能であるのか不可能であるのか、そこ辺はどうお考えになられるのか、市長、お答えください。

**○市長（宮路高光君）**

可能、不可能は大変難しい言葉であるとい

うふうに判断しております。基本的に2万いくらの中において、やはり最優先する人はどの方々なのか、やはり全部一緒に配布というのは大変難しゅうございますので、そういう原因が起こったときに、私どもは、やはり最初にどなたか、子ども、妊婦、そういう方々から優先していきますので、みんな一斉にやるということはできないというふうに思っております。

私ども、今後、やはりこの安定ヨウ素剤の配布につきましても、事前にいろいろとこういう公表しながらやっておるんですけど、現実的にはこれだけの数しか申請していない、やはりまだ市民の意識というのも低い部分がたくさんございますので、ここあたりもPRしていかなきゃならないというふうに思っております。

**○議長（漆島政人君）**

西菌典子さん、34秒ですから。

**○15番（西菌典子さん）**

今度で最後にいたしますが、総務企画委員会では唐津に行きました。それから、また現場の、こちらの市役所内の備蓄の状況も見ました。そして、総務企画委員会の委員の全ての方々が分散備蓄をすべきだということをお答えに、感想に書いていらっしゃる。そして、特に山手のほうなど、そういうことをきちっとすべきであり、また保管場所も管理をきちっとすべきであるということを書いていらっしゃる。そのことのところのことも考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

そこに対するお答えを再度伺って終わりにしたいと思います。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

安定ヨウ素剤を効果的に使用するためには、いわゆる服薬のタイミングが大変重要になってきておりますので、災害発生時には状況を見極めながら判断していく必要があります。

今後も引き続き、県と連携をとりながら災害訓練を重ねる中で、緊急時への対応ができるようにしていきたいと考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

○3番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。今回は、不登校支援と非常食分散備蓄とそのローリングストックについて質問をいたします。

平成30年度の小中学校の不登校状態にある児童生徒は、全国で16万人を超えました。平成28年には、教育機会確保法ができたことから、学校以外の学びの場を推進していく動きも出てまいりました。本年度10月には、文部科学省より改めて不登校児童生徒への支援のあり方について通知が出ています。

本市は、10年以上前より、伊集院地区管内に適応指導教室、別名ふれあい教室を設け、多くの児童生徒の通所に力を注いでおられます。また、民間施設への通所を行っている児童生徒もおります。しかし、本市でも、支援を講じて不登校児童生徒数は年々増加している状況です。鹿児島県では、高校生756人を含む2,679人がこのような状況にあります。

みずからの進路を主体的に捉え、社会的に自立することの必要性を支援の視点とした今回の通知に沿い、本市では、今後どのような環境整備をなさっていくか質問いたします。

また、防災については、これまでも多くの議員が提言をされているところですが、非常食の備蓄状況の改善と食品ロスを防ぐためのローリングストック、「備える・食べる・買い足す」について提案させていただきます。

それでは、通告書を読み上げます。

1、不登校児童生徒への支援のあり方について問う。

(1) 不登校児童生徒は年々増加傾向にある。現在、伊集院地区公民館で行われている適応教室の施設設備について問う。

ア、地区公民館は、地域づくり・生涯学習・情報化の拠点として位置づけられている。公民館制度がスタートした平成20年から既に10年以上経過しているが、一部の部屋が常時、適応教室として使用されていることに対して課題はないか。

イ、一つの部屋で集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための指導などや教科指導、生活指導など、さまざまな指導が行われているが、課題はないか。

ウ、集団で活動する部屋、相談室、職員室などを備えた施設への移転を検討しないか。

(2) 学校に復帰した児童生徒の受け入れ態勢はどうなっているか。

(3) 文部科学省では、10月25日に学校復帰を前提とした過去の支援のあり方を見直し、フリースクールなど民間施設の意義を明記した通知を県教育長らにあてて出しています。

ア、多様な教育機会の確保として、日置市で出席扱いができる民間施設の数と、現在利用している児童生徒数の状況は。

イ、民間施設とどのような連携や協力体制がなされているか。

2、食品ロスにしない備蓄食料の活用とローリングストックを図らないか。

(1) 現在、保存食のストック数はどうなっているか。

(2) 学校給食センターに保存食の分散備蓄はできないか。

(3) 防災教育の一環として、防災備蓄食料品を使用した学校給食を実施しないか。

以上、本市の考えを伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1 番目の不登校児童への支援のあり方について、その中におきまして、特にアという部分の中でございますけど、伊集院地区は、本市で最も人口の多い地区であり、各種講座や会議等に参加される方々も多い状況であります。地区公民館からは、会議室の利用に対して調整できないこともあり、課題として意見をいただいております。

このような状況を踏まえ、教育委員会も相談しながら、現在、適応指導教室の実施場所について検討をしている状況でございます。

ほかについては、全体的に教育長のほうに答弁をさせます。

2 番目の食品ロスにしない備蓄食品の活用とローリングストックを図らないかという質問でございます。その中におきまして、現在のストック数ということでございますけど、令和元年 11 月末日現在の食料の備蓄数は 2 万 7,068 食であります。

また、その 2 でございますけど、ストック容量に余裕があれば、有効な場所への一つと思われませんが、備蓄食料の多くは避難所に届ける必要があることから、できるだけ避難所への分散備蓄を優先させていきたいというふうに思っております。

ほかのことについては、教育長のほうに答弁をさせます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1 番目の不登校児童生徒への支援のあり方について、続けてお答えをいたします。

まず 1 番のイでございますけれども、児童生徒の実情に即した指導がなされておりますけれども、通級する人数の増加や児童生徒の学習への集中力などを考慮すれば、複数の部屋があることが望ましいと考えます。

そのウでございます。近年、ふれあい教室を利用している児童生徒はふえつつあります。そのことによって、場所の問題は以前からございましたので、現在、場所の選定を行い、所有者との協議中でありまして、了解が得られ次第、教室の移転を行う予定でございます。

その 2 でございます。学校は、復帰できた児童生徒について、出席状況や学校での様子などを注意深く見守り、保護者との連携もより一層図っております。また、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、全職員一丸となって居場所や活動の場づくりに努めております。

その 3 のアでございます。現在、学校長が出席として認めているフリースクールなどの民間施設は市内に 1 か所でございます。11 月 1 日現在、利用している市内の児童生徒は 1 名でございます。

そのイでございます。生徒が施設に通っている学校では、施設における出席の確認や学習の様子を聞き取るなど施設との連携に努めております。

大きな 2 番でございます。食品ロスの問題でございますけれども、現在、（1）現在、保存食のストック、ここは先ほど市長がお答えした部分でございます。その 2 番目から参ります。その 2 でございます。学校給食センターには、余分なスペースがなく、保存食の備蓄はできません。現在、文部科学省では、避難所となる学校施設の防災機能強化として、学校に備蓄倉庫や飲料水の設置を進めておりますので、保存食についても関係課と連携し、各学校へ配置したいと考えております。

その 3 でございます。防災備蓄食料品が学校給食として提供できるかどうか、価格面で比較をしてみました。1 食当たりの単価が通常の学校給食の 2 倍以上となることから、今のところ学校給食での提供は考えておりません。

以上でございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を  
11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時09分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（是枝みゆきさん）

それでは、1番目につきまして2回目の質問をいたします。

ご答弁にいただきましたように、伊集院地区館は1万人余りの人口を抱える日置市中でも最も大きな地域でございます。先月、市民の皆さんと語る会におきまして、高齢者クラブの方々とお話をさせていただく機会を得ました。このクラブでは、「延ばそう健康寿命、担おう地域づくりを」のテーマのもと、元気に意欲的に活動に取り組んでいらっしゃいました。もっと多くの会に参加して、会員数もふやし、まだまだ地域づくりに貢献をしていきたいんだという頼もしいお話もいただいたところです。地区館は、このような方々に答えるべく、拠点であり、公民館講座や自主事業講座初め、地域の方々の活動の場として使用される場所でもございます。さまざまな団体が同時間でも活用できるよう部屋を確保することが大切なことだと思います。

しかしながら、また、これまで十数年の間、適応指導教室に通う児童生徒が地域の方々と触れ合う場所であったり、花壇の手入れを一緒にするなどできる温かい場所でもあって、コミュニケーションを苦手とする子どもにとっては、よい場所である、もっとスペースの余裕があればなと思うところでもございました。今ご答弁いただきました課題もあるなど、少々残念な思いもしております。

さて、平成30年度の本市の不登校児童生

徒は76人、適応指導教室、別名ふれあい教室ですが、通級生が、若干の変動はありますが、26人、開級当時、本当に数名でした。記憶にある限り、1人、2人という通級する生徒がいました。それに比べて、多くの生徒が利用するようになったわけです。移転の協議中ということで、ご答弁をいただきました。今後、設置場所の移転検討に当たり、適応教室として備えておきたい設備、必要なものは何だとお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

お答えいたします。

小学生と中学生を分けるための部屋でありましたり、学校へ復帰しても違和感を感じないための児童生徒用の机や椅子、そういったものをそろえたいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

児童生徒のための学校用と同じような机、椅子ということで、大変私も賛成でございます。

集団生活に困難を極める児童生徒ですので、最初の一步が難しく、親の送ってくる車からなかなか出られないと、そういった場合に、突然集団の部屋に入る前に、もう一つ個室が欲しいという要望も聞いております。また、相談する部屋だとか、先生方の職員室、また教材備品、職員図書などを納めるスペースの確保など、指導員にとっても、指導員の先生方にとっても指導しやすい環境づくりに努め、家から出られない生徒が「あしたも行こうかな」と思えるような適応教室の設置を望みます。

複数の部屋が望ましいというような答弁をいただきました。教育委員会としては、どのような教室を検討されているのか伺います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

複数の部屋が準備できたときには、先ほど

議員がおっしゃったように教育相談、個別の面談ができる部屋はもちろんですが、通級してきた子どもが心が安定するような、そういうスペースも欲しいなと思います。また、小学生から中学生まで在籍しておりますので、その発達段階に応じた学習指導、こういったことも取り組めたらと思っています。

### ○3番（是枝みゆきさん）

できるだけきめ細かい指導ができるような、そういう設備を整えていただきたいと思います。

教育長に改めて伺います。今回の通知に、不登校の子どもに対する基本的な考え方も明記してございますが、改めまして、日置市適応教室の目標は何だとお考えでしょうか。

### ○教育長（奥 善一君）

ふれあい教室におきましては、まず第一に、学校へ登校できない子どもたちが家を出て、そして自宅以外の場所、居場所をつくってもらうことが第一の目標だというふうに思っております。

さらに、そこで学習に取り組んだり、それからほかの友だちと交流したり、あるいは体験活動を通したりして、社会への自立を培っていけることが2番目の目標だというふうに思っております。

次には、さらに学校の時間帯を見て、実際に学校に指導員と一緒に行ってみたい、そういうことを通して、最終的には学校へまた登校できるようになる、これが目標だというふうに考えております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、現在、高校生の子ども支援センターへの相談はどのくらいあり、その内容はどのようなものであるのかお尋ねいたします。

### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

今年度、子ども支援センターへの高校生による相談人数は13人です。相談の内容とし

ては、家族関係の悩み、不登校、そして情緒面の不安といったものになります。

### ○3番（是枝みゆきさん）

先般、高校の先生にお尋ねしましたところ、高校は単位制の授業になるので、保健室登校ではなく、欠席が続けば留年、もしくは退学、あるいは転校という形になりますというお話でした。そしてまた、その人数も多いとお聞きしております。県内では756人の不登校の高校生がおります。

近年、大人のひきこもりが社会問題となってきました。居場所を失った若者が、そのまま家から出られなくなるケースがふえております。不登校児童生徒の18%はひきこもりになっているというデータがあるということも聞いております。今後、検討される適応教室に、中学校卒業後の子どもの相談場所としての活用もできないかお尋ねいたします。

### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

かつて適応指導教室に通って中学校を卒業した子どもたちが、また再度、適応指導教室に尋ねてくることはあります。そうした場合でも、指導員の先生が親身になって悩みを聞いたり、また頑張りを励ましたりしているところ です。

ただ、現在の適応指導教室は小中学生で非常に多い状況がありますので、その相談してきた高校生が継続的にかかわる必要がある場合は、子ども支援センターへつないだり、また関係機関へつないだりしております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

尋ねてきた高校生が指導員の先生に親身になって話を聞いていただいたり、また力になっていただいたり、そういった場でもあってほしいと思いますし、そういう部屋も確保していただけたらと思っています。

本当に社会で大いに活躍ができる、すべきときに行き場を失う若者がいるのは、大変残念な気がしております。中学校を卒業しても

高校に行けない、また生きづらさを感じる子どもたちに寄り添うことは、時間がかかるかもしれませんがけれども、場所を設けてやるしかないのではないのでしょうか。

先ほど教育長が、ふれあい教室の目標をお話しいただきました。2番目に、交流体験活動を通して自立すると、そういう子どもたちを育てる目標があるとお話いただきました。本市の子どもたちに、ぜひきめ細かい支援を続けていただきたいと思っております。

さて、次の質問です。適応教室には、日吉・吹上方面からの児童生徒も通所しております。通学時間を考えたとき、日吉・吹上方面にも設置すべきと考えます。近い場所にあることにより、家から出られない子どもが一步を踏み出しやすくなります。また、親の送迎負担の軽減にもなります。教育長委員会のお考えをお聞きいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

現在のところ、当該地域からの登録人数が少ないという状況もございまして、開設場所の増設については今のところ考えておりません。今後ふえた場合には、そういったことも考えていきたいというふうに考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ふえないでほしいというのが一番の願いではありますが、現在、どんどんふえている状況であると、そういった場合、ぜひそういったことも考えていただきたいと思います。日吉地域は、学校統合によって、旧校舎ですね、そういったものもありますし、今後、日吉学園も開校することによりまして、日吉小学校は、その後どうなるのかなと思ったり、先生方の住宅、校長先生・教頭先生の住宅ですね、そういった教職員の住宅もあります。不登校児童生徒はもちろんですが、高校生になって不応を起す生徒の相談場所にも使えるスペースは十分あるのではないかと

考えます。財政とかセキュリティーなど課題はあると思いますが、子どもに寄り添う場所をもう1カ所つくるべきと思ひまして要望しておきます。

それでは、続きまして、（2）の2回目の質問をいたします。

文部省通告では、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていく工夫が必要とあります。復帰した生徒もあわせまして、現在、保健室登校、あるいは別室登校の児童生徒は日置市全体で何人で、最も多い学校では何人いるのか、また、その児童生徒は誰が主に指導に当たっているのかお聞きします。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

現在、教室に入ることができずに保健室やそのほかの教室に登校している子どもの数は25人です。最も多い学校では11人となっております。対応として、学級担任が基本、当たることとなりますけれども、状況に応じて、管理職、養護教諭、生徒指導主任などが対応しております。中でも養護教諭の継続的なかわりというのは、児童生徒の心の安定につながっていると考えます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

学校内のたくさんの先生方、職員の方々によって見守られている、そういった生徒たちなのですが、保健室登校といいますと、保健室の責任者は養護教諭であるということで、多くの学校では一人体制で、その職務をこなしていらっしゃるわけですが、日常的に養護教諭というのは、どのような仕事があるのかお尋ねします。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

児童生徒の病気やけがの対応、また担任とともに健康に関する授業を行ったりもします。また、児童や保護者の相談にも応じております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

一人の養護教諭の先生が、学校全体の健康管理をあずかっていらっしゃるわけですが、ほかにも学校の施設面の安全面とか、そういったところもあずかっていらっしゃるのかなと思っております。加えての保健室登校児童生徒の心身のケア、保護者や担任との連携、生活指導などが加わることは、多忙であり、責任も重いと思います。

本市では、平成30年度は特別支援学級に29人の特別支援教育支援員が組まれています。保健室や別室登校の児童生徒にも専門の支援員が必要ではないかと考えます。最大で11人という数を聞いて、大変驚いているところです。その辺はどうお考えでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

本市の特別支援教育支援員については、通常学級の子どもの特別な配慮が必要なケース、例えば多動であるとか、また、ちょっと情緒的に安定していないと、そういった子どもへの学習支援等に当たっていただいております。

しかしながら、保健室登校、別室登校の子どもたちに少なからずかかわることはあります。様子を見て、そして、その様子を管理職や担任に伝えるといった仕事をしていただいております。

しかしながら、現段階では、その特別支援教育支援員を別室登校の子どもの支援ということで充てることは考えておりません。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

となりますと、一番最大で11人が在籍していると。保健室登校、別室登校になると思われませんが、そういうところに、やはり常時、普段の中で指導してくださる、あるいは相談に乗ってくださる、そういった職員が必要なのではないかと思うわけです。加配教員が配置されることがベストだと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

加配教員は、いろんなケースがあるんです

けれども、生徒指導上、非常に困難な学校については生徒指導の加配はつきます。しかしながら、県内でも限られた数の加配となっております。その他、教科指導の加配はありますが、それぞれのやはり役割がありますので、この別室登校の子どもたちへの加配といったものは、なかなか難しい状況にあります。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

繰り返しになりますが、加配教員が難しいということで、できたら日置市で支援員の配置を要望したいのですが、そこは、再度になりますが、どうでしょうか。

#### ○教育長（奥善一君）

ただいまご要望の支援員の配置についてでございます。特別支援教育支援員も年々ふえてきているんですね。これにつきましては、最大限予算をいただいて配置をするように努めておりますけれども、新たな課題として、不登校への対応という視点では、現時点では、まだ考えておりません。今後の一つの課題かなと思っております。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

今後の課題として、大変多い人数だと驚いておりますので、ぜひ考えていただきたいと思っております。要望いたします。

それでは、(3)の2回目の質問をいたします。

本市は、早くより適応教室を設置し、また民間のフリースクールの連携に取り組まれているということは、大変評価するところです。文部省は、来年度の概算要求に、不登校の児童生徒の支援事業として2億円を盛り込みました。その一部をフリースクールや教育委員会が設ける適応教室に通う子どもを対象に、交通費や教材費など県が補助する場合、その3分の1を国が負担するというのを報じております。県の教育委員会にお話を伺いましたが、現段階では、一緒に、不登校児童生徒については、一緒になって連携しながらどう

いうことができるのかを検討しているという返事でした。ふえ続ける不登校児童生徒の実態に対し、なかなか明確な解決策を見出せないという困惑したお返事もいただいております。また、通所児童生徒の保護者に対しても、残念ながら具体的なお答えは現在はいただけない状況でした。

さて、適応教室への登校も、保健室・別室への登校もできない生徒、つまり家から出られない児童生徒もいるわけです。本人の希望を尊重した上で、フリースクール等での受け入れなど、今後、市ではどのようにお考えでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

教育委員会としては、やはり継続的に、委員会が所管します子ども支援センターであるとか、また適応指導教室への通級を、根気強く周知をしていきます。しかしながら、全く登校できない、完全不登校の子どもさん、そして、その子どもさんを抱える保護者の思いを考えますと、例えば、県の教育総合センターに通所相談、または電話相談といった窓口がありますので、そちらを紹介したりとか、また議員がおっしゃるように、フリースクールなど校長の判断で出席扱いとなる施設についても情報提供をしていきたいと思っています。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

全ての子どもたちに均等に教育する機会、そういったものが与えられるようなそういう支援を、ぜひ続けていただきたいと思っています。

全国で見ると、民間施設通所の生徒で経済的に困難と見られる児童生徒の保護者に対し、経済支援を行っている自治体もあります。例としましては、教育活動に必要な学用品、教材等の一部費用、体験活動で使った材料費などを補助しているようです。日置市独自でのお考えはないか伺います。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

鹿儿島県の教育委員会のほうからは、そういった補助の関係のことは聞いておりませんので、日置市単独としての補助としては考えておりません。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

わかりました。

それでは、大きな2番について、2回目の質問をいたします。

（1）ストック数ですが、備蓄食料品は目標数量には達しているのか、今後の購入計画はどうなっているのか伺います。

また、今回、台風19号の災害支援に飲料水を緊急搬送しておりますが、そのことによって備蓄状況がどうなり、今後の補充計画はどうなっているのかを伺います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

備蓄計画数量の充足率につきましては、食料は76.11%となっております。今後、電源立地地域対策補助金等を活用しながら、計画数量の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、先般、備蓄飲料水については、台風災害で福島県相馬市へ20のペットボトルを1,410本、救援物資としてお届けしたところではありますが、この補助につきましては、さきの専決補正予算により同数を発注いたしまして、近く納品される予定でございます。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、現在ストックされている食料備蓄の保存期間はどのような状態かお伺いいたします。保存期間が迫った食品はあるのか伺います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

保存期間につきましては、食料品について5年以上のものという形で調達をしております。

す。保有する備蓄食料のうち最も早く賞味期限を迎える食品は、アルファー化米4,500食で、令和4年3月が期限でございます。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

前回の一般質問で、同僚議員の賞味期限切れになる食品の活用についての質問に対して、防災訓練と、またフードバンクとあわせて生かしていくとの回答がございました。実際、市民のために使われた保存食や飲料水はどのくらいあるのかお伺いいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

備蓄食品につきましては、本年6月末から7月初めの大雨の際に、パンの缶詰28食、2ℓ入りの水8本を提供したところでございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

わかりました。

それでは、分散備蓄について2回目の質問をいたします。避難所となる学校施設の防災機能強化として、学校に備蓄倉庫や飲料水の設置を進めていると答弁をいただいたところです。学校に新しく備蓄倉庫をつくられるのか、あるいは学校内のどこかに備蓄をされるのか、どのようにお考えかお聞きいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

物資の提供があった場合には、学校の体育館、避難所となるべき体育館、そういったところに配置をしたいというふうに考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

体育館は体育倉庫とかいろいろな場所があるんですが、その場所については確保は大丈夫でしょうか。十分でしょうか、お尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

量にもよると思われますけれども、今議員がおっしゃった体育倉庫でございましたり、ステージ下のスペースでございましたり、そういったところを考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

食料品でございますので、体育用具と一緒にあるのもどうなのかなという気はします。安全面だとか衛生面だとか考えたときに、そこまでの配慮を考えて備蓄していただきたいなと思います。

非常備蓄というのは、ライフラインがとまるだとか、崖崩れや道路の寸断により、人や物の出入りができないなどが想定されて準備されるものなのですが、大災害の場合は、コンビニエンスストアもあつという間に在庫切れになるということが、もう既に証明されております。

現在、日置市では、食料品は集中備蓄倉庫の伊集院旧老人福祉センター、それから日吉方面に1カ所保管されているところです。炊き出し可能な場所でもある避難所となっている学校への分散備蓄として、各学校へ配置したいとの答弁をいただいたわけですが、その中で、現在、吹上中学校は避難所に指定されておられません。吹上中学校周辺は海拔46mにありまして、吹上中央公民館や支所の海拔13mよりはるかに津波対策としても合理的だと考えますが、吹上中を避難所として学校への備蓄は考えていないか、お尋ねいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

本市におきます指定避難所の収容人員等が、人口規模の4分の1程度であることから、避難所については、現在検討しております届け出避難所を含めまして、ふやす必要があるというふうに考えておりますので、その観点からも検討してまいりたいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

ぜひ吹上中学校も考えていただきたいと要望しておきます。

続きまして、防災備蓄食料品を使用した学校給食を実施しないかの2回目の質問をいたします。

東日本大震災後に開発された給食用の非常食の救急カレーの取扱いは全国的に大変広まっているようです。県の給食会にお尋ねをしましても、事例はありますというお答えをいただいております。2015年の救急カレーの活用事例も、全国版に、実は東市来給食センターの事例があって、熱心に取り組みられていらっしゃるんだなど、一昨日は南日本新聞にも郷土料理で記事が出ていたと思うんですけども、大変そういうところに敬服いたしました。

しかしながら、先ほど、単価が2倍以上になるということで答弁いただきました。保護者への負担とか、そういったものがかわってくるのかなと思ったときに、大変残念な気がいたします。

さて、救急カレーは、給食センターで取り組まれた事例なんですけど、ほかの地域において、市の備蓄食料と連携して、防災教育の一環として取り組んでおられる学校もあります。

福井市の学校給食では、市が備蓄している4品の非常食アルファ化米、缶詰の焼き鳥と野菜スープ、ビスケットを給食に提供しています。また、ほかの市でも、幼稚園、小学校、中学校で、アルファ化米を子どもたちがペットボトルの水で戻し、給食時間に食べるなどの事例もございます。

先ほど、期限切れの最も近いものとして、令和4年4月に4,500食があるとお答えいただきました。日置市内公立幼稚園から中学校児童生徒、そして教職員まで4,400人弱いらっしゃると思います。ローリングストックで防災教育の一環として、非常食を使っ

た授業に取り組まないか、また市として学校に提供の協力ができるのかお尋ねいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

市が保有しております備蓄食料につきまして、市の防災訓練、子ども食堂やフードバンク等の提供を通じて、食品ロスとならないような対策で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、防災教育の一環として学校へ提供することは、可能な取り組みの一つであるというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

教育委員会としては、どのようにお考えでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

市からの提供がございましたら、防災教育の一環としまして、避難訓練等の際に試食体験ができるように学校に依頼したいというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

日置市備蓄食品と使った防災教育を取り入れ、破棄することのないローリングストックへの計画的な購入に取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

本日3番目の一般質問を、通告に従い、行います。

地域振興事業への取り組みが始まり11年を迎えるに当たり、第1期から第4期までの総括と第5期への取り組み、地区公民館のあり方について質問いたします。

1項目め、今までの地域振興計画のハード、ソフト事業の評価をどのように捉えているか

伺います。

2項目め、第5期よりハード事業を外し、ソフト事業のみの取り組みと聞きます。ソフト事業の交付金の算定、配分をどのように考えているか、市長の方針を伺います。

3項目め、第5期より職員体制の再編及び地区公民館のあり方について、どのような方向性を考えているか、市長の方針を伺います。

以上、3項目の答弁を市長に求め、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地域振興計画、第1期から第4期までの総括と第5期への取り組み、地区公民館のあり方についてというご質問でございます、その1でございます。

ハード事業については、第1期から、地域の身近なインフラ整備について10年もの長きにわたり実施し、ある程度役割を果たしたと感じております。一方、ソフト事業につきましては、第3期から話し合い活動を行いながら、地区の課題解決に向けた取り組みを実施してまいりました。

平成21年度から始まった地区振興計画により、地区民の活発な議論や協力により、地区公民館を中心とした活動の方向性や意義が徐々に浸透し、魅力的な取り組みが定着してきたと考えております。

2番目でございます。地区振興計画の配分につきましては、事業費総額1億5,000万円を地区ごとに均等割、人口割、面積割、自治会合併割の案分により算定しているところでございます。

第5期からハード事業は地域づくり推進事業として行われなため、総事業費7,500万円とし、各地区への配分については、これまで同様、人口や世帯数など基本的な数値をもとに検討してまいります。また、総事業費の約1割程度を圧縮し、その財源をもとに、地

区を超えた広域的な取り組みに対して希望を募り、事業効果を検証した上で交付する仕組みを検討してまいります。

3番目でございます。地区公民館は、市民の主体的な健康づくりを推進する拠点施設として設置しております。地区公民館による地域づくりを進めるためにも、地区住民の代表である地区公民館長を初め、現行の職員体制は必要であると考えております。また、持続可能な地区公民館活動を推進するために、各地区において、現在の活動内容は必要性について改めて検討する時期に来ていると思っております。

今後につきましても、このような取り組みを進めながら、地区公民館が連携した広域的な活動も必要と考えております。

以上でございます。

#### ○7番（山口政夫君）

ただいま市長の答弁をいただきました。

まず1項目め、成果が出ていると。私も、従事した一人として、それは26地区公民館、独自に努力をし、成果が出ていると思います。それは私も全く同感ですので、2項目めより質問をさせていただきます。

この11年間で、総額16億3,892万円、ハード事業11億2,994万円、ソフト事業が5億8,908万円という高額な支出になるようです。地域づくり課長より提供いただいた資料で集積してみました。

その中で、ソフト事業総額が年間687万円、10年間で6,878万円と高額になっているわけですが、収支についての監査は、どのような状況で行われているのか、お伺いをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、このハード事業を含めた地域づくり基金というのをつくらせていただきまして1億5,000万円、その財源の内訳として、ハードについては一般財源です。ソフト

事業の関連につきましては、今、合併債を積み立てをし、その返済が終わった分について、そこから充当する。いわば、基本的に言えば、交付税対象になってきております。

今回、やはり財源も厳しい中でございましたので、このハード事業の1億7,500万円は、もう外してしまって、それぞれの地域のそれぞれの支所を含めた形でやっていきたいというふうに思っております。

今後、まだソフト事業の中におきます精算につきましても、毎年報告をいただいておりますし、またその中におきまして、特に先ほども申しあげました、今後、やはり今までそれぞれの地区が、ある程度同規模的な形の中で予算配分をし、それを失礼なことかもしれない、使い切るといふ物の考え方の発想で来たというのも否めません。

そういうことじゃなく、やはり大小ある中において、特に小規模のところの地区館におきましては、広域的につながりを持ちながら、今後、自分たちの地域をどうしていくのか、そういう起点、考え方というのも入れてほしいというのが5期目におきます基本的な考え方でございます。

#### ○7番（山口政夫君）

実は、その監査をどうされていますかとお伺いしたのが、今、市長の答弁でございましたとおり、どうしても、もらった予算だから消化しようというような雰囲気もあったと私も認識しております。その中で、監査に関しましては、各地域づくり課の職員さんによりますヒアリングを行ったり、会計帳簿のチェックをなされているということも認識しております。

もう一つ進んだ形で、市の会計監査委員による監査というのも検討いただけないのか、市長、答弁いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、市の職員が予算をし、また結果

におきましても収支ということは、職員の地域づくり課でやっております。今、また監査委員の事務局とも、このことについては十分検討して、今度、特にソフト事業という、ハード事業の場合は、ある程度見える部分がございますけど、ソフト事業でございますので、今後、そこあたりも十分精査しながら、また先ほども申しあげましたとおり、監査委員事務局とも相談しながら、できるものならしていただけるという形をお願いしたいというふうに思います。

#### ○7番（山口政夫君）

市長の非常に前向きな答弁をいただきました。やはり先ほども申しあげましたとおり、総額でいきますと5億幾らという高額になります。それと合併、先ほど市長も申されましたとおり、合併特例債の活用です。そうしますと、皆さんも交付金と同じような感覚で、返済しなくていいんじゃないかと何かそういう誤解があるような気がしております。合併特例債というのは魔法じゃございません。借りたものは、お返しをしないとイケないわけですね。ですから、そういう意味で、使い切るといふ感覚は捨てていただいて、できるだけ必要なものには、どんどん充当していただきたいんです。それで地域が活性化するというのは一番だと思っております。

そういう意味で、市の監査委員事務局の監査というのも大事な役割を果たすと思ってご提案、お伺いしましたので、今後また検討していただきたい。

それと、予算割ですが、市長が答弁されたように、合併割、地域割、そういう人口割、確かに大事なんですが、これを分析をしますと、ある地域は人口が61名で交付金が444万円。ある地域は、70名台で475万円。ところが800人ぐらいの人口でも445万円。確かに、これは先ほど市長が申されましたように、人口割、面積割、合

併率割、そういうので計算した結果がこれだと思います。

ただ、やはり規模によって、どうしても、先ほど市長も申されましたように、消化しようということで事業をふやしましょう、あれもしましょう、これもしましょうということで、自治会長さん方から、地区公民館ができたおかげで非常に仕事がふえているというような、私も現職のときにそういう批判もいただきました。

そういうことで、使えなかったのは返納した経験もありますが、そういうのを踏まえて、今後の、第5期に向けての予算の案分を検討していただきたいと思って質問をしたところでございます。

答弁に、総事業費の1割程度を圧縮してという、それと私が思っておりました地域を超えた広域的な事業に今後取り組んでみたいと市長の答弁がありました。これもちょっと今回提案してみようと思って、いろいろ考えていたんですが、市長のほうからも答弁いただきました。

実は、ここで一つご紹介したい記事がございます。先日、11月10日、NHKの総合テレビで、「明日につなげよう “限界集落”が直面した災害・住民たちが自ら復旧」のタイトルで、宮城県の丸森町筆甫地区というところが紹介されました。60年前は3,000人の人口だったそうです。今現在、540人ということで高齢化率も51%、自主自立を目指して、筆甫地区振興連絡協議会というのを平成22年に組織されております。

東日本大震災のときに、長期停電、それから避難等で直売所、レストラン、そういうところが閉店したということで、まずこの筆甫地区連絡協議会が取り組んだのが、電力を災害のときに停電しましたじゃ地域が疲弊するというので、中学校の廃校跡地にソーラーパネルを設置して電力の自給を始めたそ

うです。これも筆甫電力株式会社というのを設立されてやっております。

そして、2016年ですけど、拠点である商店がないねということで、直売所をつくりましょうということで、地域住民が220万円出資、そして、町の補助金が280万円、そして施設の改修予算を1,000万円計上したんですが、どうしても500万円不足しますねと。その500万円をクラウドファンディングで調達し、皆さんのクラウドファンディングの成果が出まして、無事2016年5月にオープンをしております。

その際、高齢者が多い山岳地です。ですので、移動販売車を購入し、高齢者の見守りと安否確認を兼ねて、移動販売もみずからやっておられるということで、実はここは一般社団法人化されております。平成30年度ですけども。法人化というのは、さまざまな問題がありますので、今回は紹介だけで終わりたいと思うんですけども。

そしてもう一つ、何が大事かといいますと、この後、台風19号のときに、道路が寸断して、行政の復旧、援助作業が届かなかったということで、この振興連絡協議会のほうで地域住民の安否確認、安全確認、それからお年寄りが薬が切れていたら、その手配、そして道路の復旧作業もやったというようなことで、まさに私も実感したのが、鹿屋市の「やねだん」の豊重さんが取り組まれているような、行政に頼らない、やっぱり住民自治というのを実践されている地域だなということを感じました。

その中で、先ほども1割カットと申されましたけども、今までのように予算ありきではなくて、事業計画及び実績に基づいて審査を行って決定をし、それで世帯の規模とか、そういうことではなくて、実際、事業計画を中心にした予算配分ということも考えるような方向転換というのをすべきだと思うんですが、

市長のお考えを伺います。

**○市長（宮路高光君）**

議員が言うのは、十分理解はできます。しかし、この合併当初、やはりみんな均一に平等にしましょう、これ基本だと。この基本が、やっぱり今あると。その中で、最初からそういうふうに差別をしておいたら、今のやる気のある地域づくりは私はできなかつたと思っております。そのために、基本的に430万円ぐらいというのを限度に、人口が多かろうが少なかろうが、そこを最小限ベースにしながらかつ分した形でございますので、そこあたりは十分理解してほしいと思っております。

その中におきまして、今後におきましても、地区ともよく話いたしますけど、ある程度、今を下回らない形は私はしていく必要があるし、また、それぞれやる気がある中において、その総額の7,500万円の1割程度は配分はカットしながら、その分は今から言った広域的にするいろんな形に、特色あるものに使っていきたくと。

まずソフト事業というのは、ハード事業とは違って、やはりそのやる気をどう起こしていくのか、お金について計画をつくるか、計画についてお金をつけるのか、これは2つに1つだろうと思っております。やはりそこあたりも十分、また地域とも密接に話し合いを今後しながらやっていきたいというふうに思っています。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を午後1時といたします。

午後0時01分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○7番（山口政夫君）**

先ほど市長の答弁で、当初からの努力で同

額じゃなくても差がついているというのは理解しております。

先ほどもちょっと申しましたけども、合併特例債は魔法の小づちじゃないですよ。今、30年度の地域づくり推進基金も11億7,000万円程度、確かに基金はございます。返済を入れて合併特例債がなくなった後も切り崩していきましようとしたときに、やはり限られた原資を有効に活用して、1年でも2年でも長く活用していくためには、先ほどの10%カット、こういうのも頑張っていたきたい。

それと、平成29年度の財務諸表で、市民1人当たりの負債額というのが78万円、負債総額で380億円。資産もございます。これはほとんど固定資産と思っております。

そういうことを考えますと、やはり合併特例債、返済しなくてもいいのじゃありませんので、交付金ではなくて返済という、返すという義務が発生するということも考えて、先ほど10%をめどにカットと、圧縮しますよということでしたけども、くどいですが、事業計画、事業内容、事業規模、そういうので積算していただいて配分。その結果、集計をした結果、15%の圧縮あるいは20%の圧縮となりましたというのでも、それぐらいの思い切った取り組みというのを考えて取り組んで、来年度、令和2年度第5期の計画を各地区公民館で協議をなされるわけです。そういうことの取り組みについて、もう一遍、市長の決心をお願いします。

**○市長（宮路高光君）**

今おっしゃいましたとおり合併債も返済しなきゃならない。ただ、交付税の中の財政需要額に入っている。そういう部分の中で返済しなきゃならないけど入ってくる。基本的に一般財源化していくことが大事なことでございますので、今、私どもの財政事情というのもそんなにいいわけでもないし、今おっしゃ

いましたとおり、基本的にハード部分が全部、今回からなくなりますので、地域づくりの中で、さっきもおっしゃいましたとおり、どういうふうにして活性化していくのか、あるいは人口減少していく、高齢化していく、どんな手を打っても、そんなに一つの効果というのは大変難しい状況。人口が減らない形の政策というのが何かできればいいのかなと、いつも思っております。

ですけど、この地区館におきますソフト事業のあり方というの、十分、今後とも精査していかなきゃならないし、恐らく基本的に花火もしておりますけど、これがいつまでも恐らく西酒造からの提供というの難しいと、そういうことも考えて今後どう取り組んでいくのか、やはりお互いに真摯に地区館の皆さん方と話し合いしながら進めていかせていただきたいと思っております。

#### ○7番（山口政夫君）

そういう思いを込めて、第5期への取り組みを来年度から進めていただきたいと思いません。

続きまして、第3項目め、職員体制の再編、地区公民館の今後のあり方についてですが、私も今度の一般質問を含めて、先ほど申しました筆甫地区、いろいろ調査する中で、支援員制度で調べて見ましたら、地域おこし協力隊集落支援制度というのが、ちょうど目につきまして調べてみました。

そうしますと、これは総務省が特別交付税措置で、支援員1人当たり350万円を上限に特別交付しているというような制度の事業が平成21年度からとり行われているということで、鹿児島県内で調べてみたら、阿久根市、南九州市、そういうところが取り組んで、指宿市も取り組んでおられます。阿久根市においては集落支援員設置要綱というのを作りまして、支援員の報酬を月額22万円ということで募集をし、実際配備をしてい

るというようなところもございます。そういうことを含めて、日置市もご検討できないものかなとお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました協力隊員といいますか支援員、どの言葉が適正かわかりませんが、総務省の特別交付税の中で、その人件費を見ましようというような地域おこし隊といえますか。

それで、今ございましたとおり、私のところにも、今、一人、美山地域のほうに配置しているのも事実でございます。

基本的に全地域が地区公民館制度の支援に同じなのか、基本的に、この大きな指針の中で、3年後において、募集したときに定着していく、その現実的なものはもう定着するというのは30%もない。みんな帰ってしまう。何がどうかいいのかわかりませんが、この地域づくりの支援員としては、やはり5年ぐらいの地域をマスターした人が必要なことであるというのは十分認識しております。

そういう中におきまして、今後、その目的を含めた中でどのようにしていくのか、特に専門性といいますか、特に農業関係の特別なスペシャリストとか、そういうことを今後とも、そういうとこにたけている人を入れていく必要があるのかなと、相対的には、そのように考えております。

#### ○7番（山口政夫君）

実は、これは総務省自治行政局過疎対策室が集落支援員についてのパンフレットをインターネットで公開しております。それ以外の資料も、裏面には実際の事例といいますか、そういうところを紹介しています。こういう全てを目を通してみますと、今、市長が申された日置市の地区公民館に配備している支援員が取り組んでいる事業と全く同じような事業をやっております。

市長が申されたとおり、私も地域おこし協

力隊員よりは集落支援員、今の地区公民館の支援員というのが一番地域に根づいた活動をされていると思います。市長が申されるように、地域おこし協力隊は、やはり3年以下と。そして、起業しなさいという条件がついておりますけれども、ほとんど90%以上、起業できていないのも現状です。それは総務省のほうで数字も出ております。

ところが、いろいろ当初は集落支援員も百何十人だったのが、今、4,000人から全国に配置していると。その理由というのが、先ほど申しましたとおり日置市が取り組んでいる支援員と全く同じような事業、仕事内容をしているということで、この集落支援員制度は任期もございません。無期限というふうになっております。地域のために貢献してくださいと。一地域だけには限らずに、何集落か地域をまたいで活動するというような制度でございます。

そういうのも含めて、実は、私がずっとこの10年来、考えていた案といいますか、今の現在の地区公民館の3人——館長、支援員、主任さんという制度ではなくて、支援員を2名体制でいかがでしょうかと。その支援員2名を、一人を地区公民館の責任者という位置づけで、今現在、地区自治公民館に日置市地区自治公民館活性化事業交付要綱というのがあって、ここに管理費とか運営費、こういうのを交付しております。そういうことで、実際の地区公民館の運営事業をやってくださいということで、規約をつくって、館長を置いて、役員を置いてという組織づくりがなされていると理解しております。そうすれば、今現在、館長というのが2名、立場であるわけです。自治地区公民館長が地区公民館の館長と兼務とかあると思います。

その中で、先ほどの地域割・予算割もそうですが、館長の報酬にしましても、26地区公民館、同額です。そうしますと、交付金活

動ソフト事業のほうは、いろいろ調整して百四、五十万円のちょっと差がありますが、大体近い線で交付されております。

ところが、館長の報酬にしましては、最低五、六十人の世帯、一番大きいところは1万3,000人という世帯です。そこで報酬は一緒ではないかと、そういう声も、ちょっと不平等があるんじゃないかというような声も聞いております。

そういうことで、支援員2名体制にして、館長を自治公民館の館長とすると自治公民館のほうから報酬をいただける。そうしますと、それぞれの地区の会計収入状況に応じた報酬を、それぞれの26地区で決定することができて活動できるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そこで、今の方法も、これは私個人のあくまでも提案ですが、市長、どのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、設立する当時の経緯というのもございまして、おっしゃいましたとおり、館長、支援員、主任、この3人体制の中で、トータルにいたしますと人件費も何千万円という部分であるのも事実でございます。

今おっしゃいましたとおり、館長の役割の中におきまして、この自治会を束ねていかなきゃならない、そういう部分も一つございまして、仕事以上に責任という部分は、私はあるというふうに思っております。

今おっしゃいましたとおり、大小違う中で、大きな地域は館長報酬も上げましょう、小さい地域は下げましょうと。基本的に、さっき言ったように、合併したときに、小さかろうが大きかろうが目的をしていくのは出ることにしても一緒だと。ただ、住民がそこに何名いるかの問題で、することはさほど変わらない中でしてきたと、そういう経緯もございま

して、今、言ったように支援員が二人がいいのか、館長をなくしていくのか、このことについては地元とも十分話をしていかなければ、ただこれありきという部分で出せるようなことじゃないと。

先般、館長さんたちとも話をする機会がございました。この体制づくりについては時間もかけていかなければ、この体制でやりまస్తుなったら大変大きなことが起こるといことは十分察知できますので、ここあたりも、さっき言ったように徐々に広域的な部分を含めた中でしながらどうしていくのか、やはり、そういう段階を踏んで人員体制についても突き込んでいかなきゃならない。前向きに一つ一つ、その5期目を含めた中で一つずつ、この3年間の成果もしながら、人員体制、予算的なもの、こういうものも今後やはり今までどおりはいかないという部分はお互いに認識していただくような方向でいろんな説明もやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○7番（山口政夫君）

まさに市長のおっしゃるとおりと私も思っております。ただ、15年たちました、20年たちました、さあどうしましょうで果たして問題が即解決できるか。なぜ私が、こういう提案を今回させていただいたかと言いますと、もう12年、令和2年度が済むと丸4期、12年、経過するわけです。こういう10年という節目の中で、今、さまざまな課題というのが表面化して動いているのも事実だと思います。

その中で、来年、あるいは第5期に、こういう職員の配置、それとソフト事業の予算配分です。それと、先ほど市長が答弁でも申されましたように事業の広域化、そういうこともどんどん進めていくべきではないかと思っておりますので、こういう提案でございます。

それと一つの裏づけとしまして、31年度

の地区公民館に係る予算というのを自分なりに集計してみました。そうしますと地区公民館の地域振興事業という、1億5,000万円、1億5,000万円、地区公民館に係る予算というのは全て1億5,000万円かなという認識があるように思っております。

ただ、さまざまな経費、水道光熱費、修繕費、主任の手当、館長の報酬、こういうのを積算していきますと、1年間に3億6,900万円、約4億円に近い、こういう予算を費やしているわけです。

そういうもとにおいて、10年という節目で、今後の将来に向けての——だから私がいづも言うように地区公民館の位置づけというのは本当に大事です。先ほど紹介した筆甫地区も災害時に非常に、この組織の力というのが発揮できたと。前回6月にも地区を核とした防災体制を構築されませんかという質問をさせていただいている。

時間もございませんので、最後に、このようなことも含めまして、館長、それから支援員、職員の体制のあり方をまず検討いただきたい。

それと、大まかな地区で、非常にソフト事業をやるのに足かせになる。あれをしちゃだめ、これをしちゃだめ、やりたいことができないですよねという話もございます。何かとずっと考えたときに、地区公民館というのは、今、条例公民館となっております。条例公民館ということは行政機関でございますので、そこの行政機関の中で事業をやっている。確かに交付金は自治公民館、任意組織に交付しております。ただ、その中でどうしても地区公民館という位置づけがある。

薩摩川内市、お隣の南さつま市、こういうところを私もお伺いしてみると任意団体です。条例公民館ではございません。薩摩川内市においては、それぞれのコミュニティー協議会で特色ある活動を、地域おこしをされて

おります。

そういう意味で、10年たった、先ほどから言う職員のあり方、それも含めて地区公民館条例のあり方ということも検討していくべきではないかと思いますが、市長のお考えお伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも申し上げましたとおり、今後、地区館条例というのもきちっと検討するし、特に来年、行政嘱託員、この廃止が来るんです。この廃止という部分で、今までは自治会の自治会長が行政嘱託員という部分の中で行政とつながっているんなことをしておったけど、これが切れてしまってしまう。

それで、きのうも自治会との交流、忘年会もしております、自治会長からいつも叱られておるんですけど、未加入世帯も多いと、その中で自分たちはどうすればいいのか。さっきおっしゃったとおり10年たったんですけど、10年目のいろんな課題も地区館だけじゃなく自治会自体も来ておる。こういう部分の中で一緒に、このことを解決していくには、まだいろんな検討する材料がいっぱいございますので、今後とも自治会長さんたちと十分打ち合わせをしながら、来年4月から地区条例館に行政嘱託員がなくなってしまう、このことが一番行政として一番末端の自治会までいろんなもので伝達ができなくなる。そうしたときには、本当に今、言っておったように地区館という理想的な部分の活動すらできない部分もいっぱい出てきます。

だから、一つ、条例公民館であるという部分については行政の中でできる部分がございますけど、自治会機能という部分の中が今後難しくなってきますので、そこあたりも十分自治会長とも今後、話をしながら、その地区館も含めた中で検討をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○7番（山口政夫君）

市長の申されるとおり行政嘱託員制度がなくなります。実は、私も自治会長を経験で、同僚の前、自治会長さんから、「山口、役員会やら総会に来て、説明をしてくれんか」という相談も受けて、私もできるだけ説明に回ろうかということはおもっております。

それと、自治会長だけではなくて現地区館長さん、これも特別職公務員という辞令を交付しております。行政嘱託職員さんと同じように個人へ報酬を振り込んでいったと。それで、自治会長はできなくなって館長はできますよねということもあって、そういう指摘もありまして、私もずっと考えていた結果、同じ自治公民館であれば、そちらから報酬をいただく、自治会長さんと同じように自治会から報酬をいただくというような体制でもいいのかということ、こういうずっと2名体制がいいんじゃないかと思っていたことが、すっかり私の中でおさまったものですから、今回、提案させていただきました。

そういう意味で、大胆な行財政改革、地区公民館の改革ということも市長にお願いをしまして、残り5分ですが私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

#### ○12番（黒田澄子さん）

皆様こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。

令和元年もあとわずか、公明党は11月17日に結党55周年を迎え、小さな声を聞く力を発揮しながら、昨年は、子育て、介護、中小企業等に対して、全国100万人訪問・対話運動を展開。ことしは、現在、全国3,000人の議員一人一人が、我が党が推進してまいりました10月よりスタートの幼

児教育無償化について、事業所や利用者へのアンケート調査を実施しております。今後、法律や制度の改善に向けて、国会議員と一緒に取り組んでまいります。市民の皆様のご健康、ご幸福を祈りつつ、現場の声をもとに一般質問をさせていただきます。

初めに、市民の健康推進政策の本市の推進について、6点、お尋ねします。

まず、高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種は、昨年度で終了予定を、接種者が少な過ぎたために、厚生労働省の検討会で、制度が十分に知られていないのではとの指摘もあり、国が異例の再接種を実施している事業です。

日本人の死因の5位が肺炎で、死亡者の約98%が65歳以上の高齢者であります。そこで、高齢者肺炎球菌ワクチンとがん検診の受診率と受診者数の目標、そして、現状をお尋ねします。

次に、無料クーポンによる二十歳の子宮頸がん検診の受診率と受診者数及び受診率向上の方策をお尋ねします。また、学校におけるがん教育の中で、子宮頸がん検診の周知の状況をお尋ねします。

3点目、風しん対策で、対象者の男性の検査、ワクチン接種の現状と未検査者への対策をお尋ねします。

4点目、本市は、特定健診全国2位と聞きます。厚生労働省が推奨する特定健診とがん検診の同時受診の本市の検討内容をお尋ねします。

5点目、厚生労働省も進める同時受診の仕組みとして、現在、本市が取り組まれている受診するものを選ぶというオプトインに対して、受診しないものを選ぶというオプトアウトの導入を検討されませんか。

6点目、人の行動や行動経済学の知見を生かすナッジ手法、これはそつと後押しする意味ですが、検診は必要だと考えているが検診に行かない人のきっかけとなる勧奨の方法で

す。本市の取り組みをお尋ねします。

次に、市の交付金受領団体の収支報告のあり方を8点お尋ねいたします。

今回、この質問をしましたのは、9月議会に計上された予算において、ある団体の収支報告書のずさんな点を指摘した経緯がございます。今回、調査をして質問をさせていただきます。

初めに、民俗芸能等伝承活動支援事業の交付団体の要件をお尋ねします。

次に、95万円、50万円、34万円、20万円、10万円、5万円、2万円の交付額の基準の根拠をお尋ねします。

3点目、現在の収支報告書で、市は、どれが交付金の活用部分なのか見分けができているのでしょうか。

4点目、収入額と支出額がぴったり同額の報告書を、市はどう考えていますか。

5点目、次年度への繰越金と前年度からの繰り入れのチェックを、市は、どのように行ってきましたか。

6点目、内訳記載に内容や金額記載のない報告書を見て、市はどう考えますか。

7点目、交付金で、玉串料、神社負担金、神社建てかえ金への使用は可能なのでしょうか。

最後に、この事業は、令和3年に終了との記載がありますが終了となるのかお尋ねし、市民にもわかりやすく答弁されますことを期待し、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の市民の健康推進政策の推進を問うということの、その1でございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、平成26年度から30年度までの1万8,662人の対象に対しまして7,343人が接種を行い、39.4%の接種率となっております。

本年度は2,591人の対象者に対して、10月末まで現在、409人が接種を行い、15.8%の接種率となっております。

がん検診の推移につきましては、国が目標としております50%を市としても目指しておりますが、市が実施している各種がん検診の受診率は10%から20%前後を推移しており、受診者数も横ばいから減少傾向となっております。

2番目でございます。子宮頸がん検診の無料クーポン利用につきましては、平成30年度が対象者が180人に対して19人が利用し、受診率が10.6%となっております。また、令和元年度は、10月末現在で対象者が198人に対し7名が利用しており、受診率が3.5%となっております。受診率向上に向けましては対象者の方々に無料クーポンを送付し、未受診者には、脱ろろ検査前に再度お知らせを送付しております。また、受診の促進を図るために、成人式にリーフレットを配付しております。

次に3番目でございます。風しんに関する追加的対策の風しん抗体検査及び予防接種につきましては、対象の男性のうち、令和元年度は1,878人にクーポン券を送付しておりますが、令和元年度の10月現在まで抗体検査278人、予防接種69人となっております。なお、クーポン券を使用していない方にも抗体検査及び予防接種を行うように10月に勧奨のはがきを送付しております。

4番目でございます。現在、本市では、特定健診とあわせまして総合検診という形で胃がん検診、大腸がん検診、腹部超音波検診など7つの検診を同時開催し、受診しやすい環境づくりに努めております。

5番目でございます。現在、特定健診につきましては全ての対象者に対して受診券を送っております。同様の方式で対応しておりますが、今後もほかに導入可能などから取

り組んでいきたいと考えております。

6番目でございます。現在、取り組み状況といたしましては、各種検診の広報に際し、料金のお得さを示したり、がんの死亡者が多いといったネガティブな情報を示したり、混雑緩和、予定の人数を超えた場合など、多くの人が受診するという情報を入れたチラシを作成しております。さらに、特定の行動をとった際にメリットを与えて、再度その行動を促すインセンティブの付与を、特定健診、特定保健指導で行っております。

2番目については、教育委員会教育長のほうから答弁させます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、まず、1番目の市民の健康推進政策の中の（2）学校におけるがん教育の部分についてお答えをいたします。

学校でのがん教育は、小学校高学年から保健領域の授業で行っているところでございます。子宮頸がんの特化したものではなく、全てのがんについて教えているところでございます。

それから、2番目の市の交付金受領団体の収支報告のあり方についてでございます。

その1でございます。民俗芸能等伝承活動支援事業についてでございますけれども、交付を行った当初は、市文化財保護条例第2条第3号に規定する民族文化財、市指定無形文化財及び県指定無形民族文化財でありましたが、平成24年10月から、年中行事等に関する風俗、慣習の要件を追加しています。

その2です。当初の交付額の基本は、太鼓踊り以外の民族芸能等は20万円以内、太鼓踊りは30万円以内、県指定の民族芸能は50万円以内とございましたが、民族芸能等の伝承に係る実際の費用等により、それ以外の金額の設定となっております。

3番目です。収支報告書で交付金が充当さ

れる支出について、報償費、食料費が3割以内とされていることを含め、その他の支出においても交付金が充当される部分について確認をしております。

4番目です。団体から提出された報告書であり、領収証も添付されており、同額で支出されたものと考えています。

次は繰越金のところですか。その5です。申請書に添付された収支計画書の繰越金に、前年度と相違のあった団体については確認を行っています。

6番目。収支報告書に領収証の添付を求めています。明細による確認ができないものもあり、今後、明細の確認できる資料の提出を求めていきたいと思っております。

7番目です。支出は交付金以外での支出であれば何ら支障がないものと考えますが、玉串料、神社負担金、神社建てかえ金が交付金の中で支出されている場合、適切でないと思われる場合があります。

8番目です。現在の交付要綱では、令和3年度をもって終わることとなっておりますが、地域の貴重な伝統芸能等を伝承していくために、引き続き、継続していきたいと考えています。

以上でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今、答弁いただきましたので、再度質問に移らせていただきます。

1点目の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の目標が答弁されていないので、お尋ねをします。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

前も答弁しましたが、50%を目指しております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今回、2回目の定期接種のお知らせが届いている方は、5年前に受けていない人です。70歳以上のその方たちは、今回、2回目に

なるわけで、実際、ちまたでは、65歳の方は、ことし初めて65になって初めて受け取りました。でも、2回目はないんです。救済措置で70歳以降の未接種者の方に来ているわけで、そうすると65歳の方が70歳以降の方と話をすると、また来るよと、もう一回来るよ、今度受けなくても大丈夫だよ、また来るよというようなお話が、やはりちまたであるようです。

これがいうと65歳の方、初めてですけども、4,000円で接種できる最後の年になるわけなんですけれども、未接種者の対策についてお尋ねをいたします。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

65歳の未接種者の方に対しましては、先月25日、費用助成は来年3月31日までですよといった内容のはがきを出しております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

それは大変頑張っておられると評価できると思っております。今回は、いろいろな方法でお知らせをしないかということで、ナッジ法等も今から問うていくわけなんですけれども、お得感という、3月31日までなら4,000円だけど、4月1日以降は自費で8,000円になっちゃうよという、そういう書き方はあったのでしょうか、お尋ねします。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

具体的な金額の表示はしていませんが、費用の一部助成は今回のみといったような内容を記入しております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

その件については、また後ほど語りたく思います。

次に、二十歳の子宮頸がん検診についてお尋ねをします。

未受診者への対策はどのようにされるのか、今回、非常に少ないようなんですけども、その辺をお尋ねします。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

先ほど市長がお答えしたとおり、未受診者には、脱ろう検診前に再度、受診勧奨のお知らせを郵送しております。

**○12番（黒田澄子さん）**

再度お知らせをしてくださっているわけなんですけれども、ここも評価できるんです。成人式にも見せていただいた、こういうちっちゃい県が出されているリーフレットをお渡ししてくださっているということで、市も一生懸命、努力をされていることは非常にいいことだと思います。

私、実は、先日、二人の若い女性と話す機会がありました。子宮頸がん検診のことを話してみると、二人とも無料クーポンをなくしたということで、でも、大事だから自費で受けましたと言われました。二十歳の方々は、まさか無料クーポンをなくした場合は再交付できるとお考えではなかったようです。実際できるのかどうかをお尋ねします。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

できます。

**○12番（黒田澄子さん）**

その辺が、二十歳の人たちには多分、コンサートのチケットをなくしたら、もう再交付なんか絶対できない世界で生きていますので、そんな無料のクーポンをなくしてもらえないという意識がなかったのだなと私もつくづく思いました。

お母さんが女性特有の病気をしている娘さんたちは、やっぱり意識が高くて、初めて行かれるから病院に行くときに非常に敷居が高かった。でも、私は、えらいなと感じました。二十歳でちゃんと行ってくれたんだと思いました。

彼女たちからの提案でもあったんですけど、成人式などで小さなブースをつくったりして、ポスターに、子宮頸がん検診3月31日まで無料です。4月からは自費で幾ら払うこと

になりますよ。そして、クーポンをなくした人も市役所で再交付できますよみたいな、何らかの目に見えるものを置いてもらったらいいですね。これは、若者の声でございます。何とか、そういう見える化ができないのか。

二十歳で検診を受けると、やはり次の年もちゃんと受けようという意識が高まっていくので、子宮頸がん検診、ずっと受けていただけるのではないかと。また、成人式が始まる前とかに、どなたでもいいんですけど、こういう会場には半分ぐらいの女性が二十歳で来ておりますので、そういうクーポンが出ているけど皆さんはちゃんと受診をされましたよね、お忘れなくぐらいの優しい感じのアナウンスなどもできたらいいのかなと提案しますが、いかがでしょうか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

まず、見える化につきましては、ポスター掲示を考えております。

それと、成人式でのアナウンスですが、これにつきましては、実施に向けて関係課、関係団体と協議をしてみたいと思います。

**○12番（黒田澄子さん）**

実は、なかなか私たちの時代も妊娠をしなれば産婦人科には行かない世代でございました。行ってみてびっくりというような、確かにそういう気持ちは女性なら誰でもわかると思います。

やはり妊娠をしたときに行ってみたら、子宮頸がんが見つかったという若い人たちもいます。全国で毎年2,000人、3,000人の方が亡くなっているのでワクチンのことも出たんですけども、今、いろんなことで勧奨がなかなかできていない。ワクチンがあっても使えない日本の国になっています。だから、せめて検診だけぐらいは一生懸命勧奨してほしいなという思いで、周知を最終的に徹底してほしいなということで、いろいろと提案をしております。

市もそれなりに努力を一生懸命されていることも重々承知の上で、ただ7人しか、ことしは行っていないという現状を見たときに、自分の命にかかわる大事な検診ですよという部分で、ぜひ頑張っていたいただきたいと思えます。

学校です。教育は大事だということを非常に感じています。

実は、11月10日に、HTLV-1世界デーというのがありまして、鹿児島は大変キャリアが多い。そういうことでキャンペーンをされておりましたので、私も鹿児島中央駅の前でチラシ配りをさせていただきました。私は、よく女子高生のグループに目がけて行って話をかけると、非常によく聞いてくださいました。

鹿児島県ではキャリアをつくらないために断乳をさせるということで、月額2,000円の粉ミルクの補助なども行っていますし、そういったことは全国初の取り組みになっていますが、これを学校の授業で聞いたことがあると聞いたら、いや、全然ありませんという女子高生のお答えでございました。

政治の力で県や国の状況も刻々と変化しております。市民である子どもの健康のために、授業の学びというのはよくわかるんですけども、健康保険課やお医者さん、そういった人たちと、もっと情報共有をして教育委員会も頑張っていたくべきところではないでしょうか。大切な子どもたち、半分は女子生徒でございますので、その命にかかわる部分を問うているわけです。

やっておりますということですので、その詳細、がん教育をどのようにやっておられるのかお尋ねします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

小学生は、5、6年生の体育の学習において、たばこを長く吸い続けると肺がんにかかりやすい、また、その他の健康への影響があ

ることを学んでおります。

中学生は、がんが日本人の死因の上位にあることや、がんの原因が生活習慣と密接な関係がある。そういったことを知るとともに、日常的な健康増進を図ることや、がん検診の受診により早期発見、早期治療に努めることの大切さを学んでおります。

また、市内の小中学校におきましては、薬剤師や警察と連携し、薬物乱用防止教室を開催し、薬物等による健康被害の恐ろしさを学んでいます。

さらには、がんサポート団体の方を学校に招聘して、がんと向き合う方々への共感を深め、命の大切さや健康であることの喜びといったものを学び取らせています。

#### ○12番（黒田澄子さん）

その中でも半分は女子生徒であるということで、10代であっても乳がんや子宮頸がんになっている人たちも現実おられます。そういった意味では、その辺も丁寧にお話をしてもらってもいいのかな。検診でしか、今は見つけられないという部分がたくさんございますので、そこは、今後、頑張っていたきたいと考えます。

風しん対策に移ります。

風しん対策、2020年7月までに対象世代の男性の抗体保有率を85%に国は上げようという目標を持っています。本市は達成できそうなのでしょうか、お尋ねします。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

対象者の日置市での抗体保有率は不明ですが、本市においても、国が目標としている令和2年7月での85%、令和3年度での90%に向けてクーポン券の発行や未検査者への勧奨などを行いながら、一人でも多くの方が検査できるように進めていきたいと思っています。

#### ○12番（黒田澄子さん）

そこで、本年がちょうど1年目で、昭和

47年4月2日から54年4月1日生まれの男性が対象。しかし、国は、37年4月2日から47年4月1日生まれの男性も、希望すれば受診券が発行されると言っています。本市の状況はどうでしょうか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

日置市で、これまでに希望者が33人おりました。全ての方にクーポン券を発送しております。

**○12番（黒田澄子さん）**

どんどん風しんの抗体を持つ人がふえることで、職場にいる妊婦さんになる可能性のある女性たち、そういう人たちも安心して働ける。この日置市役所の中にも、たくさん若い女性も働いておりますので、もちろん職員の皆さんは抗体を持っておられると思いますが、その辺はチェックはされているのでしょうか、お尋ねします。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

日置市の職員につきまして、職場も定期健康診断で検査を受けるように勧めておりまして、率はわかりませんが、実際、受けたという名前が挙がってきております。

**○12番（黒田澄子さん）**

一生懸命、政策を推進する側の市役所で、もし若い女性が妊娠したときに風しんがうつってしまったということは絶対あってはいけないと思っておりますので、その辺は徹底してやっていただきたいと思っております。

今、外国人の労働者が市内にふえてきているんですけども、この方々への対応は本当に厳しいと思っておりますが、ワクチンを受けてきたという書類があつたりとか、なかつたりとか、内容はいろいろだと思いますが、その辺は、どんなものなのでしょう。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

現在、日置市に住所登録のある対象者の方が23名となっております。そのうち、今年度の対象者が12名というふうになってお

りますので同様にクーポン券を発送しております。

**○12番（黒田澄子さん）**

安心をいたしました。

企業においても、そこに働く女性たちのために未検査の対象者がいないか、また、積極的に抗体検査に行かれるようにと行政のほうからお声かけというのはできないものか。

やはり心配です。自分の子ども、娘さんが、そういう職場で、みんな抗体検査をやっているかわからない中で、もしご懐妊したらどうしようと、すごく時期的に心配だと思います。その辺の声かけを実施できないのか、お尋ねをいたします。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

今回の抗体検査につきましては、事業所等においても、事業所の健康診断の機会や全国の医療機関で検査ができるというふうになっておりまして、働く世代の対象者が検査を受けやすい状況になっていることや、これまでも広報、未検査者への個別の勧奨などを行っておりますので、今回は事業所への周知は考えておりません。

**○12番（黒田澄子さん）**

それでは、次は、特定健診とがん検診の同時受診のこととか、その他オプトアウトなどナッジ法までお尋ねをしたいと思います。

答弁のほうでは、7つの項目で同時に開催していますよとあるんですが、ここは胃がんと大腸がんだけです。あとの乳・子宮と肺がんの検診は、多分同時にできていないと思います。

本市の特定健診は全国2位と聞いておりますが、がん検診が、市が実施するものの受診率を見ると、データで出ている29年度で、5大がん、肺、胃、大腸、子宮、乳の中で最も高いのが乳がんの17.17%、低いもので胃がんの8.75%、特定健診の3分の1にも満たない状況です。

議長に許可をいただいておりますので……オプトアウトというものなんですけど、今までの市のものは自分が受けるものに丸をする方法です。でも、国が今進めているのは全部受けてほしい、だから、要らないものにチェックしてねというやり方です。

本市は、その人によって、今年度受けられるものがあると全部書いてもらっているということで、お一人お一人の個別に出しておられると聞いております。そこのチェックをする方法だけ変えてもらえれば、やっぱり受けないといけないということでチェックをしなければ全部受けるんです。ところが、受けるものだけという心理的な部分だと思います。

その結果、福井県の高浜町では、1日もしくは半日で特定健診とがん検診全てを受けられる体制をとっています。受けたがん検診を選んでもらうオプトイン——今の方式と、うちの現在のやり方なんですけど、国が進めるオプトアウト方式にした結果、5大がんの検診の平均受診率が、平成28年度に、何と86.8%の確実な伸びを示しています。

そのやり方として、このようにがん検診も全部一緒に受けたいという人たちは日にちが書いてあるんです。今のうちに、何月何日に全部受けよう。その日はいろんなことを入れないで、用事を入れなくて行こうというふうに決められるためにがん検診が86.8%。私、すごいなと思いました。

また、厚生労働省では、ナッジ方式というものをハンドブックまでつくって受診率向上のために言っておられます。ナッジというのは、肘でちょっとやろうよとつつく、そういうイメージなんですけれども、実は、検診を受けたいと思っていたけど、あらうっかり忘れていたとか、そういう人も結構おられるかな。そういう人の場合は、ちょっと押してあげるだけで、その行動が受ける方向に変わっていく、これも国が一生懸命やっていて全国

でもそのような取り組み方をされています。後押しするためだけなんです。

杉並区では、過去5年間、乳がん検診を受けていない人に対して受診勧奨の表現を変えた。乳がん検診が一人から131人、130人もアップした、そういう効果も出ています。

また、乳がん検診は病院で受けると高価な検診です。それが安価で受けられますよとか、先ほど言ったお金の効果です。それと、役所が補助をしているので自己負担額がこれくらいに抑えられていますよ。乳がん検診を受けましょうではなくて、受けてくださいという強い言い方になっています。

特定健診のときに同時にがん検診を実施することは、市民にとっても何日も時間をとらずにできるメリットがあると考えますが、再度この件についてお尋ねいたします。

#### ○議長（漆島政人君）

健康保険課長、マイクをちょっと前に出して離して、距離を置いて話して。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

先ほど市長が答弁をされたとおり、現在、本市でもそのような特定健診とがん検診を組み合わせた健診を実施していますが、受診者目線でさらに利便性の向上について検討してまいりたいと思っています。

#### ○12番（黒田澄子さん）

特定健診、がん検診、また、肺炎球菌ワクチン、それから、今回言っていないけれども乳がんも大腸がん検診も無料クーポンが出ております。意外と期限のあるお得感のあるものが出ております。本市においては、リコールをしっかりとらぎでされているということで、そこは十分評価をされます。

もう一つ、提案をしたいのは耳から入る情報。防災行政無線で、最近いろんなお知らせが出てきますが、短い言葉で、忘れていませんか、もうそろそろ期限が来ますよ、4月1日からだと実費になりますよ、ぜひ受けて

いただきたいというような周知ができないのか、お尋ねをいたします。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

検診につきましても、先ほど言ったとおり10種類ぐらいの検診がありますので、その都度、そういうお知らせをするのはどうかなと思います。ほかに案内の方法とかあろうと思いますので、その辺を研究してまいりたいと思います。

**○12番（黒田澄子さん）**

先ほど子どもたちのがん教育で、たばこを吸い過ぎると肺がんになるよという教育。これも許可をもらっているのですが、実は、そうだけではないのだと。たばこを吸っている人たちだけではないよと。

1年間で5分間ください。これはナッジ法です。時間かかるんやろ、検診は、いいいいと思っている人たちとか、いろんな人たち。たばこは吸っていないから肺がんは大丈夫よとか、こういうお勧めの仕方です。これがナッジ法と言います。気にはなっているが行くのは面倒くさいとか、お金がかかるんじゃないとか、時間がかかるんじゃないとか。

だから、こういうよそがやって効果が出ているものがナッジ法でございますので、今後ぜひこういったお知らせの仕方です。行政は行政用語を使うのをすごく得意なんです、市民はわかりにくいというのがあります。今、でも、それを改善されている努力は大変すばらしいと私も認めるどころですが、そういうふうに取り組んでいただきたい、そういうふうにあります。

それでは、補助金のほうに移りたいと思います。

交付金要綱に定義でいろいろ書いてあります。ホームページには67団体が掲載されて、大体総計すると1,665万円、年間でそういう事業が、今、8年目になります。事業開始年度以降の年度ごとの団体数と事業総額を

お尋ねをいたします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

それでは、年度ごとの交付金の団体数と額でございますが、平成24年度、45団体、1,120万円、25年度、52団体、1,239万円、26年度、54団体、1,254万円、27年度、53団体、1,216万円、28年度、50団体、1,204万円、29年度、54団体、1,254万円、30年度が49団体、1,114万3,000円、令和元年度11月末現在で44団体、1,089万円となります。また、交付金の交付開始から延べ団体数401団体、9,490万3,000円となっております。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

この事業の民俗芸能等の「等」のくくりにあるものは幾つあって、どのような基準になっているのかお尋ねします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

この等に属されるものとしたしまして、年中行事が12団体、歴史的背景のある団体が1団体の13団体となります。

また、交付金の交付対象基準としましては、市内で保存、伝承されている無形文化財、無形民族文化財、伝統芸能、年中行事、風俗慣習、その他市内に歴史・文化的背景を有する活動を行う団体でございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

答弁の中で、大体20万円はどういったものといろいろあったんですけど、95万円とこのがあるんですけど、50万円の約倍になっていますが、これの設定はどういった基準なんでしょうか。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

さまざまな金額設定がございましたが、最初、教育長のほうが答弁しましたが、教育長のほうでは、50万円、20万円、30万円

というような答弁をいたしました。95万円については、流鏝馬を実施する際に必要な経費に補助金を充てているために、当初から95万円というような交付金を交付しております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ここで、しばらく休憩します。

次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○12番（黒田澄子さん）**

伊集院の10万円の補助団体の29年度収支報告で、研修視察費4万4,760円、また、活動費に青葉隊活動費3万円、青パト活動費1万円、また、翌年には知覧方面に研修視察をした記載がある。収支報告には、研修視察の項目にそれが入っていません。一体これはどこに記載されているのか、また、伝承芸能という部分で、この項目の支出がなぜ認められるのか根拠をお尋ねします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

紙よろい作り普及会につきましては、妙円寺詣りを背景としました年中行事の活動を行う対象団体と考えております。

研修視察等の活動費につきましては、団体自体が紙よろい作成だけの活動ではなく、妙円寺詣りに関する時代の時代背景、あるいは、歴史の認識を持ってもらおうということと、それと、後継者育成としての活動も目的としていると聞いております。

なお、研修視察につきましては、収支報告に記載のあった分につきましては、バスの借り上げ、次年度の研修視察につきましては、会員が所有します車を利用しての研修視察だというふうに聞いております。

以上です。（発言する者あり）

青パト活動費の支出につきましては、先ほども申しましたとおり、紙よろいづくりだけの活動ではなく青少年健全育成的なものも含めている部分がありまして、そのときに、青パトでの活動をしたときの参加者の報償費ということになります。

以上です。（発言する者あり）

**○議長（漆島政人君）**

根拠を。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

支出の根拠につきましては、この紙よろい作り普及会自体が先ほども申しましたように紙よろいづくりだけではなく、いろんな妙円寺詣りに起因することや、青少年活動も含めているという団体ということで、そういうふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

へえとしか言いようがないです。青パトの活動費が何で伝統芸能に認められるのか、わからないのは私だけでしょうか。ちょっと、これはいかがかなと思っているところです。

あと、市長が認める全国規模の披露会に出演する団体は10万円さらに補助があるというふうになっています。以前、イギリスでの出演があった団体が、この事業ではなくて別枠で補正予算を組まれたことがありました。そのとき私も質問しましたが、別に今からイギリスと交流することはない、これ限りだと言われていました。海外への出演には、これと違う予算が今からも出ていくのか、全国規模の団体や外国から招致があって、それが成立するのか、この10万円の部分について、世界に出ていくときに、うちは外国とも交流していますけれども、この中には入っていないのか、どういうふうになっているのかお尋ねします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

外国での出演があったことにつきましては、

外国のとある団体から披露をお願いされたという経緯がございます。ですので、これが来年、また、再来年とか、どこか外国に行ったりとか、全国に行って公演、あるいは披露するという事は現在のところは要請がない限りは、こちらの行政としては不明であるということでございます。

それと、全国規模の披露会につきましては、要綱を作成しましてから1件だけの支出ということになります。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ほかの団体で、全国城サミットとかいうのにも出ております。これは全国規模で10万円出てもいいんじゃないかと思うんですけど、これは出ているんでしょうか。

#### ○社会教育課長（梅北浩一君）

全国城サミットということで出演した際は、鹿児島県で志布志と鹿児島市内で、そのサミットがございました。全国的な規模の催し物がどこであるかということで大きな経費がかかる場合がございます。輸送料、あるいは自分たちの交通費、そういうものがございますが、このときには鹿児島県内であったということで、それほどの費用は発生しなかったということで聞いております。

以上です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

また、交付金の金額の基準の中で、吹上のある団体、保存会は、要綱では50万円と書いてあるんですけど、28年には15万円、29年には31万円、30年度は31万3,000円、これぐらいしか要らないんだったら基準額を50万円置いておく必要があるのか、30万円規模に変えてもいいんじゃないだろうか、そういうふうな検討はどこでされるのか、お尋ねします。

#### ○社会教育課長（梅北浩一君）

いろんな団体の金額が設定をされておしま

すが、それにつきましては、要綱改正時に教育委員会のほうで審議をして決めていくわけなんですけど、この交付金につきましても、毎年毎年、申請をしてくる団体と、ことしは必要ありませんということで全く申請をされない団体もございます。そうした上で、先ほど言われました団体につきましては上限額50万円ですが、実質、この三十数万円の金額しか必要なかったということでの事業報告を受けているということでございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今回、収支報告を取り寄せて見ていたところ、交付金がどれに入っているのか全くわからないものがほとんどでございました。でも、当局は、今、答弁で、それは交付金が充当されている部分について確認をしておりますとあります。

また、収支計画、今から言いますけど、繰越金が相違していることも確認を行っていますが、まず、いつ確認ができたのか、なのになぜ繰り越しチェックができないのか、確認して、その後はどうされたのかお尋ねをいたします。

#### ○社会教育課長（梅北浩一君）

交付金の実績報告におきましては、説明会時に、活動終了後、1カ月までに報告書の提出を求めています。そうしたところ、実績報告書提出後に、歳入あるいは歳出があったということも聞いております。それと、会計担当の方が会計処理に不慣れなところもあります。とりわけ市からの会計指導が足りなかったというふうには感じております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

やっと会計指導の指導が足りていないという言葉が出ました。大いに足りていないと、今回見て、私はあぜんといましております。

歳入が後であったのに、なぜこの報告書が再度もう一回、再提出を求めないのか、おかしくないでしょうか、その点いかがですか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

1回、実績報告書が上がってきた際に、こちらとしては、その報告が実績だというふうに思っております。また、各団体におきまして、そういうことがあったときには、再度、実績報告書の提出をということで、今後、また指導というかお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

これは8年目を迎えておりますので、本当にどうだったのかと。どこからひもとけばいいのかというぐらいであります。

収支がぴったり合っているのを、先ほどの答弁では同額で支出されたものと考えています。私が調べたところで、ぴったりのところで、本当に交付金以外で足りない部分を自治会が出してくれたとか、ある団体が寄附してくれて、それで合わせているというのは、それはよくわかります。事情がわかります。300円足りなかったんだとか。だけど、そうじゃないものでぴったりのところが7団体もあるんです。

私は、この間、こういうふうに記載をしましょうという、これが繰越金というのは、前年度繰越金と書いてあるんだけど、上の歳入の金額と歳出の金額がぴったりになったものを市は出しているわけです。すると、見た方は、ぴったりしないといけないのかなと多分思うんじゃないかと。これは、出された側がどうというわけではないんですけど、こういったものを出されると、一般の市民でございまして行政マンでもありません。ぴったりにしないと市は認めてくれないんじゃないかなと間違えるんじゃないかなと思います。

ところが、ここに前年度から繰り越しが入っているんです。こういったものを出すことで、こんなぴったりになっているんじゃないかと。ところが、当局は、いや、ぴったりで

しよと、そうですもんと言われるけど、何せ消費税8%の時代に、そうそう簡単にぴったり何百何十円とは本当にならないです。だから、こういったことも、今後、改善されたいと提案しますけどいかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

今、議員がおっしゃられましたとおり、私どもの説明不足も多々あったと思います。今後におきましては、そのようなことがないように説明会でも十分説明していきたいと考えております。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

そして、今、ぴったりのものもありましたし、あと今度は前年度繰り越しゼロ、今のようなゼロです。なのに、次の年、前年度から繰り越しがある団体、そういったのが4団体。逆に繰り越しがあるのに次の年にはゼロになっている。例えば、3,000円繰り越しましたになっているのに今年度がゼロになっている。それが4団体です。

そして、あとの5団体は、前年度に、例えば、3,000円繰り越したのに今年度5万円が繰り入れられているとか全く収支が合わない。それをもとに出された報告書は全く合わない報告書、それが私が調べたのは30年、29年、28年の3カ年間を見させていただきましたが、これは既に5年間、その前にあるわけなんです。この辺、市はどのようにお考えになるのか。これを本当に信じていらっしゃるのかなと、びっくりをいたしました。

私がいただいたときは、28年度、どんといただき、29年をどんといただき、30年をどんといただき、これではわからない。だから、一つの団体ごとに全部年度を書いて一つずつくくって、昨年は幾らだったのかな、大体こういう活動をしているんだなど見合わせたときに、こんなおかしなことが出てきた

んですけれども、一体どのような形で、このチェックをされているのかも含めてお考えをお尋ねします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

こちらの事務処理としましては、単年度、単年度の申請書に提出をいただき、実績書、実績報告に基づいて実績をいただいているということではありますが、こちらのほうとしても、出された実績報告書に対して、それが正しいものとして処理しており、前年度との比較等については確認が足らなかったのかなということを考えております。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

後ほどイベント事業等についても、補助事業についてもお尋ねしますが、イベントのほうはちゃんと同じイベントでくくってあります。これがなぜできなかったのか私は普通の感覚で変だなと、それでどうやって調べられるんだろうと思いました。どうやってチェックができるんだろう、そういうふうに思いました。しっかりここはやっていただきたいと思います。

それと、交付金の使途について、支出に係る経費が市の団体に出された説明資料に、報償費と食料費、そういったものを合わせて7割以上になると書いてあります。備品購入に交付金を100%使うことは、その対象になるのかお尋ねをいたします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

交付金事業におきまして備品購入はできるわけなんです、この備品購入におきましても購入はできるということでありまして、ただ、細かな規定を設けておらず、また、説明会でも細かな説明をしていなかったため100%の交付金を充てたということですので、今後は、この備品の購入につきましても、どれだけがその団体の活動に使用されるのか割合的なものも、今後は考えての

支出のあり方を説明していきたいと思います。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

交付金しか使わない100%で草刈り機27万円を購入している。そういったものが本当に伝統芸能なのか。それと、水銀灯が設置されている。これは多分神社への奉納なので神社等に水銀灯を設置する使われ方も、これはよしと判断されるのかお尋ねします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

神社前の広場に、その伝統芸能の奉納あるいは練習をするために、どうしても夜間になるということで照明が必要だったというふうに聞いております。せんだって確認をしてまいりましたが、新たに水銀灯が、その交付金の中で設置されており、練習等にほぼ使うものだなということを考えますと適切だというふうに私どもは考えました。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

それはどこに設置ですか。もう一回、明確にお答えください。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

神社の広場の一部でございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

神社に水銀灯を設置することが、それはいいとされる答弁は本当にちょっとびっくりしますけれども、その辺、市長、いかがお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

いかがというよりも、今、担当のほうで、それで精査した中において、その寄附金といいますか、神社とかいろんな祭りの寄附金はだめですけど、それを太鼓の広場で使用したということは一理は通っているというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

レンタルで借りてきたんだったらわかるんです、市長。埋め込んでちゃんと設置をする

水銀灯です。それでもオーケーだったら、よそもみんなやっちゃいます。それはオーケーなんですか、もう一回、聞きます。

**○市長（宮路高光君）**

オーケーということじゃないかもわかりませんが、今後、このことについては精査させていただきます。

**○12番（黒田澄子さん）**

もう少し用途についてお尋ねをします。

馬の行事が2つあります。その馬の飼料代が支払われています。それはよくわかるんですけど、ここは繰り越しの相違がそもそもあるので何とも言えません。しかし、30年度は、今まで100万円ぐらいを3回に分けて支払っていたのに64万円しか払っていない。1回分、馬は御飯を食べていないのか。一体これはどういうことなのかお尋ねします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

ただいま質問にあります交付団体におきましては、年に3回、馬の飼料代として支出しております。この行事が終わってから一月後に実績報告をいただいたのですが、その後の4カ月分の、1回分の支払いがされていないということで、そのうちの団体への寄附金等で処理をしたということで、毎年同じ額の96万円が、この伝統芸能には必要だというふうになっております。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

寄附等で入ったのであれば、それもちやんと差しかえをして出さないと、六十何万円で飼料代が下がったのかと思います。だったら、次からこれだけ要らないということになるんじゃないんでしょうか。

あと、飲食費のところ、ある団体では、飲食費は飲食費として食料費で8万8,000円出してあるんですけど、役務費の中で、練習7日間分、品代7万円とありました。これは調べると、ある居酒屋からの購入費でした。

これは食料費じゃないんでしょうか。これがなぜ役務費に入るのか、これをチェックをされていないで通しておられます。その点いかがですか。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

この7万円の支出につきましては、以前、このお店自体が食料品店を営んでいたということで、そのつき合いから、そこから子どもたちへの——食料品に当たるんですが、子どもたちが練習に参加したときのおやつを購入していたものとして聞き取りをしております。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

あと、これはイベント事業にも入るのですが、けれども、こちらのほうでは、地区館のソフト事業とこの事業が合わさって100%で実施されていて、ほかに収入がない事業があります。

また、イベント事業のほうでは、補助金のほうでも商工会と、それからイベント補助金と両方合わさっているのがあります。こんなのは本当に大丈夫なんですか。市がお金を出している団体が、さらに補助するというのを認められるんでしょうか、お尋ねします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

市から補助金の交付を受けた団体につきまして、その団体の目的、それから事業の達成等に向けて、効率的、また、効果的に事業実施をしようとする場合には、他に助成を行うことは問題ないと考えておりますけれども、ただし、ご質問いただきました例をとって申し上げますと、市から当該イベントに対して直接補助金を交付して、かつ、また、ほかの団体から市の補助金を財源としている場合、いわゆる再補助となりますか、そうなった場合は好ましくないということで考えております。

**○議長（漆島政人君）**

黒田さん、あと56秒です。

○12番（黒田澄子さん）

ソフト事業のほうを言っていないんですけれど。

○社会教育課長（梅北浩一君）

この団体につきましては、確認をしましたところ、大項目の中では自治会費よりということでの項目でございました。備考欄のほうにソフト事業という記載がございましたが、これは間違いだということで報告を受けております。

○12番（黒田澄子さん）

そんなの後から出てきて、それは訂正しないとおかしくないですか。

あと、最後にお尋ねします。

サッカー大会や相撲大会、イベント補助金で2つ出ています。これってイベント補助金が似合うのか、それともほかにもスポーツ大会いっぱいありますので、そういった社会教育的な、そういったものを同じところでまとめていったほうがわかりやすいのではないかと思います。いかがですか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

これまでの経緯もあって、観光振興で始まったイベントというふうに伺っているんですが、このことについては、イベントの趣旨や波及効果等も検証した上で、ご提案いただいた内容につきましては所管する課などと協議して、今後、検討してイベントの整理を図っていきたいと思っております。

○12番（黒田澄子さん）

最後に市長にお尋ねします。

今回、調査をして、一番不思議と思ったのは、この収支報告で、どこに補助金が使われているのかわからない。本当は使っちゃいけないものもいっぱい書いてあるんですけど、それは使っていないと言うが、この報告書でどうやって見れるのか。今後はきちんとそれが明瞭化されることを指導していただきたいとお尋ねをしますが、いかがでしょうか。こ

れを最後といたします。

○市長（宮路高光君）

いろいろイベントございますけど、これは地元からの寄附金もいただいております。それには載っておりません。だから、いろいろ補填している分については、私は、そういう地元からいろんなイベントしたときは寄附金をいただいて、その中からも運用しながら、また、市としてしている収支報告については、また今後ともチェックできるように原課のほうを指導します。

○議長（漆島政人君）

山口さんの質問に移る前に、先ほど西菌さんの質問に対する回答の保留がありましたので、その分を健康保険課長のほうから答弁をいただきたいと思えます。

○健康保険課長（長倉浩二君）

午前中の西菌議員の一般質問で、UPZ圏内の未就学児数の回答が保留となっておりますのでお答えします。

UPZ圏内の未就学児数は1,497名。今回の申請児童数が57名ですので、申請率は3.81%となります。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

10月からの消費税10%への増税やキャッシュレス化に伴う軽減税率の導入などは複雑でわかりにくく、事業者にとっては迷惑千万、消費者にも同様で、不公平感だけが募ります。増税の悪影響は早くも至るところにあらわれ、やみくもな増税強行は暮らしを一層圧迫しています。

その一方で、今、税金を使った桜を見る会

を安倍首相が私物化していたことが大問題になっています。政治を偽り、ごまかし、公私混同、公文書まで破棄して逃げようとしています。政治の私物化は、おごり以外の何物でもありません。消費税を値上げしておきながら、国は、来年度の予算編成に向けて、介護や医療の負担は2割負担へ負担増と給付の削減を検討しています。こんな国の悪政から、市民の命と暮らしをしっかりと地方自治体を守っていかなくてはなりません。

私は、私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その願いが一つでも多く実現するため、今回も一般質問させていただきます。

まず、1問目は、学童保育の現状と課題について伺います。

共働き世帯やひとり親世帯などの小学生が過ごす学童保育、放課後児童クラブを利用する子どもは年々増加しています。学童保育は、社会的になくてはならない施設として、その役割はますます大きなものとなっています。

本市の学童保育の現状は、施設、また、施設の運営、指導員の処遇、保護者負担などで地域格差があります。何より、地域によっては施設が足りていません。夏休みや冬休み、春休みなどは、かねてよりも利用者はふえ、子どもが長時間過ごさなければならない環境として、十分な広さの確保や遊具の整備などができていない状況もあるようです。放課後や夏、冬、春などの休みの間に子どもたちに生活の場を保障するのも学童保育の役割ですから、その役割に見合った施設の拡充も必要ではないでしょうか。

また、指導員の役割にふさわしい待遇や身分の保障がされていないことは大きな課題だと考えます。指導員のほとんどが非正規という不安定雇用のパートタイマー扱いで、年収も少なく、社会保障に未加入など劣悪な労働条件となっています。そのために人材の確保も難しくなっています。

また、保護者の負担はどこでもおやつ代程度ということですが、1人、2人、3人と、子どもが何人もいてお願いするとなると大きな負担になり大変です。何とかならないだろうかという声もお聞きしています。

放課後の子どもの居場所や夏休みなどの子どもの生活の場を公的に保障することが、今、求められています。どの地域に住んでいても、公的責任で、豊かで安心安全な学童保育が実現されることを、皆、願っています。本市の学童保育の現状と課題について、市長の見解を伺います。

次に、作業療法士による学童保育での発達障がい児の支援事業に取り組まないかということ質問します。

作業療法士の資格というのは国家資格です。実は、岡山県で、2016年度から作業療法士による学童保育での発達障がい児の支援事業が施行され、全国各地に広がりつつあります。発達が気になる子どもたちに生活と遊びを通して作業療法士が支援し、子どもたちをサポートしているそうです。実は、アメリカでは、この作業療法士を学校に常駐させ、活用しているそうです。

本市でも作業療法士を雇い、学童保育所を巡回させるなどして、発達障がい児への支援事業に取り組むことはできないでしょうか。

2問目は、稲わらやもみ殻の焼却禁止条例を制定しないかということについて伺います。

秋田県では、稲わらやもみ殻を燃やした煙は目や喉を傷めるほか、特に体の弱い方や病気の方に被害が及ぶ可能性があり、また、煙は視界不良を引き起こし、交通障害にもなることから、公害防止条例で、稲わら焼きやもみ殻焼きを原則禁止しています。特に秋田県では、周辺的生活環境に影響が出やすい10月1日から11月10日までの間は全面的に禁止しています。

本市でも、稲わらやもみ殻の処分は、県や

市の農林部局やJAなどから助言を得ながら有効活用に努めるべきと考えますが、市としての見解はいかがでしょうか。

秋田県では、「美しい空をあなたの手で、ストップ稲わら焼き、周囲の空気を汚さない環境に優しい米づくりをしましょう」と県民に呼びかけ、条例を制定しているようです。

本市でも、健康への悪影響を減らし、環境を守るためのこのような取り組みができないか伺います。

3問目は、健診と人間ドックを入りに、楽で確実に低コストの禁煙推進に取り組まないかを質問します。

喫煙による健康被害を早期に防ぐには、禁煙を推進する取り組みが何よりも重要です。日本では、2006年に、健康保険で禁煙治療ができるようになりました。厚生労働省は、2013年に、特定健診や特定保健指導における禁煙支援の強化を打ち出しました。禁煙支援マニュアルを作成し、健康影響の最新データや具体的な支援の取り組みを紹介しています。健康診断や人間ドックが多く喫煙者に禁煙を働きかけ、禁煙を手助けする場になるとよいと国も考えているのです。

本市でも禁煙を希望する人を確実に禁煙治療につなぐ仕組みをつくること、健診や人間ドックを入りにということをご提案いたしますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

健康づくりを推進する町として、たばこによる健康被害をできるだけなくしていくために、健診と人間ドックを禁煙を始めるよい機会となるようにしっかり位置づけて取り組んでいただき、禁煙外来を活用していただくことを期待します。

4問目は、国民健康保険加入者全員に通常の保険証交付をということについて伺います。

国民健康保険料が高過ぎて払いたくても払えない市民には、滞納者に対するいわば制裁として窓口負担が10割の資格証明書や短期

保険証が交付されていますが、そういうことはやめて、全員に通常の保険証を交付し、まずは医療を受ける権利を守る、受療権を守る、温かい市政を実現できないか市長の見解を伺います。

最後の質問、5問目は脱原発についてです。

今回は、2月9日日曜日に予定されています原子力防災訓練のことについて、まず伺います。訓練の計画、訓練の内容など、どのように検討されているのかお示してください。

また、最後に、本市に設置されているモニタリングポストの管理状況を伺って1問目といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の学童保育の現状と課題について。その1でございます。

学童保育は放課後児童健全育成事業と言われ、保育の必要な児童の成長支援や健全育成を図るものと理解しており、保育所や認定こども園、地区公民館など、公共的施設を活用して国の基準に準じた委託費の中で処遇改善に取り組まれ、受託者ごとの運営に応じて負担されていると認識しております。

2番目でございます。

保育の必要な放課後児童の健全育成という観点から、日置市子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用人数に対する定数が充足されていない校区等への対応や民間への移管等を検討しながら、対象児童数や受託団体等の状況など、保育所の低学年受け入れと連携して地域の特性に応じています。

3番目でございます。

発達が気になる就学児童の支援については、家庭や学校のほか、地域や療育の連携が不可欠となります。現在、学齢期の支援策といたしまして、障害児通所給付事業において放課後等デイサービスに取り組んでいますので、放課後児童クラブにおける障がい児受け入れ

との連携のあり方についても検討する必要があると考えております。

2番目の稲わら、もみ殻等の焼却禁止条例を制定しないかということでございます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条に、焼却禁止の例外行為が規定されております。農業、林業、漁業を営むために、やむを得ないものとして行われるものとなっております。

市といたしましても、市民の生活に悪影響を及ぼさないように、場所、時間、風向き等を十分考慮の上、野焼きを行っていただくように、行政囑託員説明会等時、防災無線による周知も行っております。また、今後とも、稲わら、もみ殻の有効活用について、県・JA等と連携していきたいと考えております。

その2番目でございます。

秋田県では、県公害防止条例において、稲わらの多量の焼却を禁止しております。禁止の時期は、気候の関係で、10月1日から11月10日までに限定しつつ、農作物の病虫害の駆除、凍霜害の防止のための焼却は例外規定として認められております。

本市といたしましては、農業従事者が良識の上で最小限の野焼き行為を行っていただくため、先ほどの答弁のとおり、場所、時間、風向き等、十分考慮していただくように今後とも周知してまいります。現在のところ、農業等による焼却禁止条例を制定する考えはございません。

3番目でございます。

特定健診と人間ドックを入り口に、楽で確実に低コストの禁煙推進に取り組まないかというご質問でございまして、特に特定健診や母子手帳交付時に喫煙状況を確認し、保健指導の際に禁煙が必要な方には禁煙の勧めと、やめたい方には禁煙外来を案内しております。もちろん健診等に限らず、随時の相談にも応じる体制は整えております。

2番目でございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、特定健診等の際に喫煙の有無を確認し、保健指導で必要なアドバイスを行っておりますので、今後とも機会を捉えて取り組んでいきたいと考えております。

4番目の国民健康保険加入者全員に通常の保険証交付ということでございます。

特にきちんと納税していただける方との公平さを図るためにも現在の方式を継続しながら、国保税は、本制度の財源の根幹をなす重要なものでありますので、引き続き、市民の皆様方にも制度の趣旨をご理解いただくとともに、納税のご協力をお願いしてまいります。

5番目の脱原発について。その1でございます。

県と関係市町で開催する令和元年度の鹿児島県原子力防災訓練においては、訓練の第三者機関による評価、検証等が拡充されることになっております。また、市の訓練については、これまで市外への避難だけでしたが、市内での避難を想定し、受け入れる住民も含めた講習会等を検討してまいります。

2番目のモニタリングポストについては、鹿児島県が73カ所の空間放射線量と1カ所の発電所放水口放射線量を、テレメータシステムを用いて常時監視し、その測定結果についてはリアルタイムで県のホームページを通じて公表しております。

以上でございます。

#### ○14番（山口初美さん）

ご答弁いただきましたので、また1問ずつ伺ってまいります。市内17カ所ある学童保育所、この連絡会を設置することを提案いたしますが、この点について市長のお考えはいかがでしょうか。共通課題など情報の共有や交流など、連絡会をつくる意義は大きいと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

### ○福祉課長（有村弘貴君）

放課後の事業を現在17カ所で行っておりますが、そのうち保育所が11カ所です。それから、地区公民館で直接地域の方が担っていただいているところが5カ所、そして直営が1カ所ございますが、保育所につきましては、それぞれの運営のやり方の中で事業を展開をしていただいております。また、ノウハウもあるというところで特に事業運営について、ご質疑が具体的にこちらのほうに寄せられてはいないところですが、地区公民館につきましては、人材の確保から運営の仕方まで、いろいろ質疑がありますので、2年ほど前に1回、地区公民館の連絡会ということで立ち上げを試みましたが、うまく稼働しませんでしたので、今年度また立ち上げを再度取り組みまして、12月に2回目の研修会を開催することにしてございますので、地区公民館で委託をしている連絡会を母体といたしまして、少しずつ保育園のほうにも連携を広げていけたらというふうに考えております。

### ○14番（山口初美さん）

地区公民館のほうは、一応、形としてはできているということで理解いたしました。しかし、直営のところも1カ所ありますし、保育所関係が12カ所あるということなので、やはり市で委託をして、また、直営なり学童保育所があるわけですから、その学童保育所全体が連絡会を持って、いろいろ情報を共有したり、共通課題の話し合いをしたり、交流をしたりというようなことは必要だと考えます。この点は、ぜひ今後進めていただくことを期待したいと思います。

そして、学童保育所の指導員、資格を持った人が必ずいるはずですが、その指導員と一緒に子どもたちの保育に当たる補助指導員です。こういう人たちは資格もなかったり、やっぱり子どもたちとのかかわり方とか、いろ

んなことを研究したいという声もあるようです。報酬をきちんと保障した研修会、交通費なども含めて、年に何回か勉強する機会があるべきだというふうに考えますが、この点は、市としてどのようにお考えでしょうか。

### ○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまのご質問につきましては、現在、各委託先におきまして、放課後児童支援員という形で認定研修を受けた方が支援員の資格を取って、先ほどご質問の中にありました補助員という方とお二人で40人程度のクラスまで対応していくというふうなのが基本的な形になりますが、その中で次の人材も育成をしましたり、認定支援員の方がお休みがとれるような形で正式な資格を取っていただくための研修を県のほうが随時開催をいたしますので、そこにつきましては、委託料の中で各受託者が対応をするという形をとっております。

### ○14番（山口初美さん）

そのことはわかりました。

今、学童保育の存続の危機が、来年度の建物建てかえで心配されているのが、現在市が直営でやっております吹上地域の学童保育なんです。このことについて、市のほうではどういう方針なのか、計画はどうなっているのかを伺います。

### ○福祉課長（有村弘貴君）

吹上地域におきましては、放課後児童クラブの以前に学童保育という取り組みの中で直営で、それぞれの小学校の近くの地区公民館、もしくは児童館で行っていた経過がありましたが、2カ所につきましては、この二、三年の間で、放課後児童クラブということで地区公民館への委託ができました。

そこは、その地区公民館と小学校区が同様の規模でしたのでできたことですが、現在ご指摘の児童クラブにつきましては、1つの小学校区に5つの地区公民館が入って

おりまして、そこを、その小学校の隣地にあります地区公民館で場所を借りて直営をしておりますので、なかなかほかの地区の児童のことまで地区公民館が委託事業として見ることができないということでもうまいっていない面がございますので、現在、直営で、学童保育の形を継続した様式で現在まで進めているところでございます。

#### ○14番（山口初美さん）

そこの地区館の建てかえの計画があって、来年度、この学童保育所が運営できるのかどうか、そこの場所を使えるのかどうかということが大変心配されているわけなんです、学童保育所がなければ仕事をやめなければならぬような保護者がたくさんいるわけですし、みんな困りますから、早急に委託先を見つけるなり、場所を確保していただくことを期待しますが、この点いかがでしょうか。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

今、ご指摘がございましたように、来年度、その地区公民館の改修の計画がございまして、確認をいたしましたところ秋以降になりそうだというお話でございますので、それまでの間で代替施設を確保する必要があるということで、隣地にあります吹上中央公民館のほうにもお願いに行きましたけれども、なかなか空きスペースがないということもございまして、近くの保育園のほうに、現在、定数で登録が59人の規模の児童クラブですけれども、それを59人と言いましても毎日59人来るわけではないですので、二、三十人利用になりますので、その半分規模ぐらいで、それぞれ2カ所で分割をして委託できないかということで、当該保育所のほうにもご検討をお願いをしているところでございます。

#### ○14番（山口初美さん）

市のほうでも動いていただいているということで、少し安心をいたしました。できるだけ早くみんなが安心できるように決めていた

だくことを期待しまして、次に移ります。

子どもの発達において、七感——7つの感覚が大事だそうです。触覚、聴覚、視覚、味覚、臭覚、これらの五感に加えて前庭覚と固有覚の2つが入るそうです。

前庭覚——前庭感覚というのは、重力のある環境で頭を真ん中に保って、体全体のバランスを保つ感覚だそうです。この機能は内耳にあり、傾きを調整します。特にブランコやトランポリン、シーソーなどの遊びが、この前庭覚の発達を促します。これで体の揺れやふらつきをなくし、じっとしていられるようになったり、障害物を飛び越えたり、ジャンプできたりします。

次の固有覚——固有受容感覚というのは、関節や筋肉、腱——アキレス腱などの腱です——腱の動きなどから、体の位置、運動の状態、体に加わる抵抗、重量などを感知する感覚で、例えば、目で見なくても、グー、チョキ、パーを出せるのも固有覚がしっかり育っているからだそうです。この感覚が発達する中で、自分の体を思いどおりに乗りこなし、動かせるようになっていくそうです。

このように遊びが発達を促します。発達に問題があるとできない遊びが多くなり、自信をなくしやすいために、遊びを工夫して行うことが大事だそうです。感覚過敏の場合は、いろいろな感触に触れる遊びの機会が少なく、対人遊び、人と遊ぶことが少なくなるそうです。

逆に感じにくい場合は、感覚の体感、体験が積み重なりにくくて体が傾くなど前庭覚に問題がある場合は、動くこと自体を嫌がったり、手を使うことが少なかったりします。例えば、はじいて音を出す楽器で手に刺激を与えとか、いろいろな感触のボールを触るとか、ひっつきにくい粘土を使うなど、道具を変えてできないことを減らしていくそうです。

それぞれの子どもの特性を捉えて、必要な

感覚を楽しい遊びを通じて経験することが大切なんだそうです。そういうことを専門的に勉強し、資格を持った作業療法士は全国に8万人いるそうですが、そのほとんどが身体に障害のある人向けか、高齢者や精神疾患の人向けで、子ども対象の作業療法士というのは8万人のうちの3%だそうです。

本市で、このような作業療法士の人材を確保するのは難しいでしょうか、どうでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

現在、市内の病院外科のほうにございますリハビリを専門とする、それに携わる作業療法士さんたちの部会がございますが、その方々は、今、議員がご指摘のとおり、高齢者、もしくは精神といったような方々の、いわゆる成人の方々のリハビリしていただく方がほとんどだということで、お子様の専門は今のところいらっしゃらないというお話でございます。

**○議長（漆島政人君）**

ここで、しばらく休憩します。

次の会議を午後3時10分とします。

午後2時59分休憩

---

午後3時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○14番（山口初美さん）**

いろんなことが気になって落ちつかない子がいます。思ったことをすぐにやってしまう子もいます。発達が気になるいろんな子どもたちに作業療法士を活用できれば、発達障害の診断を受けていない子どもたちにとっても支援が入ることになります。ぜひ、本市の学童保育に作業療法士を、すぐには無理でも近い将来、実現できることを期待したいと思います。この点、市長の見解を最後伺って次の質問に移りたいと思います。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

今、議員のほうからございましたように発達障がい児への対応というものを、フラットなところに位置づけをしまして、子どもたちに、そのことでノーマライゼーションの意識というものが培われていくのではないかと考えておりますので、受託者に対しましても、そのような観点から、それぞれが取り組むプログラムに取り入れていただくことも含めながら、情報提供しながら、その機運を高めてまいりたいと考えております。

**○14番（山口初美さん）**

次の質問に移ります。

田舎は、本当に両手を広げて深呼吸をしたくなるようなおいしい空気が魅力だと思います。しかし、せっかく空気のきれいな田舎に住んでいても、毎日のように誰かが何かを燃やしている、そういう煙に悩まされている人もいらっしゃいます。洗濯物も外に干せない、せっかく天気がよくても布団も干せませんと、そういう声もいただいています。

野焼きは、一応、法律で禁止されていますが、誰かが、やっぱりそういうふうにして燃やしていると、いいんだということで、みんなが、燃やさないと気が済まない方がいらっしゃるようです。

稲わらやもみ殻などは田んぼの土の中にすき込んでしまえば肥料にもなりますので、そうしている農家も多いようですが、やはり一部なのかもしれませんが焼却する方もいらっしゃるようです。

農林水産課のほうでは、稲作農家へ、稲わらやもみ殻の活用法、燃やさずに活用する方法など、アドバイスなどしていらっしゃいますでしょうか、現状はいかがでしょうか、伺いたいと思います。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

水田のほうで、稲わら、もみ殻をまれに焼却される方がいらっしゃいます。本年度もそ

うでございましたが、ウンカとか稲こうじ病というような病害虫が発生しまして、水田におきましては、次年度へ越年させないために焼却処分することはやむを得ないというふうに思いますけれども、健全な稲わら等につきましては、特に稲わらは肉用牛の飼育におきまして飼料として活用できます。もみ殻につきましても牛舎の下の敷料、または、園芸農家におきましても活用ができますので、この点につきましては、今後とも引き続き有効活用として啓発してまいりたいと考えております。

#### ○14番（山口初美さん）

わかりました。ぜひ有効活用できるように、できるだけ燃やさないで済むように農林水産課のほうでも取り組んでいただきたいと思います。

稲わらやもみ殻に限らず何かを燃やすということは空気を汚すことなので、健康への被害が大なり小なりあるんだということを、市民へぜひ広報していただきたいと思います。

ぜんそくとか肺疾患など持病のある方もいらっしゃる。風邪を引いて具合の悪い方、つわりの方も本当に、この煙のにおいというのは耐えられません。体調不良の方など、煙で苦しんでいる人はたくさんいらっしゃるということを忘れないでほしいと思います。

それに、さらに保育園だとか学校の近くでじゃんじゃん燃やすのは、ぜひやめていただくように、そういうことも広報のほうもしっかりとお願いしたいと思います。

そして、道路の近くで燃やしていると、その一瞬ですけれども煙で道路が見えない、周りが見えなくなったりすることがあります。そういうのは、本当に大きな事故につながるかもしれませんので、そういうことをみんなで気をつけて、日置市を煙のない空気のきれいな町、空気のおいしい町としてPRしていけたらと思いますが、そんなまちづく

りはいかがでしょうか。市長は、この点はどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘があったわけでございますけれども、特に火災予防のほうからも、この野焼きという部分で、火災の件数の中でも8割以上、占めているのも一緒でございます、大事に至らない部分があるかというふうには考えております。

特に野焼きといいますか、先ほどもありましたように条例化という部分も大事かもわかりませんが、いろいろと、今、農林水産課長のほうがありましたように米の中におきましても転換といいますか、サイレージをつくる方向に行っておりますので、少しでも野焼きのない形をつくっていくべきだというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

本当にたき火をしているような人に、直接、住民は言えないです。こんなの焼かないでくださいとか、やっぱりなかなか言えませんが、行政のほうで、かねてから、燃やさなくて済むようなものは燃やさないようにしようというような、そういう呼びかけも大事なかと思えます。役所のほうで、ぜひ指導していただくように期待したいと思います。

次の禁煙のほうに移りますが、今は、楽に、より確実に、お金を余りかけずに禁煙できる時代になりました。薬を使うと禁断症状が和らぐので、無理なく禁煙できるということです。

改正健康増進法が来年4月から完全実施されますし、昨年からはたばこ税の引き上げが始まっています。禁煙を考える人がふえるタイミングではないでしょうか。この点は、どのように健康保険課のほうでは捉えておられますでしょうか。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

禁煙を考えるタイミングとしては、時期で

あったり、自分自身の健康の状態であったり、いろいろあると思いますが、ちょうどしばらくすると正月も来ますので、そのタイミングで、また禁煙を考えていただければありがたいかなと思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

禁煙外来の治療というのはどんなかと言いますと、12週間で5回の通院が必要で、禁煙補助薬を使って治療するのですが、実際に5回きちんと受けた人の7割から9割近くが成功するそうです。治療を受けた人の5割は9カ月後も禁煙が続いているそうです。薬を使うと禁断症状が和らぐので、無理なく禁煙ができるということです。自力よりも禁煙が確実だということが科学的根拠でも示されていて、ニコチンパッチ、張り薬では4倍、バレニクリン、飲み薬では6倍も半年後の禁煙率がアップしているそうです。

禁煙治療の費用ですが、3カ月間の治療代と1日20本のたばこ代を比較しますと、たばこ代の3分の1から2分の1の費用で治療できるそうです。治療を受けるだけで小遣いがたまります。

禁煙外来を今でも説教部屋というように勘違いしている人もいるのではないかと思うんですが、そういうことは健康保険課のほうでは感じていらっしゃいませんか。

#### ○健康保険課長（長倉浩二君）

私自身は禁煙外来を受けたことはないんですけども、日置市のほうでは、日本禁煙学会が公開しているところによれば8つの医療機関のほうで治療をやっているようですので、金額にしても、今、議員がおっしゃったように2万円弱で5回でできるというふうに聞いておりますので、ぜひ取り組んでいただければと思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

禁煙外来の治療の詳細な中身、情報を広報紙などで伝えて、健診のときなどに禁煙外来

の治療が具体的にこういうことをするんだよということを知らせていただくことが必要ではないでしょうか。楽に、本当に確実に低コストで禁煙に成功できることを伝えていけば、もっと禁煙を始める人がふえるのではないのでしょうか。この点を最後伺って、次の質問に移りたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、言ったような、心が痛い部分があるんですけど、ちょうど私、2年前に、おっしゃったとおり、たばこをやめさせていただきました。今おっしゃったとおり外来という部分があり、薬も飲んだわけなんですけど、そういうもので効くもんじゃないというのもわかっております。やはり自分の意志なんです。意志がない以上は、幾ら、今おっしゃったとおり外来に行っても薬をもらって飲んでみても、やはり私の体験からすると薬だけで済む問題ではないというのが、一番重々わかっております。

そこあたりを、今後進めていくには、本人の意志がないと禁煙はできない。そういう薬に頼ってきたってまた再発しますので、ここあたりが一番大事なことかなと、私、体験上の中で、そこだけ議員さんのほうにもお伝えしたかったものですから。

以上です。

#### ○14番（山口初美さん）

市長に力説をしていただきましたけれども、禁煙外来というのができて禁煙の手助けをしてくれるということですので、本人の意志もしっかりとした中で、そういう治療にも取り組んでいただけるように本市でも健康保険課のほうでしっかりと呼びかけて、禁煙につなげていただけるように期待したいと思います。

4問目の国民健康保険の保険証のこのほうに移ります。

実は、横浜市が、2016年から、窓口負担が10割の資格証明書の交付をやめていま

した。そして、ことしの8月から、短期保険証の交付もやめたんです。このことについて、横浜市の健康福祉局生活福祉部保険年金課の課長さん、係の方は、法律や政府の国会答弁、また、厚生労働省の通達などの趣旨に基づく対応だというふうに言うておられます。国保税を意図的に支払わないという人はほとんどいない、適切に判断をすれば、短期証や資格書の交付はゼロになるんだというふうに説明しておられます。交付していた短期保険証の有効期限がことしの2019年の7月末に迫る中、全員に通常の保険証を交付する運用にしたとしています。

このような横浜市の判断や対応について、市長はどのように思われますか。

**○市長（宮路高光君）**

今ご指摘のとおり、私どものほうは保険税の公平さという観点から、そのようなことをし、みずから払いたくても払えない方、それぞれだというふうには認識しております。

横浜市の中におきまして、どれだけの中で、恐らく一般会計から繰り入れをたくさんしていかなければ、そういうことは私は難しいというふうに思っております。私ども、やはりこういう小さな自治体におきましては、薄く広く多くの皆様方に納税していただかなければならないという形でございます。今、1億円程度繰入金もやっておりますけど、恐らく横浜市なんかは財政的に大きいから、多くの繰入金を入れておれる自治体だというふうには認識しております。

それで、同じようにそういうところと一緒に肩を並べて、そういうことができるかということは大変難しい状況であるというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

それでは、国保税の現在直近のつかんでおられる数字で構いませんが、資格証明書の発行数、短期保険証の発行数、どのようになっ

ているのかお示しいただきたいと思えます。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

交付状況ですが、11月30日現在で、短期者証が261世帯、487名、資格証明書が45世帯、59名となっております。

以上です。

**○14番（山口初美さん）**

かなりたくさんいらっしゃる状況というのがわかりました。

納税相談に見えて、かなり持病などで定期的に病院にかからないといけないような方には配慮していただいて、普通の保険証を発行していただいている分もあるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

**○健康保険課長（長倉浩二君）**

私どもは、短期者証、資格証明書を発行する際は、機械的、一律に運用することなく、住民の方々と面談の上、内容を十分確認して、そういう対応をとっているところでございます。

**○14番（山口初美さん）**

そういうそれぞれの状況を聞いていただいて、それなりに温かい対応がされているのかなとは思いますが、やはり国保税が本当に高過ぎるんです。所得の1割とか2割とか、そういう負担は、日置市は本当に所得が低い人が多いわけで、本当に所得の低い人が多額の保険税を払わないといけないという、そういう状況がありますので払っている人も苦勞しながら払っている、そういうことを、自分自身も国民健康保険ですが、本当に所得の低い人たちは大変だろうなというふうに見ております。

短期保険証は261世帯の487名というふうに言われましたが、短期の期限はどのようになっていますでしょうか。1カ月だとか、3カ月だとか、6カ月だとか、いろいろあると思うんですが、その期間ごとにわかっておりますでしょうか。

○健康保険課長（長倉浩二君）

期間別はわかりませんが、少なくとも18歳以下の方につきましては6カ月の短期者証を発行しております。

○14番（山口初美さん）

18歳以下の子どもさんに対しては半年の期限の、割と長い期限の保険証が交付されているということで承知しておりますが、期限が切れるころになったら幾らかお金を準備して役所に持って行って、次の保険証をいただくというような、そういうことが病気がちの方は、なかなか負担が大変ですので、役所に来ること自体も本当に大変だと思いますので、そこら辺は、それぞれの相談者の方の状況を踏まえて、保険証の交付もできるだけ普通の当たり前の保険証が発行していただけることを期待したいと思います。

横浜市では、普通の保険証、当たり前の保険証をみんなに交付している、そういうことをやっている自治体が出てきましたので――横浜市というのは全国最大の政令市です。横浜市が、こういうことを行ったということの全国的な意義も大変大きいと思います。私は大変高く評価しますし、多くの方から評価されています。市民の受療権を守る、このことを第一に日置市も、こういう政策の転換ができたということに期待したいと思います。

先ほど何回も答弁をいただきましたので、なかなか今の日置市の現状は難しいということで本当に残念ですけれども、お金がない人が本当に病院に行きたくても行けないような、そういうつらい思いをする人が一人でもいなくなるように、そういう温かい姿勢を日置市はやっていただきたいと、そういうことを私は期待して、次の質問に移りたいと思います。

脱原発についてですが、鹿児島県は、11月26日に、川内原発の過酷事故を想定した来年2月9日の原子力防災訓練の概要を公表しました。そのことは、南日本新聞でも

11月27日に報道されております。その内容に合致したご答弁をいただいたわけですが、原発が近くにあるばかりに、このような訓練もしなくてはいけないということです。

今回は市内での避難を想定して、今までと違った訓練の中身になるようなことが答弁で示されましたけれども、具体的に市内での避難を想定して、受け入れの住民も含めた講習会などを検討していますという答弁ですが、今、具体的になっていることがありましたら、ここでお示しいただきたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

本市には、UPZ圏内にある地域と、それ以外の地域がございます。UPZ圏内の地域の方々については、これまで市外への避難の訓練をしてまいったところですが、UPZ圏外の地域の方々を受け入れをすることになっております。その点が、今まで足りないのではないかなというところもございましたので、今回、それらの地域に避難をすることを計画しております。

以上です。

○14番（山口初美さん）

今、答えられるのはそのぐらいなのでしょう。具体的に、まだいろいろ決まっていないというふうに理解をいたしますが、できるだけたくさんの方が、この訓練に参加して、いざというときに備えられるようにしていかなければいけないのかなというふうに思います。原発がなければ、本当にそういうこともしなくていいんですけど。

モニタリングポストにつきましては、ご答弁いただきましたけれども、私は、日置市内に設置されているモニタリングポストの管理状況を聞いたんですけど、このご答弁だと市はノータッチなんですか、全て県にお任せなんですか、このモニタリングポストの件は、どうなんですか、伺います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

日置市内に4カ所あります常時公表しているモニタリングポスト、それと、緊急時に必要となってきますモニタリングポストが日置市内に3カ所ありますけれども、これについては鹿児島県が管理をしております。

そのほか、緊急時には、私どもがシンチレーションサーベイメータほか数台をお預かりしておりますし、簡易サーベイメータというのを100台お預かりしておりますけれども、そのうちの75台につきましては、UPZ圏内の学校や福祉施設にお預けをしているところでございます。

以上です。

○14番（山口初美さん）

わかりました。そういうのがきちんと、いざというときに危険を知らしたり、そういうことに役立つようにきちんと市のほうでも管理が必要なんだろうというふうに思います。

昨日5日の日に、日吉小学校で訓練が行われたというふうに聞いておりますが、その訓練には市のほうの担当も行かれたんでしょうか。その訓練の内容をお聞きしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

訓練の内容については承知しておりません。

○14番（山口初美さん）

新聞の報道によりますと、2月9日の当日は日曜日のため、県は30km圏内の学校に対し、平日に訓練を実施するよう各校に求める。それが日吉小学校は、きのう行われたということなんですが、訓練には担当の職員を派遣するというふうに——これは県の担当が行ったというふうに理解すればいいんですか。市のほうの担当が行っていないのは、ちょっとまずいのかなと思うんですが、日吉小学校ですので教育委員会のほうは行かれたんでしょ

うか、どうでしょうか。

○教育長（奥善一君）

私どもも行っておりません。

以上です。

○議長（漆島政人君）

山口さん、あと31秒です。

○14番（山口初美さん）

最後になりますが、幾ら訓練を重ねても実際事故が起きたときに実効性があるのかどうかということは大変疑問です。市民の皆さんからも、そういう声がたくさんあるようです。

原発をなくすことが一番の安全対策だというのは、みんなの共通認識だと思います。一日も早く原発をとめて廃炉にすべきだということを改めて考えますが、市長の見解を最後に伺って終わります。

○市長（宮路高光君）

今までも述べてまいりましたとおり、原子力につきまして、大変大きな課題を抱えたまま隣接している市町村であるというのは十分認識しております。今後につきましても、県とも十分打ち合わせをしていきたいというふうに思います。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後3時36分散会

第 3 号 ( 1 2 月 9 日 )





本会議（12月9日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、5番、重留健朗君の質問を許可します。

〔5番重留健朗君登壇〕

○5番（重留健朗君）

皆さん、おはようございます。本日1回目の質問をさせていただきます。

新しく元号が変わり、令和の時代を迎えましたが、自然災害は衰えを知らず日置市においても8・6災害に匹敵するような災害が発生いたしました。台風15号におきましては、千葉県において長期にわたり停電が発生し、市民生活に大きな困難を来しております。また、東日本に大規模な洪水や土砂災害を引き起こした台風19号の影響で、各都道府県において93名の方々が亡くなりました。また、7割超の方々が60歳以上でした。被災された方々におかれましては、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

このような全国的な災害を考えますと、地球温暖化の影響で台風は勢力を強め、雨量も増しており、過去の経験を参考にできないほど深刻な事態に陥っている状況で、これまでの想定を見直し、風水害に備えなければならぬ事態です。このまま温暖化が進めば、強力な台風や記録的な豪雨にたびたび見舞われる危険があり、気象学の専門家は災害は規模や頻度で新たなステージに入ったと分析しております。このような事例からしますと、想定外という言葉はもう使えない現状であります。

それでは、さきに提出しました通告書どおり質問をいたします。

防災対策について伺います。

1番目です。県市長会において、大雨警戒レベル改善の要望書を内閣府に提出された結果をお伺いします。

2番目です。自然災害が絶えない状況の中、自衛隊退職者採用の考えはないかお伺いします。

避難所のペットは、どのように対応するのか、詳細をお伺いします。

次に、伊集院駅にコインロッカーの設置について。

1番目です。観光客の増加に伴い、伊集院駅周辺の市有地にコインロッカーの設置はできないか、お伺いします。

3項目目です。オリーブオイルの今後の活用について。

1番目です。学校給食にオリーブオイルを取り入れられないか、お伺いします。

2番目です。高齢者の方々に、スプーン一杯のオリーブ運動の推進はできないか、お伺いします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の防災対策について、その1でございます。警戒レベル・避難情報の改善と警戒レベルの周知等についての要望は、内閣府防災担当大臣への面接要望を計画したところ、当日は大臣等に会うことはできず、内閣府の担当職員に口頭で説明を行ったとのことあります。なお、今回の要望について確認したところ、国からの回答は特に得られていないということでありました。

2番目でございます。災害に関して長い経験で培った専門的な知識や経験を有するなど、災害対策に対しての有為な人材であることは承知しております。具体的な採用については、今後採用計画等を勘案し、検討してまいり

たいと考えております。

3番目でございます。大勢の人が共同生活を送る避難所では、居住スペースのペットの同室避難は原則として禁止し、敷地内にペット専用スペースを確保することとしていますが、避難所の状況に応じて配慮してまいりたいと考えております。

2番目の伊集院駅コインロッカーの設置についてというご質問でございますが、市によるコインロッカーの設置につきましては、現在のところ予定はしておりませんが、今後、駅利用者のニーズ等を勘案し、対処してまいりたいと考えております。

3番目の、オリーブオイルの今後の活用について、その1でございます。1については教育長のほうに答弁させます。

2でございます。オリーブオイルにつきましては、生活習慣病や認知症などに対する効果が報告されており、高齢者に限らず、多くの方が適量を飲用していただくことで、市民の健康維持に寄与できると思っております。今後も、地区公民館などの出前講座等において、引き続きオリーブオイルの有用性を啓発してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

3番のオリーブオイルの今後の活用についてでございます。その1で、学校給食へのオリーブオイルということございました。現在、オリーブオイルは学校給食で使用しております。給食に使用した回数は、年間190回を超えていまして、家庭に配布する献立表にもオリーブオイル使用を明記しております。

以上でございます。

#### ○5番（重留健朗君）

警戒レベルの対応について国のほうから回答は得られていないということですが、

国の5段階レベルと日置市の3段階の避難基準は日置市に適用しているのか、当局の考えをお伺いします。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

国の警戒レベル4に相当します避難情報として、市が発令します避難勧告と避難指示緊急が同じレベルにあることから、住民にとってその違いがわかりにくいのではないかとどうふうに考えているところですか。

#### ○5番（重留健朗君）

避難勧告は、早目早目にしないと弱者が生まれると思います。地方によっては道路の決壊、崖崩れ等により避難ができなくなる場合が発生したとき、孤立してしまう可能性があります。日置市としまして、どの段階で、こういった状況で避難勧告を出すのか、お示しください。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

避難勧告の発令基準につきましては、日置市地域防災計画に災害の種別により発令基準を定めているところでございます。例えば土砂災害において、鹿児島県河川砂防情報システムの土砂災害危険度情報において、レベル2が表示されたときには、避難勧告を発令することとなっておりますが、土砂災害警戒情報は安全サイドに立った見逃しを防ぐという方針で設計されておりますので、的中率としては低いものとなっております。

そのことから、発令基準をそのまま当てはめて発令しますと、避難勧告が頻発されることとなりまして、その信頼性にかかわるといふふうに考えております。前後の雨の状況等を総合的に勘案しまして、市長が判断することとしているところでございます。

#### ○5番（重留健朗君）

大体わかりましたが、国のレベルの命を守る行動をしてください、市民の方々に余り

ぴんと来ないという感じがするとの指摘もありますが、日置市はどのような段階とお考えでしょうか。命を守る行動。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

命を守るための行動というのは、災害の種別に応じてその時期・行動というのは違ってくるものというふうに考えております。例えば、台風の際には、命を守るためには数日前から行動を起こすことも必要でしょうし、地震の津波から命を守るということを考えた場合には、即時に行動を起こすことが必要となります。また、そのときにいる場所においても行動が違ってまいりと思います。それぞれの災害の種別や場所に応じて、みずからが判断できていくというようなことができるようにしていくことが大切であるというふうに考えております。

**○5番（重留健朗君）**

わかりました。国のレベル3の対応が面倒だと指摘する方がいらっしゃいます。大雨警報、その都度、高齢者や障がいのある方々を避難所へ避難させるのは誰がやるのか、一人での避難が困難な方々を対象としているのだから、誰かの介助が必要です。避難所にしても無人というわけにはいきません。避難所に健常の人を置く必要がある。誰がその役をやるかという批判もあります。日置市においては、第一段階で避難準備・高齢者等避難等開始とありますが、この基準はどこからの判断でしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

住民が避難をしていただくために、要避難者に対して行動を求めていくわけですが、現実的には要避難者に寄り添った個別の対応が進んでいないというふうに考えているところでございます。そのような支援ができていくように努めてまいりたいというふうに考え

ております。

**○5番（重留健朗君）**

日置市の基準といたしまして、神之川、荒瀬橋、これが2.91mあるいはそれ以上の3.34mになったら、そういった段階で基準を決められているようですが、やはりところによっては雨の強いところ、弱いところいろいろな違いがあると思います。やっぱりそういったところで、この水位とかそういう考え方だけではなくて、やはり状況状況に応じた判断が必要になってくるかと考えるところでもあります。

自治会においては、民生委員の方々がそれぞれ把握し、対応している自治会もあるようです。このようなことを徹底し、周知していくべきだと考えているところであります。

続きまして、次の質問に入ります。

全国各地で頻発する豪雨災害に、土砂災害や南海トラフ地震等に対する対応をするための地方公共団体が、防災の専門性を有用する外部人材を防災監や危機管理監等を採用する配置にするにあたり、これに必要とする知識・経験を有する人を地域防災マネジャーとして採用しております。日置市としては検討していくということでしたが、これについて当局の考え方をもう少し詳細にお聞かせください。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

本市におきましても、全国の被災状況などを踏まえまして、本年度から危機管理担当の総括監を配置したところでございます。市の防災行政の一翼を担うものとして、防災士の資格取得や防災スペシャリスト要請研修などを受講させまして、資質の向上に努めてきているところではございますけれども、経験という部分では不足していることは否めません。職としてのあり方やどのような人材が必要になってくるかなどについて、今後研究していきたいと考えております。

○5番（重留健朗君）

防災対策本部の運営として、避難勧告・自衛隊への派遣要請等の首長判断の補佐、自衛隊と関係機関の運用を助言できます。首長の市長の補佐ということで、ものすごく必要な存在だと考えますが、全国的にも災害が起きた場合、自衛隊の出動が多々見られるところでございます。市長判断の補佐というところで市長の考えはいかがでしょうか。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

ことしの6月末からの大雨災害の際には、自衛隊からプッシュ型でリエゾンの派遣を行っていただいたところでございます。そうやって、連携のあり方というのも変わってきていると感じております。自衛隊から、私もここ2年ほど自衛隊のほうから自衛隊OBの採用についてということでお話は聞いているところでございます。そのあたりのメリットあるいは財源についても特別交付税の算定対象になるということは承知しているところではございますけれども、先ほども申しましたけれども、災害対応につきましては、他の自治体の状況を見ながら、今後も積極的に研究してまいりたいと考えているところでございます。

○5番（重留健朗君）

地域防災マネジャーを常時職員で採用させた場合、特別交付税措置の対象となり、経費に措置率0.5%を乗じた上限340万円が交付されます。若年定年制のために自衛隊の採用、長期勤務が可能であります。その点は、どうでしょうか。財政的にはほとんど圧迫しないと考えるところですが。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

先ほども申し上げましたけれども、特別交付税の算定対象になるということでございます。措置率でしたり、上限額もありますので、そのあたりも踏まえまして今後検討していきたいと考えております。

○5番（重留健朗君）

同じような質問で申しわけないですが、初動の混乱時における関係機関との調整や連携などはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。初動の、例えば自衛隊とか、そういうところに要請する場合の連携とか、どういうふうにお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口 亮君）

先ほども総務企画部長が答弁しましたとおり、自衛隊との連絡等につきましては平時より連絡を取り合う、また、さきの災害においてはプッシュ型でリエゾンの派遣を行っていただくなど、緊密に連携をとれているものというふうに考えております。

○5番（重留健朗君）

参考までにですが、先般私ども行政視察で佐賀県唐津市まで行ってまいりました。原発に関しましても、原子力関係にかかわった経験者職員を13年前から採用しております。もちろん防災監も採用しております。一佐の方でした。鹿児島県におきましても、現在9市の市町村が採用勤務しております。

ちなみに、薩摩川内市、始良市、霧島市、鹿児島市、曾於市、垂水市、錦江町、南大隅町、このような多くの自治体が採用しているわけです。防災監につきましては、地域マネジャーにつきましては本当に国を守る方々が55歳という若さで定年をされるわけです。そしてまた、国の特別交付税も出ております。そういったところを鑑みますと、やはり防災のスペシャリスト、そういう方々を、その方々は三佐、一佐、二佐、各部隊長を務められた大変優秀な方々であります。

防災に対して、日置市もぜひこういう自衛隊の方々を採用していくにあたって、日置市の危機管理に努めていかれるのは大変よろしいのではないかと思うところであります。

続きまして、避難所のペット等の取り扱い

ですが、現状に合わせて対応していくということでしたが、先般同僚議員も質問しておりましたが、ペット占用のゲージとか考えていらっしゃいますか。その後何か進展はありましたでしょうか、お伺いします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

ペット以外の備蓄品も充足率が十分でないことから、ペット用のゲージを備蓄することについては、現時点では考えていないところでございます。

**○5番（重留健朗君）**

災害に伴い、私も何件か避難の勧告をしたところではありますが、この子がいるからと、避難できないと多くの声を聞きました。もはや完全にペットは家族の一員であります。確かに、人命が優先される場所ですが、自助避難した後の対応をハザードマップ等で早急に明確に周知していただきたいと考えますが、その点はいかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

避難の際のペットにつきましては、同行避難というふうになっておりまして、災害時の対応は飼い主による自助が基本というふうになっております。しかしながら、被災者を救護する観点から災害時にも被災者がペットを適切に飼養できるように支援していくことは大切であり、その実現に向けてできることから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○5番（重留健朗君）**

ペットとの同室の避難生活はもちろんできないわけですが、避難所のペットの取り扱いを明確にしないと、避難される方々が非常に不安になるような気がいたします。そのような状況で、改めて明確な対応を示していただきたいと思うところですが、避難所のペットの管理については専門の方が必要だと考えま

すが、その点はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

おっしゃいますように、大規模な災害時には応急復旧等に職員を数多く割かれますので、かねてできている動物保護などができなくなることも考えられます。ペットの飼養者が安心して避難行動に移れるよう、平常時の活用を通して民間団体等と良好な関係を築きまして、ペットと同室避難が可能な避難所の指定を行っておくということも有効な手段の一つというふうに考えております。そういう意味では連携可能な担い手を探してまいりたいというふうに思っております。

あわせて、指定避難所への立ち退き避難のみならず、近所や親戚のお宅など安全な動物に理解のあるような方のところに避難を行うというようなことも、有効な手段であるということを知ってまいりたいというふうに考えております。

**○5番（重留健朗君）**

県外におきましては、大きな災害が起きてペットと避難することができなく、高速度道路のパーキングで過ごしていたというような事例もたくさん聞いております。そしてまた、今後におきましてもやはり避難所にも、ペットにも屋根のあるような、そしてまたペットの取り扱いになれた専門的な方々を置く必要が、今後は本当に必要ではないかと思うところでもあります。

次の質問に入ります。

前々より問い合わせをしておりましたが、駅の所有であったり、専用道路であったりと無理なような回答でした。しかしながら、コインロッカーについては来年オリーブサミット及び鹿児島国体等のイベントがあります。その中で、観光客やイベントに参加される方々にはコインロッカーはとても必要だと考

えますが、駅周辺の市有地に設置は考えていないか、再度お伺いいたします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

2020年につきましては、全国規模の大会が本市で開催されることとなっております。既に、大会へ向けた準備も進められており、運営側でもシャトルバスの運行や会場での手荷物預かりサービスなどの検討がなされていると伺っております。ご指摘のとおり、一時的な駅利用なお客様はふえると予想されておりますけれども、コインロッカーの設置の有無については一過性のものでなくて、需要がどの程度あるのかを調査していく必要があるものと考えているところでございます。

**○5番（重留健朗君）**

現在、日置市に何人ぐらいの観光客がお越しなのでしょう。大体人数、大まかなところがわかれば教えてください。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

観光地の県の統計調査によりますと、約231万人の方がお越しになっているという時点の調査は出ております。

**○5番（重留健朗君）**

先般では、クルーズ船の乗組員3名が甲冑姿で記念撮影にも訪れております。ますます国際化する観光の中で、コインロッカーはとても大切だと考えていますが、甲冑姿の撮影のときには同席されたのでしょうか。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

クルーズ船の乗組員がこちらのほうに来られまして、商工観光課の職員のほうが立ち合いをしております。

**○5番（重留健朗君）**

訪ねてよし、ひおき、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業検証シートでは、商工観光課はAの評価を得ております。その中で、やはりコインロッカーがないというのはいかがでしょうか。もう少し建設的な意見はお持ちでしょうか。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

総合戦略事業の中で、コインロッカーの設置については計画をしていないところでございます。しかしながら、今後は先ほどもありましたように、ますますインバウンドの受け入れ環境の整備についても重要となってくることは承知しているところです。ですから、例えば観光案内所での有償の手荷物の預かりサービスとか、そういったところから検証をしていきたいというところで、まずはニーズの把握を務めていきたいということで考えているところでございます。

**○5番（重留健朗君）**

ただいまの預かりバッグということですが、やはりもし事故等が発生したら、誰がどこで責任を取るのか、どこの管轄が責任を取るのか、例えば今回行われます観光案内所指定管理者ですが、商工観光課でしょうか、そういったところがやはり責任問題が発生した場合、預かりバッグというのはとても不安材料であります。また、既設に預かりバッグされた場合に、商工観光案内所も大概5時ぐらいには閉まるということですね。もしそれにおくれたら荷物も受け取れない。そしてまた季節によっては7時ぐらいまで観光はできます。その点いかがお考えでしょうか。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

手荷物預かりサービスについては、現在指宿市の観光協会が運営する観光案内所でも実施をされております。今のところ、指宿の例でよるとそういう事故等は今まで経験したことがないということでございます。また、そこあたりも十分ニーズも把握しながら今後の検討をしていながら、需要が多いのであればコインロッカーの設置についてもJR等と協議してまいりたいというふうに考えております。

**○5番（重留健朗君）**

設置されるとすれば、南口の駐車場でも北

口側の駐車場でも構いません。大体12個ぐらいの収容のロッカーがいいと思います。下6個がキャリーバッグ、上段の6個が通常のバッグを入れるロッカーでいいと思います。私も中央駅とかいろいろ見てまいりまして、大体長さが2,600、高さが1,900、奥行きが700ぐらいです。日置市には3つの駅がありますが、順次コインロッカーの設置をお願いしたいと思うところがございます。東市来には窯元散策、湯之元駅には温泉めぐりなどありますので、コインロッカーにつきましては今後早急に検討していただきたいと思うところであります。

次の質問に入ります。

学校給食にオリーブの使用はできないかということで、日置市のほう年間190食使用されているようでございます。オリーブオイルの栄養素などアピールするために、どのようなメニューに使われているのか、そこら辺はおわかりでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

例を申し上げますと、チキンライスのメニューでございましたり、ウインナーのトマトスープ煮、ミートスパゲティ、トック入りキムチ鍋といったようなものに使われております。

**○5番（重留健朗君）**

オリーブオイルの非常にいいということなんですが、そういったところの保護者等への啓発等はされていらっしゃるのでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

1問目でもお答えしておりますけれども、こういった給食の献立表の中に入れておまして、裏面にはいろんな栄養に関する記事を記載しておりますので、そういったところで周知はいたしております。

**○5番（重留健朗君）**

ことしのオリーブオイルですが、どれぐらいの収穫だったのか、教えていただきたいと思っております。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

ことし、鹿児島オリーブのほうに集荷をいたしましたオリーブの量としましては、約4tの果実ベースでの実が収穫されているところでございます。

**○5番（重留健朗君）**

小豆島の幼稚園、小学校、中学校、大体1,300人に対しまして、約1tのオリーブオイルが必要です。日置市におきましては幼稚園、小学校、中学校、大体4,300人程度ですので、大体3.5tから4tぐらい取ればいいのかと思うところであります。小豆島の第1回目のオリーブサミットに参加しましたところ、学校給食に積極的に使用している話を伺いまして、大変感動いたしました。各給食センターに栄養士の方がいらっしゃいますが、その中で情報収集をしていただき、検討していただきたいと思うところであります。

次に、日置市がオリーブ栽培に取り組む中で、高齢者の方々はいろいろな講座があります。その中で推進していくのはいかがでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

先ほど市長も答弁をいたしましたけれども、地区公民館等やら高齢者の方々からの出前講座というのが年間かなりの回数がございます。その中でオリーブオイルの有用性、認知症なり生活習慣病に対してこんなふうがいいんだよというようなことは毎回ご紹介をしているところがございます。

**○5番（重留健朗君）**

市民の健康を考える中で、各課を巻き込んだでの対策、医療費軽減等のためにも非常に大事だし、健康対策にもいいと思っております。各課を巻き込んでという意味で、取り組みとして

は何か方策はないでしょうか。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

農林水産課としましては、オリーブの栽培なり、6次産業化ということでの市の活性化ということでございますが、議員がおっしゃるようにオリーブオイルにつきましては、非常に健康面での有用性があるということでございます。民間の薬品会社等との連携も一昨年ほどは図っておりまして、本市の健康保険課等とも連携を図りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

**○5番（重留健朗君）**

今は実施しておりませんが、昨年まで鹿児島オリーブに対して、年度ごとに補助金を出しております。どのような主旨で、そしてまたその成果をお伺いいたします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

最後の地方創生推進交付金を活用しました補助金が、ご存じのように今東市来のほうにございます搾油場兼店舗兼事務所ということになります、本年度4tのうちの新漬けのほうは67キロ程度でございましたが、4t弱の実を全て当施設のほうで搾油をできたということになっておりまして、オイルベースで100キロのオイルができて、商品としまして820本の日置市産オリーブオイルが商品化されて、現在販売中でございます。

**○5番（重留健朗君）**

オリーブオイルの6次産業に向けて取り組んできましたが、オリーブオイル自体の単価が高いのは私も把握しております。日置市自体でも栽培しております収穫量が多くなった場合は、やはり販売だけではなく日置市の学校、高齢者への還元として使用していただきたい。そしてまた、オリーブオイルは健康面でも非常によいとされております。小豆島ではオリーブトップワンプロジェクトモデル事業として日常的にオリーブオイルを取り、そして健康増進、食文化定着を推進しておりま

す。日置市におきましても来年オリーブサミットで107の自治体に案内をしております。県内外にオリーブの町として講演できるよう取り組んでほしいと思うところであります。

以上で、私のほうの質問を終わらせていただきます。

**○議長（漆島政人君）**

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

**○1番（桃北勇一君）**

おはようございます。傍聴席の皆様おはようございます。平成から令和に元号が変わった本年度も、我々議員22名は合議体として執行部と対等の立場でよりよいまちづくりに取り組んでいるところです。引き続き来年も積極的に議会改革に取り組み、市民に開かれた市民目線での議会づくりに務めてまいります。

ところで、ことしの流行語大賞が先日決まりました。執行部と議員は互いに切磋琢磨しますが、よりよいまちづくりのために、まさにONE TEAM（ワンチーム）となつてこの日置市を盛り上げていかななくてはならないと思っております。市長も思いは同じだと思います。

令和元年も残すところ3週間となりました。7月は日置市においても多くの被害を出した令和元年でしたが、国内においては24時間雨量1,000mm近い雨が降った地域もありました。このことは、今後日置市に防災面で課題を残すこととなりそうです。災害に限らず、不測の事態に対処するためにも弾力のある財政運営は欠かすことができません。そういった観点から、今回は公共施設等総合管理計画と市内におけるさまざまな行事について、2点質問させていただきます。

1項目めに、公共施設等総合管理計画について伺います。

昨年もお聞きしていますが、さまざまな財政事情の数字を見た場合、5年先、20年先は大丈夫でしょうか。そこで、1問目に道路等の土木系公共施設は生活する上で不可欠な施設なわけですが、削減計画に道路等の土木系公共施設が含まれているか、伺います。

2問目に、昨年3月にお聞きしていますが、吹上浜公園人工芝サッカー場の利用計画と収支計画の進みぐあいを再度お聞きいたします。

3問目に、今後新たに計画されています東市来総合運動公園の屋内多目的施設の建設に至った経緯を伺います。

4問目に、見えてこない公共施設の削減実績ですが、公共施設等総合管理計画の削減目標としている数字に対し、達成された内容を具体的にお示しください。

2項目めです。日置市では、1年を通してさまざまな行事が各地で行われています。特に夏から秋にかけて週末必ずどこかで何らかの行事が行われ、行けば市職員が何かとお手伝いをされているようです。そこで、2項目めに市内でとり行われている行事について伺います。

1つ目に、市が取り組むイベントが多すぎないか、伺います。

2つ目に、市職員が休日・祝日に開催されるイベント等で役割を担う機会が目につきま。役割が多すぎないか、伺います。

3つ目に、具体的ですが、イベントでの駐車場誘導係は市職員でなければならない係でしょうか。外部委託できないか、伺います。

以上、1回目の質問といたします。簡潔な答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の公共施設等総合管理計画について、その1でございます。土木系の公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画において、市民生活に必要な不可欠な重要な施設であ

るため、長寿化の推進によるライフサイクルコストの低減及び施設管理の効率化によるコスト削減を推進するとしておりますことから、この道路関係につきましては削減計画に含まれていないと認識しております。

2番目のことでございますけど、利用計画につきましては平日の利用や土日祝日の利用、夏休み期間の利用などにより、年間200日ほどと思っております。収支につきましても利用計画及び90万円ほどの収入を見込んでおり、支出につきましても施設の管理体制によりますが、光熱費等年間百数十万を見込んでおります。

3番目でございます。交流人口の増加、市民スポーツ振興や健康増進、地域の活性化を図るとともに、飲料・食料品の防災備蓄倉庫を備え、災害時の災害物資の集積場所としての防災的な機能も備えているというふうに思っております。特に今ありました東市来総合運動公園の、今回のドームでございますけど、特にこのことについては旧東市来に野球場の下にありました総合体育館がありまして、基本的にはその耐震をしたところ、耐震が悪く使えないということございまして、特に今後スポーツ合宿等を含め、この湯之元地区におきます災害避難所、そういうものも兼ね、今後スポーツ合宿をするにはある程度のそういう道具的なものがなければ合宿もできないという、いろんな多面的な中におきまして、特に湯田地区におきます地区館を含めたところからのご要望が大変強かったという、そういう中において、今後この運動公園に屋内施設を計画したというふうにご理解してほしいというふうに思っております。

4番目でございます。

主な削減実績についての具体例につきましては、未利用財産の処分という取り組みにおきましては、特に旧池田中学校の無償譲渡、藤元一般住宅と旧扇尾小学校教職員住宅の売

却が、民営化という取り組みにおきましても診療所の無償譲渡が上げられます。また、日吉支所の建てかえによりましても、延べ床面積等が約30%削減をしております。

2番目の市内行事について、その1でございますけど、観光イベントにおいても各実行委員会を組織し、年間を通して各地域特色を凝らしたイベントが開催されておまして、特に10月から11月にかけては市を代表するイベントが多く実施されております。併し、まして約15年経っておりますけど、主要なものにつきましては、それぞれ継続をしているのも事実でございます、運営等におきましては実行委員会を立てておまして、その実行委員会に市のほうが補助してやっている。それとまた補助金、寄付金で賄っているのも事実でございます。

ご指摘ございましたとおり、市の職員のほうもボランティアという形の中で携わっているのも事実でございます、やはり、いろんな行事にしても市の職員がみずから参加する、これは必要なことであるというふうに思っております。ほかの団体においても、やはりボランティアという形の中で何もない、弁当が1つぐらいの中で、色んなところで頑張っておりますので、やはり市の職員がある程度、いろんな市がしていることを学ぶという一つの理由もありまして、全体的に把握しているのと研修もしてほしいというふうに考えておるところでございます。

特に駐車場係とかそういうものが目立つというのも事実でございますけど、ある程度の事業の削減という部分もありますし、何よりも職員は、駐車場にしてもいろんなスタッフにしても体験して、日置市におきますイベントはみんな把握しておるべきだと、そういう考えの中で、それぞれの各課が調整をしながら、それぞれの役割分担を持ちながら、イベントを運営しているということでございます

ので、ご理解してほしいというふうに思っています。

以上です。

#### ○1番（桃北勇一君）

昨年末ですが、国土交通省の調査によりますと、人口減で利用が見込めない橋に対し、自治体が改修を断念して撤去、廃止を決めた道路橋が全国で137橋以上あるようです。特に地方部で多く、過去4年間の調査で老朽化が特に激しいとわかった539橋については、各自治体に方針を確認したところ、修繕が30%、撤去・廃止が25%に上り、未定も20%あったそうです。およそ45%の橋が、廃止か未定となっております。

市道で廃止する可能性がある橋があるのかわからないのか、これはないと理解してよろしいのでしょうか。

#### ○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

橋の老朽化や拡幅に伴うかけかえや道路のルート変更などで旧橋を廃止するケースがございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

市長は、以前1年でも長く長寿命化を図ると言われました。しかし、その橋が住民にとって絶対必要な橋なのかどうか、精査する準備の時期には来ていると思います。長寿命化にも多額の予算が必要です。

北海道では19橋、岐阜県では14橋、高知県では11橋が検討され、県庁所在地の自治体の橋も撤去されました。現在市が管理する橋について、市長の今後の方針やお考えを再度お聞かせいただけないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、橋の建てかえという中で、前田橋（東市来・市道梅木玉田線）のところにございます。あと一つ、猪鹿倉橋（伊集院・朝日ヶ丘猪鹿倉線）、この2つの橋を建てかえていかなきゃならない。

区画整理の中で、東市来におきましても県

道と市道でしたけど2つの橋も建てかえをさせていただきます。いろいろと大変大きな費用もかかるわけでごさいます、今後ともやはり長寿命化という中におきまして、橋も撤去せざるを得ない部分があるかというふうに思っておりますけど、その耐震化といますか、そこあたりも十分調査しながら今後とも進めていきたいというふうに思っています。

#### ○1番（桃北勇一君）

道路は、今の状態を維持し続けるのでしょうか。10年先、20年先の話かもしれません。しかし、路面の修繕・補修工事、道路脇の草刈り、白線引き、維持費も少ないお金ではありません。必要以上の道路を今後何十年にもわたって市が維持するだけの財政的な体力はありますか。今後の道路に対する市長の考えを再度お聞きします。

#### ○市長（宮路高光君）

なるべくこの道路の維持補修ということにおきまして、今までも単独事業といいますが、一般財源で維持してまいりましたけど、今後やはりこのことについても国のお力をお借りしながら、国の補助金、交付金を活用しながらしていかなきゃならない。

この道路もですけど、河川もです。特に、洪水等を含めた中の寄洲除去とかいろんな問題もたくさん残っております、全体的に公共施設におきます維持管理には大変多くの莫大なお金が今後かかってくる。そういう中において、河川にいたしましても、道路にいたしましても、特に自治会のご協力をいただきながら清掃とか草刈りとかをやっているのも事実でごさいます、高齢化した中においてできないという自治会も今後出てくるというのは思っております。ここあたりも十分自治会長とも話をしながら進めていくし、私ども市におきまして、作業班という部門の中で各支所におけるわけでありまして、それでも限界が来るというふうに思っております、

いろいろとまだこの公共施設におきます課題というのはいっぱいあるというふうに認識しております。

#### ○1番（桃北勇一君）

決断されるのは、市長です。市長が予算獲得のために中央省庁に出向き、頑張っておられることは我々も職員のほうからお聞きしております。しかし将来、自治会同士の合併や自治会の消滅も考えられる中、大変つらい話にはなりますが、市長の慎重で懸命なご判断に期待しております。

次に、吹上浜公園人工芝サッカー場について伺います。

来年3月完成し、芝が生えそろう夏には使えるようになるだろうと伺っております。昨年3月、今後の運用計画をお聞きしました。その際、昨年度中に利用促進協会と一体となって検討していくと市長は答弁されました。先ほどの答弁で、年間200日の稼働を見込んでいるとお聞きしました。開園時期が未定なので、具体的な利用先については言えないところですが、このサッカー場ですが、近隣の周辺サッカー場と利用者の取り合いにならないか、伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

このことについては、特に南さつま市のほうに人工芝がございます。ここの絡み合いも含めながら、県のサッカー協会とも特に話をしながら、高校、中学校、小学校、それぞれ部門の大会がございますので、競合しないような形をしながら、本当にさきも申し上げましたとおり、活用していただける日数という、完成前でございますので、来年度中にいろんなまた、土日に開催するいろんなイベントも、特に利用促進協議会のほうが今後誘致とも絡むわけなんですけど、計画を実施しながら教育委員会と十分打ち合わせをしてフル回転ができるような施設をやっていかなきゃならないというふうに思っています。

○1番（桃北勇一君）

もう一つお聞きします。サッカー場の利用者は、日置市民が多いのでしょうか。市外からの利用者が多いのでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

サッカー場の利用につきましては、現在伊集院の運動公園の中にサッカー場として1面ございます。そのほかにもグラウンドとかいろんなどころでサッカーで使うわけなんです。現在日置市内の体育施設の利用状況で申しますと、平成30年度で42.5%が市外の方、それと平成29年度で36.8%という方々が市内の利用者でございます。サッカー場におきましても、市外利用者は同程度か、あるいは若干それよりもふえるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

昨年6月市長は、20年後施設利用者が大変少なくなる。周辺市町村とも十分協議して広域連携や施設利用団体への早期の働きかけや活発な誘致活動をすべきだと述べられました。今後、利用促進協会を充実させていくと答弁されました。

そこで、利用促進強化について少しだけ伺わせていただきます。

本年度、同協会に対する補助金も、一気に昨年の2.6倍、531万6,000円となり、体制強化を図りました。完成まで時間がない中での利用促進協会にある呼び込みというか、誘致活動はどのような状況でしょうか。年間に呼び込む大会の数、合宿の数、市内の予想宿泊者数、どのように活動目標として設定されているのか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

施設利用促進協会の現在の年間の誘致大会については19大会、参加人数を約1万2,800人、それから宿泊者についてでございますけれども、約2,370人を想定さ

れているところでございます。

それから、誘致活動の状況でございますけれども、県外の利用団体の26団体の営業、それから県内では7団体に対しまして誘致活動が行われているところです。

また、日置市内の未加入の宿泊事業者への加入促進等も積極的に本年度からされているところで、受け入れ体制の充実もされるように活動を行っているところと伺っております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

○1番（桃北勇一君）

日置市周辺にあるサッカー場と施設利用促進協会の広域連携の進捗状況はどうなっていますか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在のところ、南さつま市で開催されている大会の一部を本市のサッカー場で開催ができないか、開催していただくように働きかけを行っておられると伺っています。

このことによって、2つの会場で、この大会が開催されることにより、参加チームがより増加するということが期待されるということでございます。

また、本年度から、県サッカー協会にも賛助会員となっていただいております。今後の利用促進が図られていくというふうに考えておられるということでございます。

それと、また南さつま市の大会に参加されている高校等のサッカーチームに対しても、合宿等の誘致活動を行っているというふうに伺っているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

今回の施設利用促進協会への補助金の増額というのは、常駐させる人件費が主な費用と伺っております。

市長は以前、スポーツ的なものは何十年というキャリア、人脈がなければ難しいと述べられました。

また、このことも市長はみずから積極的に年2回ほど、高校、大学へ直接出向き、誘致活動に赴いていらっしゃるということもお聞きしております。

そこでお聞きしますが、市長が求める施設利用促進協会の活動のあり方というか、取り組む姿勢をどう評価され、どのような期待をされているか伺います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、本年度から利用促進に対します補助金が上がっております。

あと、申し上げますのも、今まで専門的にした市の職員がおりまして、それが退職するに当たって、再任というのもあったんですけど、やはり再任よりも、よりよいこの利用促進協会を今後発展させていただきたいという期待を込めて、お願いして入ってもらったという経緯もございます。

特に、今後においては年間スケジュールと申しますか、サッカーだけでなく、いろんな種目の年間スケジュールをきちんと組んでいただき、またどれぐらいの利用者がいらっしゃるのか、基本的には小中高、大学までですけど、プロとしましては大変施設のまた維持費も大変でございますので、そういうところの誘致活動というのを今後とも積極的にしていかなければならない。やはりどこのチームもどこの小学校のチームもスポーツ少年団というのも、そこの少子化の中において、チーム数が減っております。

そういう中において、今後、それぞれの地

域もこの合宿という部分の中で競い合っておりますので、私どもの日置市におきましても、やはり日置市に滞在していただける、一番多いのは観光ということじゃなく、このスポーツ合宿という部分が一番多うございますので、やはりそこに利用促進の職員を含めた方々に活躍してほしいというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

利用促進協会の活動範囲も吹上地域から日置市全体へと広がり、市民の期待も大変大きくなっています。

今後、担当課と一致協力していただき、頑張してほしいと思います。

次に、今回のサッカー場のフィールドは人工芝で施工されるようです。

人工芝は天然芝に比べ、維持管理費が安く、年間使用日数に制限がないそうですが、聞くところによると数年後には人工芝の張りかえ工事があるそうです。

何年後になるのか伺います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

人工芝の耐用年数ですが、利用状況にもよると思われますが、メーカーのほうでは約10年程度であるということをお聞きしております。

○1番（桃北勇一君）

要する費用は幾らでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

現在、今年度も人工芝を張る敷設を実施しておりますが、現在の張りかえを行った場合の費用としまして、剥離した人工芝の処理費は含まずに、1億1,000万円程度だというふうに試算しております。

○1番（桃北勇一君）

ということは、張りかえ工事に年間1,000万円のキャッシュでのフローを得ていかなければならないと思いますが、先ほどの答弁で年間90万円の収入に対し、百数十万円の支出を見込んでおります。

誤差はありますが、大変利益は生み出しづらいつらいつらいつらの収支、民間は決して手を出さない事業です。

恐らく最初から財政支出を伴う施設なわけですが、そこに張りかえに必要な費用は1,000万円の積み立てが必要です。

もちろんこの金額に年間の補修費は含まれていないと思います。それらの費用は基本的に一般財源から支出されると理解してよろしいでしょうか。

#### ○社会教育課長（梅北浩一君）

おおよそ張りかえが10年後であると思われるのですが、その時点で該当する補助事業等があれば、積極的かつ利用していきたいと思いますが、現時点では、一般財源になるかと思えます。

#### ○1番（桃北勇一君）

サッカー場建設に当たり、これまで多くの検討がなされてきたことと思います。

このサッカー場は、利用者の多くが市外の利用者です。

その施設に対し、毎年1,000万円費やされていきます。市の予算が広く市民に使われ、市民の健康につながるのであれば、健康保険料の引き下げにもつながり、何も言うことはありません。

しかし、利用する多くの方が日置市民でないとすれば、何のための予算の支出なのか、多くの市民は不安になるのではないのでしょうか。

以前、市長答弁で、供用開始後もさまざまな面で検証していくということでした。今後の見通しをお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に半数以上はわたくし、市民だというふうに思っております。

その中で有効利用していくには、やはり市外の方々にも利用していただかなければならない、今おっしゃいましたとおり、この天然

芝ということになりますと、まだまだ毎年の費用がかかるのも事実でございます。

その中において、やはり今後活用をどうにかしていくのか、おっしゃったとおり、民間という部分じゃなく、公共性のものでございますので、やはり数多くの皆様方が利用していただいていると、ただ数字だけで維持費が幾らというのではなくて、利用頻度がどうあって、どれだけのことで使われているのか、やはりこのことも行政の施設というのは大事なことで、ただつくっただけじゃない、そういうこともやはり金銭の維持費に関係なく、そういうことも考慮した中で運営をしていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

市は交流人口とおっしゃいますが、それならそれなりの運営方針というか、民間企業並みの経営方針というものを打ち出してほしいものです。

つくったから何とかしなくていけないのではダメではないでしょうか。市長が建設に至った思いを、関係者みなで共有することが大事ではないでしょうか。

取り組むスピード感が遅いと私は思います。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

まだ聞きたいことはありますが、またお聞きするとして、次の質問に移ります。

東市来総合運動公園に計画されている屋内多目的施設について伺います。

予定地近くには、1.6km離れた場所に24年前につくられた屋内レクリエーション施設こけけドームがあります。今も年間1万1,000人の利用があるようです。

先ほどの答弁で、目的は交流人口の増加を上げられ、施設利用者も1日40人程度を見込んでおられるようです。

しかし、私は、こけけドームと利用者の取り合いになるのではないかと思っております。

施設利用者の要望があつての計画でしょうが、先ほどの市長の答弁によりますと、そう私も理解したいところですが、市内にある施設で不足する理由を再度伺います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

現在、こけけドームのほうでは、テニス、ゲートボール、それとキャンプ時に野球のチーム等が練習場として使用しております。

現在、計画中の施設では、新たにフットサルの競技もできるということで、また、これも一つ集客につながるのではないかというふうに考えております。

また、多目的屋内運動時につきましては、天候に左右されず、自治会行事も開催できることから、先ほど市長も答弁しましたとおり、地域からの強い要望も受けているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

以前あった体育館が廃止されたため、避難施設を兼ねると聞いたことがあります。

施設は床が砂地の人工芝なので、指定避難所としては難しいと以前述べられました。

先ほどの答弁でも、防災備蓄倉庫の話が出ましたが、避難所の話はなかったと思います。真相はいかがでしょうか。

○社会教育課長（梅北浩一君）

現在計画しております施設を指定避難所としての指定を行わないことは、防災担当と協議を行っていますが、津波、高潮による一時的な指定緊急避難所としての活用を行っていければということで、協議を行っております。

以上でございます。

○1番（桃北勇一君）

市は公共施設等総合管理計画の中で、目標を設定されております。

保有面積、ライフサイクルコスト、維持管理コストをそれぞれ10年間で10%削減するという目標です。

28年に設定されていますので、既に3%

以上の削減がなされていないといけないわけですが、先ほどの答弁で余り順調に進んでいないような感じを受けました。

今までの述べられたさまざまな計画は、施設の保有面積や施設管理コストの10%削減、施設の長寿命化を図ることが計画のベースになっているはずですが。

遅れば財政負担につながります。削減の決断が遅れてはいないのか伺います。

○財政管財課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきましたように、総合管理計画では、10年間で10%という目安を立てております。

ご指摘のとおり、もう3年経過してあるもので年1%、3%ということになるかと思えますけど、今年度と来年度の2年間で公共施設の個別計画というものを策定するように考えております。

現在、施設の老朽度合い、あるいは利用状況、維持管理コストの状況を調査しているところでございます。

今年度末には、統一的なデータを集約、整理できるというふうに考えております。

来年度、個別計画を策定するに当たりまして、このデータをもとに施設の廃止を含めた今後の方針を定めて、目標達成に努めてまいりたいと考えております。

○1番（桃北勇一君）

総務省の公表している公共施設状況調査についてお聞きします。

陸上競技場は市内に4カ所あり、自治体の所有数で県下で一番です。

1カ所当たりの平均面積は3万3,620m<sup>2</sup>、これも県下で一番です。

野球場は3カ所あります。1カ所当たりの平均面積は3万4,066m<sup>2</sup>、所有する数は県下で一番、1カ所当たりの面積も県下で一番です。

また、日置市の野球場は県内の平均面積の

およそ2倍の面積を有しています。

合併した多くの市町村がこういう施設を減らす中、日置市はこのまま維持し続けていくのではないかと心配していますが、先ほど市長は、この日置市をスポーツ合宿を盛んに利用した誘致活動を行いたいと述べられました。

市長の今後どのような削減計画をお持ちになっていらっしゃるのか、お伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれ合併した中において、削減だけではなく、あるものをうまく利用していかなきゃならない、今、ご指摘ございましたとおり、老朽化してやり直さなきゃならない、この貸借対照表というのもきちんとまた今後試算をしなきゃなりませんけど、今の施設の野球場、陸上競技場も含めまして、これを壊してどうこうとする必要は、私は今はないと思っております。

今後、特に文化会館とかいろんな地域にあります施設等も老朽化してきますので、そこあたりの部分については、やはり考えなきゃなりませんけど、地元としてこれを廃止する何するには大変大きなことが起こると思っております。みんなほかのところを見て言うのは誰でも言えるんですけど、それが、自分の地域のそばのことに對しまして言われたとき、特に議会の皆様方も大変住民の皆様方から反発が多いのも事実でございます。そういうこともやはり配慮しながら、今後とも削減に努めていかなきゃならんと思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

この削減の問題というのは、市長でなければできない仕事です。しっかりお伝えしておきたいと思えます。

来年度は合併の総仕上げということで、財政計画に沿って日吉学園、東市来の屋内多目的施設、分団車庫整備、地区公民館整備等、大規模な普通建設事業を見込んでおり、起債残高は増加傾向にあります。

また、今後はクリーンセンターの整備費が概算で45億円ほど控えています。

市は国や県の補助事業を活用して、普通建設事業を抑制していくでしょうが、削減目標が達成されないままでの新規の建設は、市の財政を圧迫していく恐れがないのか伺います。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

財政計画に掲げております事業につきましては、主な財源を交付税措置のある有利な合併特例債の活用を予定しているところでございます。

しかしながら、後年度以降の公債費が上昇するという傾向がございますけれども、引き続き徹底した行財政改革に取り組みまして、安定的な持続可能な財政運営に努めていかなければならないというふうに考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

これまでは団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を超えるべき峠とされてきました。しかし、その先、2040年により高い峠が控えてきていることが見えてきています。

20年後には1.5人の現役が1人の高齢者を支え、85歳以上の人口が高齢人口の3割になります。2040年までに働き手は約1,750万人減ります。

もう一つ、就職氷河期、20年ほど前に安定した雇用を得ることができなかった世代が高齢となり、高齢世代の困窮化が進むと言われております。

理由は、一人で生活する世帯が4割ふえ、高齢世帯の孤立化が進行すると言われております。

昨年、経済財政諮問会議において、厚生労働省から出された資料では、2040年、年金についてはマクロ経済スライドで抑制されるために1.3倍にとどまると言われますが、社会保障給付の総額は、介護が2.4倍、医療が1.7倍の190兆円、2018年の

1.6倍になると予想されています。

しかも、今述べた予想の時期は、想定より早く訪れることは、先日の南日本新聞にも書かれていました。

私が言いたいのは、さまざまな社会現象が今後突然あらわれる中、全体で80兆円ほど必要になると言われる国と地方の税負担を、日置市はしっかり確保できるかということと、仮に確保できたとしても、これまでの社会保障支出の枠組みを維持したままで、新次元の高齢化社会に対処できるかということです。

今後、日置市においても歳入が減り、社会保障費はふえ続けると予想されています。

先ほど述べた建設費やその返済金、維持、管理費用は、社会保障費と競合して、市の財政を今後加速度的に圧迫していくのか心配しています。

市長は将来の財政負担をどのようにお考えになっているか伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

来年、今後の財政負担という部分でございますけど、基本的に、令和2年で公共施設が主だったのは終わりだと思っております。

令和3年からそのような新しい計画というのは大変難しい財政状況であるのは否めません。

そういう中におきまして、こうして少子化していく中において、やはり子どもも基本的に財政運営というのをきちんとしたものにしていかなきゃならない、そのために税収がふえるわけでもございません。

特に地方交付税、これがふえるわけでもございません。そういう中において、どれだけ圧縮した中において、市民満足度をしていくのか、大変言葉じゃ簡単かもしれませんが、実際このことを行っていくには大変難しさがあるというふうに感じております。やはりそのあたりの部分につきまして、やはり市民の皆様方と、特に自治会長さんたちとこのこ

とについては十分、自分たちの財政状況というのでもあからさまにしながら、その運営というのをやっていく必要があるというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

市長の答弁をお聞きしまして、日置市を取り巻く情勢を踏まえたしっかりとしたお考えをお持ちだと理解しております。

昨年度末の日置市の財政調整基金、貯金のことですが40億円程度でした。

例年、3億円から5億円の取り崩しがあるようです。本年度は17億円の取り崩しを予定しております。3億8,000万円の積み増しを予定しているので、基金残高は40億円から27億円になります。

例年、3億円から5億円の取り崩しが、なぜことしは3倍強の17億円になったのでしょうか。

先ほどの普通建設事業内容と関連があるのかをお聞きします。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきました財政調整基金、貯金の状況等でございます。

主な要因につきましては、令和元年度、今年度、災害復旧費の関係が4.4億円、それと将来の施設整備のためにということで施設整備基金のほうに2億円、それと主なものでは普通交付税と臨時財政対策債を合わせまして3億円減少しております。

これに加えて、ご指摘のとおり、大規模事業の普通建設事業は増加したためというふうに捉えているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

借金、地方債残高の状況ですが、ことしは昨年より22億円ふえ、預金は13億円減の見込みです。

以前から述べられていますが、借金がふえて、預金が減る動きは令和2年度まで続くのか伺います。

○財政管財課長（上 秀人君）

現在の財政計画におきましては、将来の今後必要とされる大規模事業を実施する予定とすることから、普通建設事業費につきましては、高い水準で推移するため、ご指摘の状況となるものと想定されます。

その後、市長のほうの答弁でもございましたとおり、今後は普通建設事業を抑制していくというところがございます。

○1番（桃北勇一君）

このまま今ある事業計画にのって建設を進めて、5年後、10年後も市民が安心するしつかりとした予算が組めるのかどうか、市長にお答えいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

財政的な運営の中において、やはり一時的合併したときにおいて、基金残高は上がってまいり、起債におきましても減ってまいりました。

そうする中において、今投資していかなきゃならない、特に公共施設におきます維持管理におきまして、この二、三年、大変多くの維持管理費が出ていったと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、令和3年からおきます普通建設というのは大分減ってしまう。いろいろとさっき言いましたように、解体しなきゃならない施設もいっぱい出てきます。そこあたりのご理解を市民の皆様方に十分理解していただかなければ、我がところばかり壊してしまうとか、いろんな問題が出てくるのも事実でございます。

これは議員の皆様方と説明、責任をきちんとしながら、今後の財政状況を考えた中でせざるを得ない部分がいっぱいございますので、そういうことを含めまして、財政的な中におきまして、十分配慮した中の計画をつくっていかなきゃならないというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

次に、2項目めの市内の行事について伺います。

先ほど、市長の熱い答弁をお聞きしましたが、地域には地域の事情があり、苦勞をしている地域を少しでも盛り上げたいとの思いは十分理解できます。

地域から声がかかれば、職員はその責任感から手伝いに行くでしょう。しかし、このような行動というのは、大津波の中、消防団員が責任感から水門の操作に向かった行動と似ている気が私にはします。

運営スタッフに市の職員ありきで計画されているのであれば、そこは少し違うのではないかなと思います。

先日の総務委員会においても、イベントの運営が市職員への丸投げされているのではないかとの意見がありました。職員側からはなかなか言い出せない事情もあると察します。

主催者も開催回数を決めていない限り、なかなか中止にしぶらい側面もあると思います。

私はこのような、市が主催や共催となるイベント、一部は公園も含まれるのかもしれませんが、これら人手不足のイベントに対し、ボランティアを募って派遣を検討してみてもどうかと思います。

そのような仕組みづくりが考えられないか伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在も一部のイベントにおきましては、中学校、それから高校、それから社会福祉協議会、自治会を通して、ボランティアを募集しているイベントもございます。

そういった既にボランティアのイベントに従事というところも一部取り組んでいる例はあるところがございます。

ご指摘のとおり、ほかのイベントにつきましても運営を行う実行委員会と協議しながら、ボランティアスタッフの募集等について、今後検討していく必要があるというふうに考え

ているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

高齢化率が高い地域や住民が極端に少ない自治会などへもイベントに限らず、集落の清掃活動、伝統芸能のサポートなどへボランティアの参加を呼びかけてみてはと考えますが、日置市内での地域間交流にもつながると思います。

そのような仕組みづくりを考えられないか伺います。

○地域づくり課長（橋口健一郎君）

ただいまご指摘いただいた支援につきましては、自治会や地区の活動にとどまらず、市全体を包含した活動というふうに理解をしております。

現時点において、市全体を取り組んだ事業として実施する計画はございません。

しかしながら、本市では、地区公民館が自治会を補完する役割もあることから、自治会等において行事を維持存続することが難しい場合には、地区公民館で協議し、自治会をサポートすることは可能であるというふうにも考えます。

一方で、担い手不足が課題となっている地区にも出てきていることから、今後において、ソフト事業を活用した、地区を超えた広域的な取り組みに対して支援する仕組みについても検討してまいりたいというふうに考えております。

○1番（桃北勇一君）

きのう行われた梅マラソンの会場において、来年開催される鹿児島国体の運営ボランティアの募集チラシが配られていました。

また、既に中山間地域において取り組まれている自治体もあるようです。

今後の日置市の取り組みに期待しております。

それともう一つ、なぜその駐車場系の外部委託を提案したのかということ、例えば運動会

や妙円寺詣り、梅マラソンなどで市職員が車の誘導等をされています。

私は市の職員は本来、イベントに対し、第三者的目線で関わるべきで、計画を立て実行し、それを評価し、改善していくことが仕事ではないかと思えます。

先ほどの市長の答弁も十分理解はできます。それとも、駐車場や道路等においても、イベントの運営に対する問題点や予算の使われ方、それら全体的なことを客観的な目線で検証できているのかどうか伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

イベント時の職員が担う業務というのは、駐車場だけではなくて、運営のあらゆる業務を担っているというふうに考えております。

ご指摘のとおり、駐車場の業務等からイベント全体を検証するということは、難しいと思っておりますが、一方では、本部の運営側がすみずみまで把握できないというところもございます。

各業務から運営上の問題点、あり方などの意見等を集約することで、さらなるイベントの充実につながるというふうに考えているところでございます。

○1番（桃北勇一君）

もう一点伺います。

このように、日置市のように市職員が多くのイベントに参加される、こういう自治体というのは他市でも数多くあるのでしょうか。

○商工観光課長（久木崎勇君）

近隣自治体に伺ってみますと、同様にイベントスタッフについては職員のスタッフによるところが大きいというところで、職員の協力をいただいているというところございました。

○1番（桃北勇一君）

参加した職員は、休日出勤ということで後日、代休を得られる場合があるとお聞きしております。

要は、イベント当日、行政のプロフェッショナルは駐車場の誘導係が職務になっていると考えられないでしょうか。

ここ数年、常勤職員も減らされ続けてきています。平日やることはたくさんあるはずで、職員の能力からすると、そのような働きかけでよいのか、私は疑問に思います。市長はどう考えられていますでしょうか。

市の職員の職務のあり方、今後、検討されてみませんか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれイベントの中で、私ども職員には休日をやっておりますけど、地域から来た代表は何もそんなのないわけです。

今、やはりいろんな運動会にしても、行政と一緒にやっているからそんな大きな負担もなくやっております。だから、駐車場が悪いというわけじゃないわけです。また、それだけしたらまた、それだけまた多くの市民の皆様方にも迷惑をかける部分がございますし、またイベントにしても駐車場係をお願いすれば、費用も大変かかってくるという部分もございますので、今のイベントを維持していくには、やはり職員の皆様方のご協力というのが欠かせないと、そのように認識しております。

**○1番（桃北勇一君）**

私が言いたいのは、市の職員の1日当たりの単価というか、それを検討した場合に、駐車場係の単価と見合うのか、市の職員はそれが仕事なのかということをお聞きしたいところです。

結局、市の職員は大変優秀な能力をお持ちの方なんです。それが、駐車場の椅子に座って車を誘導する、これが職務として成り立つのかということをお私に思っているところです。

**○市長（宮路高光君）**

議員もそのような理解をしておるとは私は思いません。

平日のときは平日できちんと仕事をしてもらっております。これは休日の中でやっていることでございますので、休日にその人が出てきて仕事をするわけじゃありませんので、イベントという全体的なものの考えの中で、この時間単価がどうなのか、そういう部分で言われたらどうしようもありませんけど、やはり平日にそのようなことをしよつたらまた仕事に怠慢になりますので、休日にそのような状況でお願いしていると、そのようにご理解してほしいと思います。

**○1番（桃北勇一君）**

しかし、代休を取られるということは、休日、平日やっていることと変わらないと私は理解するんですが、そこはどうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

みんながみんな、そんなに代休をもらえない部分もございます。全部それだけの代休をもらってやっている人はおりません。そういう部分の中で、やはり職員というのはボランティアという、また社会奉仕という、そういう基本を持って職員になったというふうに思っておりますので、そこあたりは十分理解してほしいと思います。

**○1番（桃北勇一君）**

市長のお考えも理解できる場所ですが、やはり先ほど提案したとおり、できるだけ市の職員の休日のイベントへのボランティアというのは減らしてあげる方向で、多くのボランティアをインターネット等を通じて集めれば、この日置市、数名の方でも集まってくると思います。

少しでも市の職員が日曜日、日曜日のたびにイベントに参加するという負担を減らしていったらいいと思います。

最後になります。

庁舎は相変わらず深夜遅くまで光がついております。

人口減少、超高齢化、過疎化、交付税の減

少、その上で人間関係の希薄化、余り聞きたくはない言葉ですが、先の見えないこんなときこそ、日置市は執行部も議会も市民も一つになり、より成熟した市を目指すためにONE TEAM（ワンチーム）になるべきときではないでしょうか。

最後に、20年後の2040年について、市長の思い描く日置市の未来をお聞きして、令和元年度最後の質問といたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

20年後の2040年は今の人口ビジョンによれば、人口は4万人を切る事が予想されているところがございます。

第2次日置市総合計画に掲げてあります将来都市像として、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち」というのを掲げているところがございますので、市民が主役で安心・安全なまちになるということを基本に願って、日置市の未来を描いていきたいと考えております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

#### ○2番（佐多申至君）

皆様、こんにちは。本日、3人目の一般質問となります。

昨日の第37回いじゅういん梅マラソン・ジョギング大会は晴天の中、多くの参加者や来場者で賑わい、盛大に無事に終わりました。

関係者の皆さん、数日前からの準備等を含め、大変お疲れさまでございました。

同僚議員の走り子どもたちから元気と笑顔をもらい、きょうの登壇となりました。

さて、通告に従い日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、当市の公共施設等管理計画の2項目について一般質問をいたします。

ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて、わかりやすい答弁

がいただければと思います。

まずは、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略以下、総合戦略についてです。

当施策は、日置市人口ビジョンが示す将来展望を踏まえ、本市の特性をエコミュージアムの視点などを生かして、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち」を形成するために、平成27年度から本年度までの5年間推し進めてきました。

そして、最終年度の終盤を迎え、市長を本部長とする当創生本部において、政策5原則、自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視を踏まえ、進めてきた総合戦略のうち、今回、市民の皆様に見えにくい市内事業所を従事者とする経済センサス部門の各施策の基本目標の状況とその成果検証を伺います。

1点目は、認定創業者への支援経過及び施策の成果と新規創業者数は。

2点目は、企業誘致の経過及び施策の成果は。

3点目は、農林漁業の後継者、新規就業者の経過及び施策の成果は。

4点目は、ブランド認証の経過と施策の成果は。

5点目は、農作物作付面積の経過及び施策の成果は。

6点目は、市内高校生卒、全就職者に占める日置市内就職者の割合状況と施策の成果は。

次に、公共施設等管理計画についてです。

日置市第3次行政改革大綱行動計画、いわゆるアクションプランは、限られた財源等の中で、より効果的、効率性のある質の高い行政サービスの提供を生み出すために、平成27年度から今年度までの5年間取り組んできました。

その中で、公共施設等管理計画が10年計画の中、来年度、中間期を迎えます。

今回、その当市の公共施設等管理計画の中間進捗状況を伺います。

1点目は、公共施設等管理計画の施設の保有面積目標値に対する中間進捗状況は。

2点目は、維持管理コスト削減についての目標値に対する中間進捗状況は。

最後に3点目は、施設維持管理において指定管理制度を導入し、民間ノウハウを活用する取り組みが市民へのサービス向上につながっているのかの検証は行っているかとの質問を行います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市まち・ひと・しごと創生戦略において、政策第5原則を踏まえた施策の基本構想の状況と施策の成果についてというご質問でございます。

まず、その1でございます。

本市の創業支援につきましては、創業に必要なさまざまな知識、ノウハウを習得していただけるよう、日置市商工会と連携、協力しながら、創業セミナー及び創業塾を開催しております。

また、平成29年度からは、新規創業者を対象に、店舗等の改修費用や宣伝広告費などに対しまして、補助事業を創設し、創業支援を図っております。

なお、市で把握している平成28年から30年度までの3年間におきまして、新規創業者につきましては、45人となっております。

2番目でございます。

本市の企業立地協定件数はここ数年、新設・増設が活発であることから、増加傾向で推移している状況でございます。

平成28年度以降、新設・増設の5社に対して、工場等立地促進補助金を交付し、ことしの2月1日現在で、220人の雇用の増加となり、地域雇用の創出に貢献しているものと考えております。

3番目でございます。

市の単独事業である新規就業者・後継者支援事業における認定者は、平成28年度が6名、平成29年度が4名、平成30年度が2名となっております。

また、国庫補助である農業次世代人材投資事業での認定は、平成28年度から30年度までの3カ年で15名となっており、市単独と国庫補助により支援した合計就業者は、3年間で27名となっております。

4番目でございます。

平成27年度から5カ年計画で進めております特産品としての認定基準やブランド認定制度を確立し、既存の特産品を含め、地域資源を生かした新たな付加価値の創造や新しい視点での特産品開発における販路拡大、地域活性化を図ることを目的として運用しております。

また、ブランド認定機関といたしまして、日置ブランド推進協議会を設置し、申請のあった商品を審査し、商品ごとに認定を行っております。

現在、44品目が認定を受けており、商品へのブランドロゴの掲出により、販売促進の一助につながっているものと考えております。

5番目でございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略においての農産物は、6次産業化のオリーブと新規作物としての薬用作物であるミシマサイコを位置づけております。

オリーブにつきましては、平成27年度より植栽者への苗木半額補助を実施して、また、平成30年度末現在で16.4haの作付となっております。

また、ミシマサイコにつきましては、平成27年度の1.8haから横ばいで推移し、本年度作付は2.0%で若干の増加となっております。

6番目でございます。

市内高卒、新卒全就職者に対する日置市内企業への就職者の割合は、高校2年生等を対象にした合同企業説明会等の成果もあり、平成28年度が6.15%、平成29年度が7.39%、平成30年度が9.76%となっており、少しずつではありますが、増加傾向でございます。

2番目の第3次行政改革大綱行動計画（アクションプラン）の中、10カ年計画の中間期を迎える公共施設等総合管理計画についてという、その1でございます。

公共施設等総合管理計画に掲げる施設の保有面積の目標は、令和7年度までに10%削減であります。計画初年度である平成28年度から昨年までの3カ年の削減面積は3,901.11m<sup>2</sup>となっており、進捗は1.2%となっております。

2番目でございます。

維持管理コスト削減の目標は、令和7年までに総額9億円となっております。昨年度までの3カ年の削減額は3,255万円で、進捗率は3.6%となっており、平成30年度末時点での達成率は35%となっております。

3番目でございます。

指定管理者制度導入施設については、施設所管課でマニュアルに基づいた業務報告や事業報告の確認のほか、2カ月に1回の実地調査を行っております。また、毎年度アンケート調査を行うことで利用者の意見や要望等を把握し、その結果を管理運営に反映させ、住民サービスの向上に取り組んでおります。

以上で終わります。

## ○2番（佐多申至君）

1点目の認定創業者への支援についてですが、市が認定する創業者の基準または条件を明確に述べてください。

## ○商工観光課長（久木崎勇君）

条件でございますけれども、日置市商工会

が実施しています創業塾を受講することが、まず1点目の基準条件になります。その中で、経営、財務、人材育成、販路開拓の4項目の知識を身につけ、また創業に向けての具体的な計画書を作成することが要件となっております。

## ○2番（佐多申至君）

先ほど、創業セミナー及び創業塾等開催しておりますが、新規創業希望者及び次世代を担う経営者への支援策、セミナーなどは、基本目標どおり行われたのか。また、創業後、どう支援したのか、お尋ねします。

## ○商工観光課長（久木崎勇君）

新規創業希望者等につきましては、日置市商工会と連携、協力しながら創業セミナー等を行って、開催しているところでございます。また、改装費用等について新規に補助金を創設するなど創業に向けての一助及び創業しやすい環境となるように支援を展開しているところでございます。

創業後の支援につきましては、こちらも日置市商工会と協力しながら、創業間もない方々を対象としたフォローアップ講座を開催するとともに、商工会の経営指導員が経営や資金等のご相談に対応するなど支援を図っておるところでございます。

市といたしましても、制度資金利子補給事業や保証料補助事業などを通じた支援を行っているところでございます。

## ○2番（佐多申至君）

民間事業者とNPO法人、金融機関、そして行政と施策の現状を共有して、もっと若い世代の動向を研究していただきたい。当初の計画においても、「インキュベーション施設による創業支援」とあります。庁舎、支所や閉校跡などの公共施設を利用して体験プログラム等やサポート窓口支援など起業しやすい環境をもっと整備してはどうでしょうか、伺います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

現在も、市及び日置市商工会、それから日本政策金融公庫、市内各金融機関等で構成する日置市創業支援ネットワーク連絡会議を毎年度開催しております。市の支援策の説明や各金融機関における支援状況などの情報共有を図っているところでございます。

インキュベーション施設につきましては、現在のところすぐに設置する予定はございませんが、ご指摘のとおり、創業しやすい環境づくりの整備は非常に重要なことと認識しておりますので、今後も関係機関のご意見やご協力等もいただきながら、施策の展開を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。

次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

○2番（佐多申至君）

2点目の企業誘致について質問いたします。

企業が企業を呼ぶ、いわゆるいい場所にはいい企業が集まる。そういった点から、誘致企業及び事業者へのフォローはできているのでしょうか、お尋ねします。

○企画課長（内山良弘君）

誘致企業などへは随時訪問を行いながら、現状を聞き取り、連携を図っているところでございます。フォローができていくかという部分におきましては、今後も時間を見つけて足を運び、フォローをしていきたいと考えております。

以上です。

○2番（佐多申至君）

今の答弁では、フォローは今の段階ではできていないという答弁で理解してよろしいのでしょうか。

○企画課長（内山良弘君）

フォローができていくかという部分で、企業さんへのフォローの確認ができていないところでございますが、フォローをしているつもりでございます。フォローはできていると、こちらでは考えております。

○2番（佐多申至君）

また、企業が必要とする人材の確保も必要と思いますが、若い世代の定住者、Uターン者・Iターン者、移住希望者が魅力を感じる住まいや福祉、補助事業などの日置市特性を生かす手だてを、庁舎内連携を図り、ほかの自治体と差別化した特化し、並行しながら企業誘致の活動に生かせばと考えるが、どうでしょうか、伺います。

○企画課長（内山良弘君）

議員がおっしゃいますように、働き手の確保という面でも企業を重視しているところであります。人材確保について企業からの申し出があれば、現在も広報紙やお知らせ版等で従業員募集などの求人情報を掲載し、企業側に寄り添いました形で市民への周知を行っております。

住まいや福祉補助事業など、本市が取り組んでいる事業につきましても、企業からの相談に応じまして事業の紹介をするなど、現時点での企業からのまた特別な要望はないところでございます。

○2番（佐多申至君）

3点目の農林漁業の後継者について質問していきます。

先ほど、1回目の答弁で、3年間で27名という答弁がございました。新規就農されたその27人は、現在でも継続して就農されているのでしょうか。

○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

27名全員継続して就業されているところ  
でございます。

**○2番（佐多申至君）**

それでは、その事業ごとに就農支援期間は  
それぞれ何年でしょうか、お尋ねします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

まず、市の単独事業でございます新規就業  
者支援事業が2年間、後継者支援につきましては  
1年間、また、国庫補助の農業次世代人  
材投資事業につきましては最長で5年間とい  
うことになってございます。

**○2番（佐多申至君）**

これまで高齢化する担い手農家の現状から  
して、農業後継者や青年就農者の人材育成は  
大事だと考えています。就農支援期間終了後  
のフォローはできているのでしょうか、お尋  
ねします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

支援期間終了後におきましても、県の作物  
ごとの専門員でございましたり、JAの営農  
指導員などと一緒に、関係機関連携しまして、  
栽培技術や経営管理面におきまして指導・助  
言を行うとともに、有望な補助事業などの導  
入等について支援をいたしているところでご  
ざいます。

**○2番（佐多申至君）**

4点目のブランド認証について質問してま  
います。

当施策の取り組みが推進協議会をも設立し、  
毎年度研修をされ、求められる日置市観光協  
会や関係機関、事業所などどのような独自  
事業や企画を展開しているのでしょうか。ま  
た、商品の認知度向上や販路拡大につなげて  
いるのか、お尋ねします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

このことにつきましては、市、商工会、観  
光協会、JA、漁協などと連携して、ブラン  
ド認定業務を行っているところでございます。  
企画等におきましては、平成30年度にお

きまして県内外で開催された各種イベントの  
出店や、展示を行うとともに、ブランド認定  
品に特化した展示販売会、ひおき市マルシェ  
を鹿児島市で2日間開催するなど、商品の認  
知度向上と販路拡大につなげているところで  
ございます。

**○2番（佐多申至君）**

今回の議会で、日置市観光案内所の指定管  
理者に提案されている日置市観光協会につい  
ては、当然ながらこれまでの実績や法人の定  
款等も重視しての管理者への提案と考えてい  
ますが、一般社団法人となられ期待するところ  
であります。

観光協会の定款にあるように、特産品の開  
発・普及及び販売促進など、観光協会独自の  
事業はどのような展開をされていらっしゃる  
のでしょうか。担当課が把握している範囲で  
お尋ねします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

現在の観光協会の特化した新たなことにつ  
きましては、まず、商品開発につきましては、  
市内原料を使用したジュースの開発が1点、  
開発販売中でございます。それから、独自の  
取り組みといたしまして、今年度からネット  
販売の事業展開を現在行っております。1月  
にグランドオープンという形で、現在作業を  
進められているということを知っているところ  
でございます。

**○2番（佐多申至君）**

ブランド認証の事業費用対効果については  
どう捉えていらっしゃるのでしょうか、お尋  
ねします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

先ほど申し上げました販売促進ネットのほ  
かに、事業者を対象とした勉強会及び商品開  
発を含めた相談会なども実施しております。  
まち・ひと・しごと創生総合戦略事業検証に  
おきましては、継続して実施という評価を得  
ているところでございます。

また、今後も付加価値の創造や特産品の開発、販路拡大につなげることが重要であると考えております。

**○2番（佐多申至君）**

どの自治体もブランドについては全力を挙げて展開しております。その中で、日置市のブランドを今後取り組むということであれば、それ相当の努力が必要となります。どうか引き続き気合を入れて、ブランド認証については展開していただきたい。

また、商品の売り上げ状況がどうなのか。売れ行きによっては、ブランド化された商品でも選定していく必要があると考えておりますが、その点はどのように考えておりますか、伺います。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

商品の売上額については、詳細に把握できていないところでございますが、このブランド認定を行い、ブランド認定のロゴマークのシールを張るなどにより、他商品と差別化がされ、販売促進が図られていると伺っているところでございます。

また、ブランド認定期間は3年間としておりまして、認定基準を満たさなくなった場合、そういった商品等につきましては、認定期間内であっても取り消す場合もございます。

**○2番（佐多申至君）**

5点目の農作物作付面積について質問してまいります。

作付面積拡大において、オリーブ栽培に特化しているのではないのでしょうか。担当課にお伺いします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

この総合戦略に位置づけられました品目につきましては、オリーブとミシマサイコということでございますけれども、本市の農業振興を図る上での重点作物につきましては、ほかにもいろいろございまして、特に申し上げます、お茶であったり、イチゴであったり、

トマト類、ネギ類そして肉用牛などの畜産も含めまして、推進を図っているところでございます。

オリーブの面積拡大につきましては、このような重点作物となるべく競合しない形で推進を図っているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

最近のテレビ報道では、日置市のイチゴについていろいろ報道がされたり、日置市の農産物へのイメージというものが広がりつつあります。今の答弁でいくと、日置市は何を栽培しているんでしょうかという答えに対して、ミシマサイコですということが、市民の皆様にとどの程度拡大していくかは、また担当課そして我々の仕事だと思っておりますが、ぜひ中途半端な施策ではなく、徹底したそういった農産物の新作物としての事業を展開していただきたいと考えます。

日置市の農業政策において、30年度の検証において、単収向上と経営の柱となる作物の推進を行うとあります。今もミシマサイコの話がありましたが、オリーブ栽培についての賛否両論が続く中、現在推奨している生産品目は何か。また、その生産面積はどのような状況でしょうか、お尋ねします。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

青年農業者の方、また、若い方々や日置市担い手農家の方々などが多く栽培され、推奨できる代表的な作物としましては、施設園芸のイチゴやトマト、ミニトマト、それから路地園芸につきましては、白ネギというようなものも伸びております。

また、先ほども申しましたが、お茶についても日置市の特産品であるということで考えておりまして、面積といたしましては、イチゴが7.1ha、ミニトマト・トマトで2.3ha、白ネギで34.2ha、お茶は284haというような状況になってございます。

**○2番（佐多申至君）**

私の周りにも都会から吹上に来て、そして農作物を栽培しながら、私の仕事を手伝っている青年がいます。彼は一生懸命やっておりますけれども、この農業に対する不安は尽きませんということを、常々私のほうに申しております。

近年の自然災害は激甚化しており、農作物も多大なる被害を受けています。就農者にとって、また、新規就農を志す人たちにとって、農林水産業への不安が大きくなるばかりでございます。第1次産業としてその不安を解消すべく、直面している現場から声を出して、経営全体をしっかりと補償・支援できる体制を整備していくべきと考えますが、どうでしょうか、伺います。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

これまでにつきましては、各作物ごとにおきまして、気象災害などに対応した補償制度的なものがございましたけれども、本年度より新たに農業経営の全体を網羅して、災害だけではなく、価格低迷などにも対応した収入保険制度というものが開始されております。現在、その新制度の普及と加入促進に一生懸命努めているところでございます。

#### ○2番（佐多申至君）

ぜひ今の課長のおっしゃるその制度を、今、汗を流してやっている若い青年たちに、そして新規の就農者にぜひ早く伝えていただきたい。そして、我々も全力を挙げてそういった周知活動に協力していきたいと、今、思っているところでございます。

6点目は、市内高校生卒の全就職者についての質問でございます。

増加傾向であることは、成果が出ていると評価するところではありますが、企業と連携することはもちろんのことです。日置市の魅力をどのように伝えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

日置市の魅力をどのように伝えていっているかという部分でございます。

高校の就職指導の担当者の先生を対象といたしました、企業の魅力説明会、あるいは、高校2年生とその保護者を対象といたしました合同企業説明会、また、吹上高校においては、日置市異業種交流懇話との交流会を実施しており、市内企業の紹介あるいは意見交換、また、工場見学を通じまして日置市内企業の魅力を学べる環境づくりをしているところでございます。

#### ○2番（佐多申至君）

日ごろから地域や日置市を知り、長い年月を経て郷土愛を育むことで、地元への就職意欲へつながっていくのではと私は考えます。

中学校では職場体験を取り入れ、発達段階の生徒たちに働くこと、仕事を仲間と共有すること、仕事に対する礼儀や作法など、中学生がみずからの進路選択に向け必要な能力や姿勢を学ばせる努力をしています。

そのような学校教育授業の意義・目的を、市役所、消防署、図書館、公共施設を初めとするあらゆる公的施設や商業施設などが共有認識して、企画課を窓口にも、それらが連携した職場体験と、地元人材育成を目的としたインターンシップ日置市版制度なる思い切った施策に取り組んでみてはどうかと考えますが、伺います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

おっしゃいますように、中学生での職場体験というものは非常に重要な時期での学習ではないかと考えております。

現在、市内の中学校では、職場体験学習や一部の学校におきましては企業の講話学習を実施しているところでございます。

今後におきましても、地元企業と先生、生徒、保護者をつなぐ相互交流で、地元への就職意欲が高まるように、教育委員会と今後も連携を図ってまいりたいと考えております。

## ○2番（佐多申至君）

私は、身の周りに中学生、高校生がたくさんおります。常日ごろ話をしまして、きょうはどこに行くのと話をすると、職場体験に行きます。元気に行っておいで。何か少しでも学ぶものがあればねというふうに笑って送り出しますが、夕方会って、またその顔の表情を見ると、楽しかった。いろいろ勉強できた。僕はあぁいった仕事をしたとか、あれは嫌だったとか、こういうふうに言われて嫌だったとか、いろんな意見を子どもたちと話をします。そういった発達段階の子どもたちが大きな大人から学ぶものが本当に身にしみてわかります。ぜひ中学生、子どものころから郷土愛、そしてこの日置市で仕事がしたい。そういった思いになるように、庁舎内の連携を図り、ぜひ企画課、当然教育委員会のほうとしては、現在、そのカリキュラム内容でされていらっしゃると思いますので、また、企画課窓口を通じて共有認識を図り、ぜひ子どもたちを育てていただきたいと考えます。

2項目めの当市の公共施設管理計画を伺ってまいります。

先ほど、同僚議員が質問いたしました、私の観点で質問してまいります。

1点目の保有面積の削減について、市長は、住民の意見、いろんな市民も意見も当然必要であり、削減するのなかなか削減しにくいという答弁もございました。

しかし、その市民に対して根拠がないと、市民は理解も納得もしません。施設ごとに市民がどの程度に利用して、そして市民以外の団体がどのように利用して、市民への還元になったのか、データは整理しつつあるのでしょうか。お尋ねします。

## ○財政管財課長（上 秀人君）

ただいまご指摘いただきましたデータの整理の件でございますけれども、今年度から来年度にかけて、2年間でそれぞれの施設

ごとの個別計画を策定することとしておりまして、老朽度合い、利用状況、それと維持管理のコストの状況、それを調査しているところでございますが、本年度末には客観的なデータを整理できる予定としているところでございます。

## ○2番（佐多申至君）

1回目の答弁で、3年間で約1.2%と答弁がありました。そして、今現在、新しい吹上サッカー場が、大きな施設が、しかも維持管理費のかかる大きな施設ができればと考えています。大丈夫でしょうか。保有面積が削減できないと、維持管理コストも削減は厳しいと考えます。新しいものがどんどんできつつあるのに、この削減については消極的ではないでしょうか。今後どのような努力を持って削減の策を進めているのか、お尋ねします。

## ○財政管財課長（上 秀人君）

ことし5月でございますけれども、未利用財産の活用基本方針というのを定めたところでございますけれども、遊休化しております普通財産につきましては、売却を原則とした処分を行うこととしておりますけれども、あと、行政財産につきましては、先ほど答弁しましたように、集約あるいは整理されたデータをもとに削減を進めるとしております。

現段階の削減方針といたしましては、物産館あるいは一般住宅など、民間と競合する施設、これを売却の基本として、関係課と協議を今行っているところでございます。

## ○2番（佐多申至君）

市長は先ほど、同僚議員の質問で、あるものはあるもので利用していくという答弁もございました。あるものをあるもので利用していくことで、長期寿命化もあわせながら、抱え込めば抱え込むほど維持管理コストは厳しくなります。ぜひ10年間行政改革大綱計画が今年度、5年度で1回計画が終わりますが、この公共施設管理計画についてはまだ4年目

でございます。来年が中間期でございます。ぜひこの中間期に差しかかるこの時期に、早急に方向づけというか、絞って、データをそろえていただきたいと考えます。

人口減少、高齢化する地域、いわゆる地域づくり課に、学校校舎施設利用の負担を強いるのではなく、地域へのアンケートや意見聴取次第ですが、私の頭の中には、日吉においては義務教育学校日吉学園開校後の今の日吉小学校はどうするんですか。例えば、義務教育学校のまちとして、日吉小学校の跡地を宅地造成し、子育て世代の住宅促進を図るとか。もっと早いうちから積極的に資産計画を立てて、計画的かつ合理的に対外的な対応ができるように整備していくべきと私は考えますが、市長、どうお考えでしょうか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

日吉小学校の件のお問い合わせでございましたけれど、今の日吉の閉校跡地利用につきましては、行政財産である地区公民館として利用、管理しております。で、空きスペースについて、行政財産として貸し付けを行っている状況でございます。

財産の関係でいきますと、普通財産でない売却処分できないということになっておまして、例えば、2階のスペースだけを売却ということは、そういう形では売却処分というのは非常に難しい状況であると。

こういった日吉の小学校で閉校したところを、地区公民館として今は活用しておりますので、日吉小学校を今後行政財産として活用する見込みがない場合は、活用の基本方針に基づきまして、売却あるいは貸し付けということなるかと思えます。

#### ○2番（佐多申至君）

学校施設を地区公民館については、語ればさらに時間がかかりますが、マンションとか、大きな都会的マンションの考えをすると、1部屋1部屋が区分所有権になっておりまし

て、一つ一つの部屋が売買できるわけでございます。

小学校、中学校の校舎を区分所有ということに關すると耐火構造そして防火構造から考えると、なかなか厳しい面があると私は専門的に考えておりますが、今おっしゃるように、1階と2階をこういった中途半端な利用の仕方をしていくと、結局は使わない部屋が出てき、その維持管理費が出てきて、悪循環を及ぼすんじゃないかと私は考えております。

先ほどから申しますように、その建物建物、地区公民館制度を確立していくということに、私は反対は申しません。ただ、そういった建物を、公共施設を使ってとなると、それ相当の計画性と資産計画をしていかないと、結局、最終的に負担をするのは市民であるということになります。どうか、この時期を、公共施設のあり方を、先ほど同僚議員からもありますように、厳しいことになると思うんですけども、早目にデータを整理して市民向けに発信して、削減に向けての施策を打ち立てるべきと考えます。

3点目、指定管理制度について話をしたいと思えます。

指定管理制度により市が支払う指定管理料は、文化施設、体育施設、販売施設など施設ごとにその額は異なっております。売上額や使用料など、収入額と人件費や光熱費、維持管理費など、支出の状況に応じてどう見ても赤字補填のような補助金に見受けられますが、指定管理料は何を基準として額を支払っているのでしょうか、お尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

指定管理料の基準という部分ですが、指定管理料の基礎となります管理運営基準額の積算につきましては、当該施設を市直営で運営した場合にどれだけの経費が必要になるか。また、直営で想定する事業を行った場合にどれだけ収入が見込めるか、という部分が算定

の基本的な考え方になります。

また、指定管理の更新時における積算につきましても、指定管理者の実績をそのまま積算に反映させるのではなく、やはり現状における市直営で運営する場合の経費という考え方を基本にしているところがございます。

#### ○2番（佐多申至君）

管理運営に反映させ、住民サービスの向上に取り組んでいるという、先ほどの答弁がありました。民間企業は教育、指導、企画、販路計画を経て、販売努力、労働などにより、経営そしてサービス事業は成り立っております。市民の財産を指定管理制度の導入において、指定管理料等補助金と想定できる使用料等の収入により、人件費や光熱費などがやや安定することで、企業側は企画立案や広報活動、売上意欲が望めず、市民へのサービスが平準化して、向上につながっていかないのではと、私はそのように思います。

その点はどうお考えでしょうか、伺います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

指定管理者制度の導入は、民間のノウハウを活用することにより、管理経費の削減とともに満足度の高い住民サービスを提供することが目的でございます。

指定管理料が営業努力によりまして経費削減を行ったといたしましても、次年度の指定管理料からその相当額が差し引かれるようなことがあっては、企業のモチベーションの低下を招くことになると思われま。一定水準以上のサービスの提供を行った上での自己努力による利益につきましては、原則、指定管理者の収入とすることで、経営努力への積極的な動機づけというふうな形で考えているところがございます。

また、指定管理者のモチベーションを維持するためには、指定管理者にとっての適正な利益が重要な要素となってきます。指定管理

者が民間のノウハウを最大限に生かしまして、企業努力によって主体的にサービス水準を向上させ、利用者数が増加することで、結果として利用料金の収入の増へつながると思っております。

指定管理者の経営努力により生み出した利益について認めることが、先ほども言いましたが、指定管理者の経営努力への意欲を引き出すこととなると考えております。

市民サービスの向上という部分では、利用者アンケートなどもとるように、モニタリングの実施をすることで、利用者ニーズの的確な把握に努めているところがございます。そのアンケートの中で、施設への苦情であったり、あるいは感謝の言葉であったりというようなものも経営者側、施設の指定管理者側でまた工夫をしていくところになっていくと思っております。

施設経営におけるサービスの向上に今後も努めていけるよう、所管課と連携を図っていくこととしております。

#### ○2番（佐多申至君）

現在の指定管理においては、全ての入札もそうなんだろうが、プロポーザル式の入札で、入札企業や団体の企画や運営意欲、そして継続であれば、なおさらその実績で運営の力量は判断できるはず。具体的な市民サービス向上への情報交換等も当然その中でできるはずと考えますが、そのような場は設けていらっしゃるのでしょうか、お尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

マニュアルに基づきますモニタリングということで、所管課におきましては、業務報告書の確認をいたしましたり、2カ月に1回程度、実地調査をしたり、あるいは、利用者アンケートの結果の対応を確認したりとか、そういった部分で所管課と指定管理者制度のほうで確認はしているところがございます。

## ○2番（佐多申至君）

最後に、市長に質問いたします。

これまで公共施設の管理の話をしてまいりましたが、日置市の先日の広報紙の中にも、日置市の財政状況が記してありました。その中にも、厳しい状況には変わらないという言葉がございました。市民は、その文字を読んで、当然大丈夫だろうかという不安にかられます。当然我々議員も、それがあからこそ、こうやって質問をするわけでございます。

先ほどからいろいろ公共管理については質問も市長に浴びせておりますけど、この厳しい状況で公共管理については、本当に思い切った策をしないと、新しいものばかりが目に入って、なくなっていくものが目に見えておりません。市民向けに当然これからサッカー場もできます。このサッカー場も当然補助金もあるわけですけど、市民の財産でもございます。

先ほども説明がありましたが、市外の方々が使うことが半分、市民の方々が使うのがそれ以下となると、当然不満も出てきます。サッカー場になっても、なかなか全ての市民が使うということは難しいでしょうけれども、今後、市民の財産を、大きな施設を維持管理していく。そして、償却していくことに対して、市民向けに、最後に市長の言葉から、市民が安心できるお言葉をいただきたいと思えます。

これで、私の質問を終わります。

## ○市長（宮路高光君）

特に公共施設のあり方ということで、私どもも指定管理をしながら、この15年間いろんなものを民間に委託もさせていただきました。民間で委託できるものは民間で実施する。その方針で、新しい施設というのはあんまりそんなにない。今回、サッカー場というのがございまして、この十数年間はやはり全部処分していこうという気持ちの中で、維持管

理を少なくさせようと。人件費を抑えよう、そういう考え方でいたのは事実でございます。

今後におきましても、やはりそのようなことは、もう継続していきますので、また財政状況も勘案しながら、また、それぞれの活用といたしますか、活用の頻度、こういう活用の頻度というのも大事なことでございますので、十分調査もしながら進めさせていただきたいと思っております。

## ○議長（漆島政人君）

次に、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

## ○17番（坂口洋之君）

令和元年度12月議会、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で58回目の質問をいたします。

1点目です。外国人との共生・協働について伺います。

外国人の11月末の住民登録者数と4地域ごとの登録状況はどうか。

2つ目です。就労外国人の増加は企業の人手不足であります。現在、本市の民間企業（食品、製造、建設）や社会福祉施設では、深刻であると理解しておりますけれども、市としてどのように把握をされているのか、伺います。

3つ目です。特に就労外国人の増加する中でのごみ出しマナー、交通安全、騒音等、地域からの相談の状況はどうか、伺います。

4つ目です。本市においても、主として就労外国人を中心とした日本語教室を設置すべきと考えますが、市の考えを伺います。

5つ目です。就労外国人も定住外国人も参加する共生・協働市民提案型のワークショップ等が開催できないか、伺います。

2つ目です。

次に、来年4月より施行されます会計年度任用職員制度について、本市の考えを4項目

について伺います。

1つ目です。この12月議会において、この制度に関する条例が提案されました。地方公共団体で雇用されている臨時・非常勤職員の適正な任用を確保するため、また、働き方改革や行政需要の多様化に対応するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることになりました。

そこで、4項目について質問いたします。

1つ目です。条例が提案されたが、市長の考えを伺います。

2つ目です。本市においても、高齢化・生活困窮・防災等、社会的な背景の中で正規職員の多忙化、市民対応への複雑化で業務が増加しております。非正規職員の増加は、正規職員の多忙化、現場力の低下につながっていると考えますが、市長の考えを伺います。

3つ目です。給与と会計年度任用職員の今後の採用と昇給についての考え方を伺います。

4つ目です。図書館司書、給食センター調理員、幼稚園教諭等、具体的にどう改善されるのか、伺います。

3点目でございます。

新たな財源確保について伺います。

1つ目です。鹿児島市内公共施設にネーミングライツが実施されました。県内企業と優先的に契約を実施することです。本市の伊集院文化センター、伊集院運動公園、東市来文化交流センター等に制度の導入ができないのか、伺いまして、1回目の質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の外国人との共生・協働についてという御質問でございました。

11月末の住民登録状況は、男子167人、女子133人、合計300人となっております。地域ごとでは、東市来地域が男性が35、女性が37、計72人、伊集院地域が男性が

95、女性が63、計158人、日吉地域が男性が22、女性が24の計46人、吹上地域が男性15、女性9の計24人になっております。

2番目でございます。ハローワークの伊集院管内におきます令和元年度9月時点の有効求人倍率につきましては、1.19となっております。最近では各月1.0を超えている状況は続いております。

また、その中で産業別新規求人数を見ますと、御指摘いただいておりますとおり、医療、福祉や建設業、製造業におきまして、多くなっている状況であります。その就職件数も見てみますと、特に建設業においては厳しい状況はあるものと認識しております。

3番目でございます。昨年度は居住地の自治会から、ごみ出しについて2件ほどの相談もありました。その時点で就業先に相談し、指導をお願いしております。

また、交通安全、騒音等についても、特に地域からの相談は寄せられていない状況であり、直接外国人からの相談も来ていない状況でございます。

今後も外国人との相談に対しましては、関係する部署で相談を受けながら、就業先の事業者等を通じて適切な指導を行いたいと思っております。

4番目でございます。

日本語教室につきましては、県内10市町村において国際交流協会や民間団体等の主催で実施しています。本市では、平古自治会が自治会内に居住する就労外国人を対象に月2回開催していますが、特に市での教室設置は今のところ考えておりません。

5番目でございます。

現在、日置市では300名を超える外国人が暮らしておりますが、開催に向けての要望もなく、現時点でのワークショップを開催することは考えておりません。ワークショップ

については、さまざまな目的やニーズにより、民間レベルで実施されているようであります。今後につきましても、県の動向や近隣自治体の取り組み状況等を注視してまいります。

2番目の会計年度任用職員制度についての本市の考え方についてということで、その1番目でございます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法等の改正により臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保を求められておりますので、任用等に関する制度の明確化を図り、改正の趣旨に沿った制度にしてまいりたいと考えております。

2番目でございます。

業務の複雑化により職員が多忙化していることは承知のとおりでございます。その中におきましても、業務の種類や性質に応じ、臨時・非常勤職員を活用し、効果的な行政サービスの提供を行っているところでございます。

3番目でございます。

給与につきましては、職務の内容、専門性に応じて行政職給料表の各号給に分類するものとしており、昇給については、再度の任用の際に会計年度任用職員としての職務経験を考慮して決定することとしております。また採用については、これまでと同様に、各課、必要とする人数を把握しながら採用してまいりたいと考えております。

4番目でございますけど、職種にかかわる適正な任用、給付等の整備がなされていることで勤務条件等の改善につながり、業務遂行に当たっての環境も向上しているものと考えております。

次に、新たな財源確保ということでございます。特に、このネーミングライツでございますけど、鹿児島市でしているのはお伺いしております。今、日置市のほうでも、ドームを初めとしてございますけど、今後やはり、今ご指摘ございました文化センター、伊集院

総合運動公園、東市来文化交流センター、特に、今回できるサッカー場も含めて、そういうものはできないのか、早くとりかかっていたいというふうに考えております。

以上で終わります。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長に3点についてご答弁をいただいたところでございます。あらかじめ、議長に許可をいただきまして、外国人との共生・協働については、現在鹿屋市が取り組んでいるこのような内容がございますので、質問に合わせてこのことについても再度質問させていただきたいと思っております。

私は、この外国人の共生・協働については、この3月議会の中でも質問いたしました。あわせて、この令和元年におきましても、同僚議員も外国人の共生・協働について、さまざまな立場で質問したところでございます。それだけ多くの議員も、この外国人の共生・協働については大きな関心があるところでございます。そういった中で、再度質問をさせていただきます。

まず、この外国人の、特に就労外国人の増加につきましては、その背景は深刻な人手不足だということを私も認識をしているところでございます。そういった中で、今後ますます人口が減少し、そして若年層の人口が減るということで、今後深刻な労働不足が指摘されております。そういう状況におきまして、本市の地域経済に与える影響について、市としてどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、伺います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

経済の成長につきましては、労働力の増加や生産性の向上などが必要であると認識しております。現在の少子高齢化や人口減少という構造変化のもと、労働力人口について減少し続けますと、地域経済の縮小が懸念されるということで認識しているところでございま

す。

#### ○17番（坂口洋之君）

先般、新聞等にも出ましたけれども、今年の子どもの出生数が、昨年に比べて5.6%減少ということで、今年度におきましては、出生数が86万人程度ということで、昨年と比べて5万人程度減るのではないかと、そういった数字がまず示されました。非常に、私自信も今後のこの少子化については、非常に危機感を持っているところございます。そういった中で、ことし4月に改正入管法が改正されまして、法が施行されました。就労外国人を今後5年間で34万5,000人ふやすという国の国策でこの法律が見直されたわけでございますけれども、本市におきまして、現状と課題について、どのような考えを持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

4月に施行されました出入国管理及び難民認定法の改正につきましては、新たに在留期間に特定技能の項目が設けられ、在留期間の延長が認められることになるもので、法改正に伴うこの住民登録上の影響は特に市としてはないところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

この改正入管法につきましても、南日本新聞等も特集が組まれまして、いろんな課題や問題点についても指摘がされているところでございます。

先ほどの答弁の中で、本市の現在の11月末の在留外国人の方が300人ということで、先月の10月末に比べて12人ほど減少しているのではないかと、このことをちょっと感じているところです。

そこで、本市においては現在300人の方が生活をされておりますけれども、前回も同僚議員から、自治会の加入率につきまして質問がありまして、前回のときには自治会の加入率が75%程度というご答弁をいただいて

おりますけれども、現在、本市における外国人の方の自治会の加入率の状況はどうか。また、自治会に加入するにはやはり、企業の実情がまず必要だと思いますけれども、企業の自治会に加入しない理由の状況はどうか。また、自治会加入についての市の考え方を再度伺いたいと思います。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

前回の在留外国人が10名を超えている4つの自治会のほうに直接電話をして聞き取りをした結果の回答でございましたが、そのときにも答弁をさせていただきましたが、自治会調査を実施し、統計的なものもとりたいというふうなことでご答弁をさせていただきました。結果、今年度この外国人に関して、全ての自治会を対象に調査をさせていただきました。結果的に、7月1日時点で62世帯155人の方が自治会へ加入しているという回答をいただいております。加入率といたしましては50.81%となっております。

しかしながら、この世帯の状況等の把握につきましては、若干精度的にも問題があるような気がしております。なぜかといいますと、外国人の方の場合には、1軒の中に五、六人シェアハウスとしてお住まいをされているというふうなケースも見受けられますので、ここはもうちょっと精度を上げるために来年度もうちょっと自治会のほうとも調整をしながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

加入しない理由といたしましては、会社の敷地内にある寮での生活、生活基盤が短期間であること、それからまた期間が短いために自治会も積極的に強く自治会の加入を促進をしていないというふうなことも考えられるかというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

いろんな計算方法があるということなんですけれども、先ほどの答弁の中では50.1%。

当然、この世帯に何人住まれているかという、そこら辺の細かいところまでわかりづらいというそういった実情について、私も多少は理解しているんですけども、本市におきましては、この生活ガイドブックというこういった具体的なものを発行されておまして、外国人の方にこちらのほうに異動してきたときに渡しているということで、このガイドブックを見ますと、自治会活動ということで、こういった冊子がありまして具体的に自治会活動を進めるそういった内容で掲載されてきております。この掲載分については私も、自治会への加入促進については非常に大きな効果があると思いますので、このことについては評価したいと思います。

一方、特に自治会に加入して地域とうまくコミュニケーションをとっているような自治会もあるかもしれません。一方では、自治会に加入してもなかなか、こういった形で接していかかわからないという、そういった外国人の方もいるかもしれません。あわせて、自治会によっては特に地域の方々が外国人の方とこういった形で接していいのかわからないというそういった声もございます。そういった中で、自治会に入ることによって、受け入れ企業と連携しながら地域行事や清掃作業に参加している自治会もあります。今後、旧住吉小学校にも、来年には就労外国人の研修施設の計画も具体的に行われると思われましても、今後自治会への外国人との共生・協働について、行政としてどのような支援をしていく考えなのか、その考え方を伺いたいと思います。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

外国人の技能実習生は、日本の慣習等について事前に研修を行った上で企業に勤めることとなります。監理団体や就労先の企業を通して自治会に加入していただくよう相談すれば、応じていただけるものと考えております。

しかし、日本での滞在期間に限りがある就労外国人等の方々に、必ず自治会に入ってもらいたいという考えは、自治会によって異なるかというふうにも思っております。

先ほども申しましたように、自治会独自で交渉したが、どうしても自治会加入に応じてもらえないなどの相談があった場合には、市としても監理団体や就業先の企業等を通じて相談対応したいというふうに考えております。

#### ○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。

次の会議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

#### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続します。

#### ○17番（坂口洋之君）

再度質問をいたします。

本市の労働力不足について、再度質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、特に深刻な人手不足の状況につきましては、就職件数を見ても、特に建設業においても厳しい状況があるというご答弁でございました。

そういう状況の中で、やはり建設業というのは地域のインフラをつくるという役割と同時に、あわせて災害が起きたときの防災等の役割等もありまして、こういった建設業の今後の人手不足について、今後、市として、こういった人手不足が続くと工事の発注等にも大きな影響はちょっと危惧されますけれども、そこら辺の考え方を伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

労働力不足という点で、労働力の中心となります15歳から64歳までの人口の推移という部分で申し上げますと、2019年、本年10月現在で2万5,607人、国立社会

保障・人口問題研究所によりますと、2030年、11年後の同年代の人口は2万664人となっており、約5,000人ほど減少する見通しとなっております。

こうした人口減少によりまして、やはり先ほども申し上げたとおり、地域経済等の縮小を初め、市の財政にも影響するという部分が出てくるのではないかと想定され、引き続き移住定住の促進を初め、雇用、子育て支援等に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、特に建設業において厳しい状況があるという、そういったご回答をいただいたものですから、今回、建設業についてちょっとお聞きしたんですけれども、今後、建設業において人手不足が深刻化した場合は、本市においてどういった影響が危惧されるか、その点だけ再度伺いたいと思います。

#### ○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

建設業につきましては、若手就業者の不足ということで人材が不足しているわけですが、今後イメージアップを図るとか、そういう施策も重要じゃないかと考えております。

若手の就業者が減りますと、技術の伝承とか現場管理の面で支障が出てくるものと考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

建設業については、非常に大きなこともやっぱり今後危惧されますけども、市長に再度伺いたいと思いますけれども、建設業においても今後人手不足が深刻化する中で、発注額等の見直し等もやっぱり今後検討されていく必要があるんじゃないかと私は思いますけれども、市長に考えを伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたとおり、労働力不

足におきまして、特に建設業の皆様方、大変なことだと思っております。

今でも外国人を採用している建設業界もたくさんございます。今おっしゃいましたとおり、公共事業のあり方、基本的には来年ぐらいがもうピークであって、その後、恐らく減少していきます。そういう中がもう予測されておりますので、新しい機械とかいろんなことを入れていくというのは大変難しくございまして、この二、三年は倒産というところまではまだありません。どうにかそれぞれの努力によって継続しているのが建設業もありますので、市としても、発注のあり方というのも今後十分検討していく必要があると思います。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後の労働力不足とあわせて、先ほども同僚議員からもあったと思うんですけれども、日置市は企業の活性化のために異業種交流懇話会が実施をされております。ことし1月には、吹上高校の生徒の地元企業の取り組みも紹介されまして、企業の経営者の講話はもちろん、市長自身も吹上高校に出向いてお話をされています。

異業種交流懇話会から、今の人手不足、今後の労働力不足についてどのような意見が出されているのか、伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

昨今の社会経済が売り手市場でございますことから、企業におきましては、働き手の雇用確保が難しくなったという声の一部であると聞いております。

先ほど、議員の質問でもお答えしましたように、人材確保につきましては、誘致企業からの相談等により、市の広報紙やお知らせ板等で従業員募集などの求人情報の掲載を行っているところでございます。

また、高校2年生を対象にしました合同企業セミナーや新卒者及びUIJターン者も対

象にした連携中枢都市圏の4市合同企業面談会、このような会も行っております。

なお、会員からの要望により、昨年は女性活躍をテーマとした研修会を実施するなど、現時点で新たな施策というのはいませんが、今後も企業に寄り添った形でフォローを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後の将来的な労働力不足につきましては、一企業だけではなかなか解決できない問題もあります。先進的な取り組みとしては、配送の共同配送とか、またいろんな物品の共同購入という形で、いろんな形で企業が連携をしながら、今後、人手不足、労働力不足に対して関係する団体がともに協力しながら対応する、そういった取り組みもありますので、日置市の異業種交流懇話会については、非常に活発な活動については私もホームページ等でよく見ておりますので、今後とも企業と連携をしながら十分な対策をとっていただければと思っております。

次に、外国人の地域からの相談状況についてということで、先ほどの答弁の中では、2件の相談があったという、そういったご答弁がございました。当然ながら、日置市も、外国人の増加につきましては、先ほど申し上げたとおり、ようこそ日置市ということで生活ガイドブックも作成をされてきております。

そういった中で、日置市は11月末現在で300人の外国人の方が生活されているとのご答弁でありました。ベトナムが135人、インドネシアが52人、フィリピンが23人、中国が23人、アフガニスタンが13人の国籍の状況でございます。

現在、本市におけます市役所窓口等の多言語の対応の状況はどうか。また、先ほど申したとおり、このガイドブックはベトナム、インドネシア、フィリピン、アフガニスタン、

中国等の対応について、こういう形で配布されておりますけれども、このガイドブックで十分対応できている状況なのか、伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

日置市外国人生活ガイドブックは、日本語のほかに、英語、韓国語、中国語、マレー語に対応しております。

転入手続等の窓口対応におきましては、監理団体や就業先の企業の担当者が同行するケースがほとんどでございます。監理団体等の担当者への説明やハンドブックの配布など情報提供を行っており、これまで、特に窓口でのトラブル等は聞いておりません。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど、私、ベトナム、インドネシア、フィリピン、アフガニスタン、中国、このガイドブックで全て対応できているのか、アフガニスタンの方もこのガイドブックで十分対応できるのか、そこを聞きましたので、再度伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

失礼いたしました。

本市のガイドブックでは、自治会活動、医療、家庭ごみの分別方法、ごみの出し方、防災対策、緊急時の対応と生活における必要最小限のルールという部分で掲載している状況でございます。

ご質問のベトナム、インドネシア、フィリピン、アフガニスタンの国籍の方につきましては、それぞれの母国語には対応はしておりませんが、英語表記での理解はできているというふうに考えております。

また、監理団体あるいは就業先の企業の担当者、就労外国人からの要望は特にないところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

当然ながら、今後、ベトナムの方がふえて

いくと思います。あわせて、インドネシアの方、フィリピンの方もふえていく可能性が高いですので、少なくともこの3カ国語の言葉がわかるような、そういったガイドブックの作成。すぐに見直しをしろということはありませんけれども、少なくとも特に在留外国人の方が多い、そういった国の方々の言語で対応できるような生活ガイドブックに見直しを今後していく必要があるのではないかとこのことを伝えますけれども、市の考え方を再度伺います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

ベトナム、インドネシア、フィリピンというような言語で対応をしていかないかという部分でございますが、今後、ニーズ等も踏まえまして、窓口の対応状況等も聞きながら、所管課等も含めて協議をしていきたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中で、ゴミ出しマナー、交通安全、騒音等の地域からの相談状況はどうかということと、また外国人からの相談はないかということの質問につきましては、現時点では外国人の方からの相談はないという、そういったご答弁なんですけれども。

やはり、前回も外国人の相談窓口について同僚議員から質問がありました、9月議会の中で。その答弁の中では、鹿児島県が10月から、外国人の相談窓口を1カ所設けるといって、そういったご答弁がありまして、あわせて県と連携をしながら対応していくと。そして、出前講座等も今後、県の相談窓口は検討されているということなんですけれども。

相談窓口が10月にできまして、ちょうど2カ月がたちました。当然ながら、市と県は外国人の相談窓口についても情報共有をされていると私は理解しておりますけれども、10月から11月にかけての県の相談窓口の状況はどうか。具体的な件数とか、また

どういった方がどういった方法で相談に来ているのか、その状況については把握されていると思いますけれども、ご答弁を願いたいと思います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

本年度10月に県が設置した外国人相談窓口でございますけれども、現在、日本人とベトナム人の2名体制で対応されているというふうに伺っております。

また、11月末までに寄せられた相談件数は74件というふうに伺っているところで、相談内容ですけれども、英語に対応可能な医療機関はどこかということや在留カードの手続きについて、それから留学生の支援制度等についての相談が寄せられておまして、相談方法につきましては、直接来所される場合や電話、メールによる問い合わせとなっているとこのことではございました。

#### ○17番（坂口洋之君）

この相談についても2カ月間で74件ということで、当然ながら、この相談窓口につきましては、現在、本市に300の方が住まわれていると思います。日本語が十分堪能な方もいらっしゃると思いますが、日本語は余りわからない、そういった外国人の方がいらっしゃると思いますけれども、この相談窓口の設置についての啓発はどのように本市では知らされているのか、伺いたしたいと思います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

現在のところ、市では、直接は周知はしておりませんが、現在、県では外国技能実習生の受け入れの監理団体、それから大学、それと日本語学校、それから受け入れ企業へチラシ等を送付をして周知を図っておられるというふうに伺っておりまして、これにつきましては、そういった関係機関や詳しい県と今後も協力をしながら周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

私は、議長に許可を得まして、鹿屋市の取り組みについて皆さん方にチラシを、A3サイズです。

鹿屋市は、昔からからいも交流が盛んで、国際交流協会もありまして、外国人との共生協働については、県内では非常に取り組んでおりました。やはり、鹿屋市は、しっかり外国人との共生協働についていろんな形で把握をされております。

まず、鹿屋市では、外国人の要望、ニーズを把握できていないと。地域住民の外国人に対する理解、日常生活の支援、防災災害に関する取り組みがおくれている、市施策の推進ということでございます。

具体的に、鹿屋市では、外国人の要望、ニーズを把握できていないという、そういった声がありますけれども、本市として、外国人の要望、ニーズを現時点で把握できていると考えているのか、伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

外国人のニーズの把握はできていないと考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

少なくとも鹿屋市は、外国人の要望、ニーズの把握については、どういった形で具体的に把握をされたというのはちょっと私も調べておりませんけれども、市の多文化共生の課題と取り組みについては具体的に把握できていないという、そういった見解があると思いますので、とりあえず、市としても、外国人の受け入れ企業のことだけではなくて、実際、日本で働く外国人の要望、ニーズの把握についても何らかの形で調査できないのか、そこら辺についての考えを再度伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

ニーズの調査につきましては、外国人労働者を受け入れる部門でございましたり、住民の手続等を行う部署というような関係課とも

また調整をして、何ができるのかという部分も協議をしていきたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

県内では多分、鹿屋市が一番こういった形で具体的な形の把握をし、そして、下のところには、具体的な課題と取り組みということで、市民提案型のワークショップの実施、多文化共生社会のイベント、外国人向けの生活便利帳の作成、これは本市でも実施していると思います。そして、外国人の相談窓口の設置についての検討ということなんですけれども、なかなか鹿屋市でも相談窓口の検討についてはまだまだ課題があるということで、すぐには設置ができないということをお聞きをしております。

そういった意味で、今後、他自治体の先進的な取り組みをしっかりとした形で把握する必要があるのではないかと思いますけれども、そのことについての見解を伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

県内の自治体におけます多文化共生の取り組みについて、いろいろな場面で他市の状況を把握できる部分がございますので、そういった部分から、やはり先進的な事例であったり、勉強していきたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

本市においても、限られた職員体制ですぐに対応するというのは難しいかもしれませんが、先進的な取り組みなども情報共有をしながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

さきの答弁で、日本語教室につきましては、県内10市町村において、国際交流協会や民間団体の主催で実施されております。本市は、平古自治会が自治会内に居住する就労外国人を対象に月2回開催しているということです。特に本市では教室設置は考えていないというご答弁をいただいたところでございます。

そこで、再度質問いたします。

県内各地でも、いろんなところで日本語教室を実施しているところもあります。11月17日より、枕崎市で開催されております。来年1月26日より、出水市でも、これは県の補助事業だと思いますが、開催されます。いずれも県のモデル事業であります。

枕崎市では、定員30人に90人を超える日本語教室の応募があったそうでございます。日本語を学びたい外国人が多いというニーズがここで見受けられます。

本市においても、そのような形で、日本語を学びたい外国人の方が一定数いるのではないかとことを私は感じておりますけれども、そこについての市の見解を伺いたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

日本語を学びたいという外国人の方の調査は、実際、ちょっとしていないところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

県内でも、枕崎市、出水市が県の事業を受けながら日本語教室を実施しておりますので、今後、各自治体の日本語教室のニーズの把握と同時に、各自治体の取り組みについても十分調査をしていただければと思っております。

次に、会計年度任用職員制度について、再度質問をいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、この12月議会に提案されました。その条例については、私の所属しております総務企画常任委員会でも審議されたところでございます。

まず最初に、市長にお伺いをしたいと思います。

行政を担う専門性の高い会計年度任用職員となる職員も多く働いております。新たな形の任用となります会計年度任用職員制度の市長が求めます職員像を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

今、会計年度任用職員という言葉がありますけど、今までも一緒だと思います。地方公務員として、職員像というのは、やはり全体の奉仕者としての高い使命感を持つことと、地域に密着した意欲あふれる職員、経営感覚のある職員、また市民から信頼される職員。全然、任用職員であろうが、何も変わらないというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

当然、会計年度任用職員制度についてもこれまで同様だと思いますけど、より責任が高まるような形もとりますし、新たな形で、一時金等も支給されるようでございますので、その責務にのっとった形で業務に携わっていただければと思っております。

次に、国も働き方改革、正規職員との賃金格差の是正の中で、地方公務員法の改正より、今回、同一労働同一賃金の考えから、会計年度任用職員制度が来年4月から実施の運びとなりました。賃金だけでなく、任用制度と身分の厳格化となり、責任も重くなります。特に、専門性の高い有資格者や相談員の分野については、人材確保も含めて評価できると私は感じております。

そういう状況におきまして、自治体における同一労働同一賃金の基本的な理念と、正規・非正規の採用、職務、人事等をどのように考えてよいのか、伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

職務内容や責任の程度、職務上必要となる知識・技術等が同じである場合におきまして、賃金など待遇差があってはならないというのが同一労働同一賃金の基本的な考え方であると考えております。

これまでも、条例に基づきまして、非常勤職員等の任用を進めてきたところでございますけれども、法改正の趣旨を踏まえまして、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の

確保に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

私も総務企画委員会に所属しておりますので、今回、条例改定につきましては審議に入ったわけでございます。

そういった中で、会計年度任用職員の任用種類には、フルタイム職員、38時間45分、パートタイム任用職員38時間45分以内の2種類があります。本市においては全てパートタイム任用職員との答弁が総務企画委員会の中でありました。フルタイム、パート任用職員のあり方について、まず本市の考え方を伺います。

また、専門性の高い2級相当の知識または経験を有する職務の方が40人いらっしゃいます。労働時間の希望もあるかもしれませんが、専門的であり、業務の責務があると考えます。今の計画ではパートタイム雇用であり、今後会計年度任用職員制度のフルタイム職員への雇用は検討されないのか、市の考え方を伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

現状ではフルタイムの任用は考えていないところでございますけれども、任用可能な条例案を上程しておりますので、パートタイムに固定した考え方ではなく、今後、業務量や働き方の状況を踏まえまして、つけるべき職の勤務時間等について、毎年度検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

本市においての職員の多忙化、現場力の低下につながっていないかということで市長の考えを伺いました。答弁は、業務の複雑化により、職員が多忙化していることは承知しておると。その中において、業務の種類や性質に応じ、臨時・非常勤職員を活用し、効果的な行政サービスの提供を行っているところで

ございますということございました。

今回の中でも私は外国人労働者の増加のことも言っておりますし、またこの夏におきましても大きな災害があったと。そういった中で、行政のニーズが今後ともふえていくのか。民間企業では、人口減少に伴って、さまざまな業務の見直し、縮小をしておりますけれども、行政が取り巻く行政サービスについては、今後、本市においては人口減少社会とともにニーズが少なくなっていくと考えるのか。また、行政ニーズは、人口は減ってもニーズは高まっていくという考えなのか。その点について伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

ニーズのほうは、今後も高まっていくものと思っております。いろんな働き方の多様性やニーズが存在する中で、効果的な行政サービスの提供を行うために、事務の種類や性質に応じまして、幅広い分野で臨時・非常勤職員を活用するなど、地方行政の重要な担い手として配置されてきたという経緯もございまして、今後も、法改正はされましたけれども、考え方としては何ら特に変わったことはございませんので、これまでの手法あるいは今度改正されました国の事務処理マニュアル等の趣旨に沿いまして、適切に運営していきたいと考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

ニーズは今後とも高まるということなんですけれども、特に今回は会計年度任用職員ということで、全国的にも正規職員が削減される一方で非正規職員はふえるということで、今回、法改正で会計年度任用職員制度が新たな形で実施されるということなんですけれども。

本市の職員定数につきましては、平成17年5月1日、日置市誕生後から改正はされておりません。市長の事務部局が344人、議会の事務部局が6人、教育委員会の事務部局の

職員が115人、選挙管理委員会の事務部局が21人、公平委員会の事務部局が2人、監査委員の事務部局が2人です。農業委員会の事務部局が14人、公営企業の事務部局の職員20人と、条例上はなっています。しかし、現在は、現業現場の民営化、行政改革等で職員定数も大きく変わっております。

さきの9月議会の同僚議員の質問の中で、現在、正規職員が469人、非正規が485人という答弁でございます。現在、本市におけます職員定数は何名なのか。また、職員定数につきましては、各部局は必要に応じて、想定数の範囲内の各事務部局と相互に流用・調整できるとの答弁でございますけれども、職員定数の本市の現在の状況を伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

日置市の第3次行政改革の行動計画に掲げた職員定員管理計画というのがございますけれども、それに基づきまして運用しており、今年度の職員数は476人となっているところでございます。

また、この職員定員につきましては、効果的かつ効率的に業務を遂行できるように必要な人員を検討していく必要があるため、今後も見直しを図っていく必要があるとは考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど申したとおり、行政の業務の多忙化、専門性の知識の継続性を考えれば、まずは部署においては複数の係を担当し、きめ細かいところまでフォローしていく状況もあります。安易な会計年度任用職員ではなくて、しっかりとした形の正規職員の配置を今後検討していく必要があるのではないかとということを市長に伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれの行革の中で正規職員を減らしてきたのも事実でございます。

そういう中におきまして、財政的なものもいろいろ同僚議員からも言われておりまして、今後も適正な定数というのも図っていかなくちゃならないというふうに思っております。いろんな改革をしながら定数も減らしてきたわけでございますけど、恐らくこれがもう最低の職員の数であるのかなと、これ以上また減らしてしまうといろんな住民サービスに影響が出てくるというふうに感じております。

ことしも採用試験をさせていただきましたけど、特に専門職といいますか、土木、保健師、建築にしても、そういう方々の募集というのは大変難しゅうございまして。一般事務というのはそれぞれ来るわけなんですけど。

今後は専門職の確保というのをどうしていくのか、一番大きな課題であるというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど、同僚議員からも、イベント等で職員が携わらないといけないという、そういった質問もありましたけれども、やはりこの秋から冬にかけて業務はかなり多忙化して、夜遅くまで勤務をしたりとか土日に仕事に行つて業務をしなければならない一方で、地域のイベントにはやっぱり参加していかないという、そういった状況もありますので、職員の適正な配置を今後とも検討していただければと思っております。

あわせて、この会計年度の職員の財源について、再度伺いたいと思います。

本市においては、さきの総務企画常務委員会の中で、年間6,400万円の新たな負担増であると。全国の自治体全体で見ると、いろんなパターンがあるらしいんですけども、新たに1,500万円増との試算もあります。この背景は、本来正規職員で対応すべきものが、財政改革の中で、非正規職員で対応しなければならないという状況もあります。まずは、来年度以降の財源確保の見通しについて、

市長はどのような考えを持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

国のほうでは、この財源につきましては地方交付税措置を講ずるとされているところではございますけれども、現在、まだ、県を通じて照会しているところですが、明確な財政支援策は示されていないというのが現状でございます。状況に応じまして、一般財源で対応していく必要もあるかと考えているところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

場合によっては一般財源の支出も検討しなければならぬという、そういったご答弁がありました。

本市におきましては、総務企画委員会の中では、6,400万円の新たな財源支出でございます。市民ニーズの多様化は、あらゆる面で行政サービスの結果として向上となり、財政の見直しで正規職員の削減、結果として、非正規職員をふやさなければ対応できない状況にあります。市民の大切な財源の中で、市民の新たな6,400万円という財政支出については、理解と必要性も考えていくことが今後求められていくのではないかと思います。

新たな財政負担に、市民に理解と協力をどういった形で求めていく考えなのか、本市の考え方を伺わせていただきたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

先ほども申し上げましたけれども、非常勤職員というのは、行政運営に不可欠な、重要な担い手であるという認識をしているところでございます。制度が変わって、新たに任用されることとなる会計年度任用職員でございますけれども、常勤の職員と同様に日置市職員像の具現化に努めていただきまして、市民の理解を得られるようにしてまいりたいと考えております。

**○17番（坂口洋之君）**

3点目に伺いたいと思います。

先ほどのネーミングライツにつきましては、本市のネーミングライツの現状としましては、平成18年度から、伊集院ドーム建設に伴いネーミングライツを導入しているということでございます。

鹿児島市の市民文化ホールは、川商ハウスに5年契約、年間2,200万円、鹿児島アリーナが西原商会、年間1,500万円、5年間です。松元平野岡運動公園が体育館、研修施設茶山房、茶山ドームで3年で300万円、郡山、桜島等の3体育館が3年間で360万円でございます。

本市の南栄リースも優先契約が決定されておりますけれども、本市の日置市有料広告事業の掲載要綱と掲載基準についての本市の考え方を伺いたいと思います。

また、財政的な収入の状況はどうだったのか、伺いたいと思います。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

有料広告掲載の要綱や掲載の基準につきましてでございますが、要綱では、広告媒体の範囲、あと広告の申し出があった案件につきまして、その内容の審査手続が規定されているところでございます。

あと、掲載基準でいきますと、例えば法令違反、公共の秩序に反するような広告の禁止、それと屋外の広告物にあっては、周辺の環境あるいは交通安全を阻害するような広告の禁止というの、必要な規制について規定をしているところでございます。

あと、財政的な収入につきましては、小鶴ドームのネーミングライツ、あと庁舎の出入り口の案内看板、広報紙、ホームページのバナー広告等、合わせて約490万円となっております。財源確保に取り組んでいるところでございます。

**○議長（漆島政人君）**

残り2分です。

### ○17番（坂口洋之君）

最後の質問をいたします。

有料広告事業については、ネーミングライツと同様に、新たな形の広告事業として取り組んでいただきたいと思います。

あわせて、地域の企業として、広告等を通じて、地元企業としての広告料は市民に対して商品や企業戦略をアピールを発展させるために今後とも充実し、新たな形の財源確保に生かしていただきたいと思います。

先ほども、市長が、伊集院の文化会館等のことについても現在検討されているということでございますけれども、具体的にどういった形で進めていきたいと考えているのか最後にお聞きいたしまして、私の一般質問を終わります。

### ○財政管財課長（上 秀人君）

先ほど市長のほうからも答弁ございましたとおり、文化会館、交流センターもですけれども、サッカー場も、ネーミングライツ等々を活用いたしまして自主財源を確保していきたいというところで、今後、一般財源が減少する方向ですので、しっかりとした対応をしてまいりたいと考えております。

### ○議長（漆島政人君）

次に、19番、大園貴文君の質問を許可します。

〔19番大園貴文君登壇〕

### ○19番（大園貴文君）

私は、さきに通告してあります学習指導要領の改正に関する質問事項について、市長、教育長に質問いたします。

文部科学省は、各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事、各地方公共団体の長に、学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校の学習指導要領の全部を改正する告示を平成29年4月28日に通知し、

新幼稚園指導要領は平成30年4月1日から、市小学校学習指導要領は令和2年4月1日から、新中学校学習指導要領は令和3年4月1日から施行されます。

これに伴い、都道府県教育委員会において、所管の学校及び域内の市町村教育委員会、その他の教育機関に対して、地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校及び学校法人等に対して本改正の内容について周知を図るとともに、必要な指導等をお願いされているところであります。

改正は、文部科学省が定める学習指導要領に基づき、約10年に1度見直しが行われています。

概要といたしましては、1、幼稚園、小学校及び中学校の教育課程の基準の改善の基本的な考え方として、「これまでの教育実践の蓄積を活かし、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される子供たちが急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することとしたこと。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと」、2番目に、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視するため現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する」、3つ目に、「先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること」としてあります。

実現に向けた取り組みとして、1、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導の工夫・改善を図ることとしています。

学校におけるカリキュラム・マネジメント

を確立し、「学校全体として、子供たちや学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る」としました。

小・中学校の教育内容の主な改善事項として、1、言語能力の確実な育成、2、情報活用能力の育成、3、理数教育の充実、4、伝統や文化に関する教育の充実、5、体験活動の充実、6、外国語教育の充実を明記されています。

令和2年4月1日から、小学校の標準授業時数について、これまでは外国語活動時間として、現行の5学年で35時間、6学年で35時間について、新たに3学年、4学年に移行されます。また、外国語が5学年で70時間、6学年で70時間の140時間となります。

そして、新学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備として、指導や業務のあり方に対応する指導体制の充実、適正化、また学校図書館の充実やICT環境の整備など教材や教育環境の整備・充実を図ることとされています。

改正実施に向け、教職員への新学習指導要領等の周知徹底、家庭、地域等への連携、さらには協働の推進に小学校におけるプログラミング教育の支援のため、企業等と連携して幅広い地域住民等との学校を支える体制を構築するとされています。私は、昨今の社会情勢を見ても、AIや情報網の進化、そして人口減少等における外国人労働者の増加、観光客を呼び込むインバウンド等、大きく変化してきている中で、子どもたちが急速に変化し、予測不可能な社会において、教育行政のあり方に確かな学力を育成し、生きる力を教育していくべきだと考えます。

以上のことから、本市には15の小学校、

七つの中学校があります。また、ALTについては4人と、恵まれた環境にはありますが、新学習指導要領がスタートするに当たり、本市の教育行政のあり方、整備について、市長、教育長に今後の未来を担う子どもたちに市の取り組み方について、質問用紙5項目について、質問いたします。

一つ目に、新小学校学習指導要領は令和2年4月1日から、新中学校学習指導要領は令和3年4月1日からとなっているが、本市の適切な教育課程の編成、実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備、英語講師の配置はどのように進めるのか。学校での外国語活動に関して、姉妹都市との国際交流にテレビ電話システムを導入し、言語能力の確実な育成を図るべきと考えるが。三つ目に、情報活用能力の育成について、学習活動のあり方について、コンピューターを使いこなす力、論理的思考力を育てるために、プログラミング的思考の育成のための学習活動の取り組み計画はどのように進めるのか。四つ目に、専門知識を持つ地域住民等との連携・協働により、学校を支える体制づくりについて。五つ目に、新学習指導要領等について、教職員や学生、保護者に対して周知され、理解されているのか、以上を申し上げ、1回目の質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の学習指導要領の一部改正、5項目ございますので、教育長のほうに関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

〔教育長奥善一君登壇〕

#### ○教育長（奥善一君）

それでは、ご質問の学習指導要領の改正について、お答えをさせていただきます。

まず、その1でございます。新学習指導要領の完全実施に向けましては、2年前から管理職研修会や教務主任研修会などで改訂の趣

旨や内容、教育課程の編成の進め方等についての指導を行ってきております。また、教材や備品の整備、ALTの活用計画の見直しを順次進めており、小学校での英語指導を初めとする指導法についても、研究と実践が進められております。

2番目でございます。児童生徒が友好都市であるマレーシアの人々との交流を深め、国際感覚を身につけさせることは大変価値のあることだと認識をしております。テレビ電話システムを活用した交流は大変有効であると考えますので、今後、研究をしていきたいと考えています。

その3でございます。各学校には、県や本市で実施している情報教育担当者等の研修会の中で、実際に導入予定のプログラミング教材を操作しながら、プログラミング教育の目的や児童生徒への指導のあり方について理解を深めさせ、新学習指導要領完全実施に適切に対応できるようにしているところであります。

4番目です。今後、学校運営協議会、コミュニティースクールでございますけれども、地域学校協働活動を導入することにより、学校教育活動の中で地域人材を積極的に活用するなど、地域と学校が連携した取り組みをより一層充実させてまいります。

五つ目でございます。新学習指導要領の実施に向けて、ことし2月に文部科学省が作成したリーフレットを市内小中学校の全ての保護者に配布し、周知を図っています。また、年度始めのPTA総会や学校だより等において、校長が保護者に説明をしている状況でございます。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ここで、しばらく休憩します。

次の会議を、3時10分とします。

午後2時49分休憩

午後3時01分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

**○19番（大園貴文君）**

それでは、1回目の質問にご答弁いただきましたが、次をお聞きしていきます。

基本的なことです。義務教育、小中学校を受ける子どもたちにとって、全ての学校の児童生徒に平等に教育指導を受けられる条件が必要であり、自治体によって、また学校の大小によって格差があってはならないと考えますが、市長、教育長の基本的な見解をお聞きいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、義務教育でございますので、皆さん方が平等に受けられる、そういう環境というのをきちんとつくっていくべきだと思います。

**○教育長（奥善一君）**

ただいま議員ご指摘のように、教育はどここの学校にあっても、どの子においても平等に行われなければならないというのが教育の基本でございますから、それを十分踏まえてやっていきたいと思っております。

**○19番（大園貴文君）**

日置市には、本当に小学校、中学校、多くの学校が大小兼ねてあります。基本的な市長と教育長の考えが大小関係なくあってはならないということをご答弁いただきましたので、まずそこを確認させていただきました。

そしてまた、今、先ほど同僚議員の中からもありましたとおり、外国人の住民、そしてまた今度、住吉小学校にできる日本の教育、そういったことが月20人ぐらい、合わせて大体330人から50人ぐらいがこの本市に来るようになっている。予想以上に日置市にもたくさんの外国人が来ているのかなど。そ

ういった中で、今後もふえるだろうと予測した中で、これからの将来を見据えた市の運営と教育行政との間には密接な連携が重要であると考えます。その意味で、外国語というものの教育のあり方ということが、今後、国においても進めていただいていることと考えております。

そして、その中で、今回の学校教育法施行規則の一部改正の見直しのポイントといたしまして、とりわけ小学校におけるプログラミング教育と外国語活動ですが、公示されてからこれまで、教育委員会として市長執行部と実施に向けての教育条件や整備に関する協議について行われたと思います。協議内容や整備に関する予算は適正に確保されたか、お聞きしたいと思います。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

教育長の答弁にもありましたけれども、小学校の外国語活動、外国語科の実施に向けて、この2年間、当然、学校への指導もですが、教育委員会の中でもどういったことが必要なのか、協議を重ねてきました。そして、中でもプログラミング教育を実施するに当たって、ICTの環境といったものを整えていかなければなりませんので、年次的にこれまで予算をつけていただいて、準備を進めてきているところです。

**○19番（大園貴文君）**

今からの整備については、先ほど基本的な考えをお聞きしましたが、それぞれの学校でしっかりとできる体制を執行部のほうと協議されているのか、お聞きします。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

外国語活動、外国語科の実施については、計画的にこれまで順調に協議等が進められております。しかしながら、ICT機器の環境整備については、先ほど年次的にということをお聞きしましたが、これまで日吉地域、そして今年度、吹上地域でタブレット等

の導入をするなど、そこまでの準備はできております。

**○19番（大園貴文君）**

あと東市来、伊集院のほうはどのような計画でしょうか。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

東市来地域につきましては、令和2年度導入ということで、今、予算のお願いをしてくれているところです。そして、伊集院地域については、令和3年度以降、導入をお願いする計画であります。

**○19番（大園貴文君）**

それに関して、執行部のほうは地方交付税で措置されると国の指針には書いてありますが、これまでした実績については、その中にしっかり含まれているのでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

地方交付税では、一般的な部分での措置ということになるかと思います。一般財源で組まれた部分については、しっかり対応しているところがございます。

**○19番（大園貴文君）**

予算の関係もあるんですけど、令和2年の4月からスタートしていく新しい教育について、時間的な差があることは子どもたちにとってふさわしくないのではないかなど、予算ということもあるでしょうけれども、生きた予算はしっかりと確保しながら、同時にやっぱりスタートをしていくことが肝要かと考えますが、いかがでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

ただいまのタブレットの導入につきましては、これまで各学校にはICTの環境を整えるという意味では、全ての学校に同じように配置をしてまいりました。今年度から新しくタブレットの方式に全部その機種を入れかえていくというのを年次的に、先ほど課長が申し上げましたような計画で進めているところでございます。

○19番（大園貴文君）

一人一人が持たないといけないという考え方はなくて、やはりグループで使い方や操作の方法について、小学校では学んでいくものだと考えております。そういった意味では、グループでできるような教育の時間、総合学習の時間かもしれませんが、中身を充実させていただいたらいいのかなというふうに考えております。

そのような考え方でよろしいでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

そのような考え方で進めておりますけれども、限りなく1人に1台に近づけるような方向で現在進んでいるというふうに認識をしております。

○19番（大園貴文君）

それでは、英語活動について、ちょっとお聞きしたいんですが、私たちの時代はA、B、Cを書いてから文法を学び、そして文字を書いて会話というような順番でした。今ではヒアリングのほうが先で、テレビのコマーシャルでもありますように、聞く、話すという順番のほうがより耳から入って、表現力というものはできていくのかなと考えますが、今の小学校の英語の活動教育については、どのような順序で行っているのでしょうか。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

小学校三、四年生で外国語活動が行われますけれども、先ほど議員がおっしゃったように、小学校中学年での英語というものは、聞く、話すといった活動を中心としながら、英語でのコミュニケーション能力の素地をつくるという学習になります。そして、5年生、6年生、高学年に上がった折には、聞く、話すに加えて、書く、読むといったことも取り入れながら、英語のコミュニケーション能力の基礎を培っていくという狙いの学習を行います。

○19番（大園貴文君）

私もその順序が一番いいのではないかなと考えております。異文化に興味を持って、交流等に通じて、文字を学ぶことがスムーズな導入から学力向上につながっていくものと考えます。

それと1問目のところでもう一つお聞きしたいのが、日置市教育行政要覧というのが令和元年度につくられております。この中に重点事項として掲げられている15校の小学校のうち3校が新しい新学習指導要綱に研修、研究していくということが書かれております。多分、教育長のほうから各学校には通知があったんだと思いますけれども、この中には3校しか載っていないくて、その辺の連携はどのようなになっているのかなという考えです。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

外国語活動、外国語科、また道徳、そういった新学習指導要領で出てくる部分ですね、そちらについての研修を先進的に進めるということで、その3校が上がっていたかと思えます。

○19番（大園貴文君）

一定の大きな変革の時代ですので、このことについては各学校がやっぱり取り組んでいくべきことかなというふうに考えております。一つの例を申しますと、市来小学校では新学習指導要領完全実施に向けた外国語活動の充実と、プログラミング学習への準備ということで掲載いたしております。そういったことが各学校で、私のほうではみんな目標を一つにもってやっていくことが重要なことかなということでお聞きしました。

それでは、その英語の教育につきまして、ALTの活用だ、そしてまたそのほかに専門の中学校の先生の活用とかといったことも考えられるかと思えます。どのような計画で今進められているのか、お聞きします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

今、議員がおっしゃったように、本市には

4人のALTがおります。このALTはネイティブスピーカーですので、子どもたちには非常に興味深く学習ができる、いろんな機会を提供してくれております。今後も、ALTの活動については積極的に進めていきます。また、中学校の英語の先生が小学校に来て、小学校の子どもたちに英語を教える乗り入れ授業については、まだ全ての中学校区では実施できていないんですけれども、少しずつそういうケースがふえてきておりますので、今後も市としては積極的に乗り入れ授業を行うように指導していきたいと思っております。

#### ○19番（大園貴文君）

英語の講師の資格ということについて、小学校の先生ではなかなか持っていらっしゃる方は少ないんじゃないかなと考えるんですけれども、その辺で困ったこと等は教育委員会としてどのぐらい来年の、令和2年の4月から不足すると考えられるか、それとも不足しないと考えられるのか。その不足する場合、どのような対策を練っていらっしゃるかをお聞きします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

小学校の外国語活動、外国語科の指導は、特別の英語の免許を所有しなくても、小学校の教諭の免許を持っていれば指導ができます。しかしながら、やはり時代の要請でもありますので、職員のいろいろな研修機会を捉えて、英語の指導が堪能になるように指導していきたいと思っております。また、各小学校には教師用のデジタル教科書指導書というものの予算を今、お願いをしてくれているところです。このデジタル教科書指導書というのは、パソコンを使って子どもたちに動画を見せたり、またはきれいな正しい発音を聞かせたり、また英語のゲームをさせたりするなど、小学校の先生方にも使いやすいものとなっております。こういったものを使うことで、小学校の先生方が英語の指導に対する不安感を少しで

も少なくするようにと考えております。

#### ○19番（大園貴文君）

ということは、英語の資格を持っていなくても小学校では大丈夫という認識でよろしいのでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

はい、そのとおりでございますけれども、しかしながら、やはり英語の指導というものはいろんなところでスキルアップして、そして子どもたちの指導に当たらせるようにしていきたいと思っております。

#### ○19番（大園貴文君）

先生がどうしても足りないとなれば、私はスカイプという光通信を使った、外国人がカ所において、各学校の図書室または空き教室で一斉に授業する。そういったことができるのではないかなと。学校には光が入っています。そういった時間、クラスじゃなくて、空き教室や図書館を使って、時間によっては3年生、4年生、5年生、6年生が入れかわり使っていく。そういった総合的な学習の中に入れ込むことによって、先ほどありましたように聞く、話すのしっかりとしたヒアリングはできていくのかなと考えますが、どうでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

教育長の答弁にもありましたけれども、非常にテレビ電話システム、スカイプなど、これは大変有効なツールだと考えています。いろんな学習機会を探していく中で、この大変有効なものは研究を今後進めていく一番手になるような部分かなと私も思っています。

#### ○19番（大園貴文君）

市長にお伺いたします。各学校には光通信が整備されています。光通信を生かしたスカイプ等を導入し、テレビ電話システムにより、聞く、話すことやメールでのやりとり、国際交流や言語能力、文化など身近に学習できる充実した教育環境の整備を市として図っ

ていくべきだと考えます。市長の考えをお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

今後、テレビ電話のシステムの活用というのは大事なことでございますので、検討させていただきたいと思っております。

**○19番（大園貴文君）**

やはり、最初に申しましたように、予測不可能な時代、そしていろいろな時代に対応できる子どもたちをつくっていくためには、日置市の教育のあり方というのが非常に大事になってくるかと考えています。そこについては教育委員会、教育長を初め、執行部と密接な連携をとりながら、学校のあり方、そういったものを一体的に考えていくことが重要かと考えております。

その光通信の話も、下のほうですね、現在、日置市は隔年おきで国際交流を実施しております。政治的な問題などにより、せっかくの交流事業も中止されたりしている現状から見ると、限られた国際交流よりも、誰もが広く学べる教育環境に住めることが経費も安価で有効と考えるからでございます。ぜひ、このような活動をしている、企業で申しますとNTT西日本は教育と学びの未来を切り開くICT化の導入で、遠隔授業や交流の取り組みを実施している小学校の例がたくさんあります。その辺、ご存じでしょうか。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

そういった先進的な取り組みについては、ぜひ見させていただいて、勉強をしていきたいと思っております。

**○19番（大園貴文君）**

先進的なところを教育長を中心に見に行かれて、こういうやり方で子どもたちの言語能力やいろんなことが向上していくということが見られれば、ぜひ日置市にも執行部の理解を得ていただきながら進めていくということが大事かと考えます。

今、パソコンやタブレット、いろんなことを私も言っておりますけれども、ここでひとつ紹介したいと思います。南日本新聞で掲載される例の紹介です。西之表小学校では、音楽のプログラミング体験です。使うプログラミングツールは、スクラッチを指示する言葉が書かれたブックを画面上で掲げて、一つのプログラムを作成し、作品を完成させて、音楽の授業で伴奏をつくり、リコーダーを演奏する体験。子どもたちの感想は、パソコンを使って友達と協力をしながら自分だけの音楽をつくることができ、とてもうれしかったと書かれておりました。

また、名山小学校5年生では、議長に了解を得て、ちょっと資料を出していただきます。名山小学校5年生では、総合的な学習時間にプログラミングに詳しい鹿児島大学大学院生が指導者となり、取り組んで、プログラミング的思考を育てる実践活動として、知育ロボット、これが知育ロボットですね——を活用して、動作を指示するカードを読み、組み合わせて、狙いどおりに知育ロボット「アリロ」をプログラミングして、校区の名所をめぐるコースをつくり、パソコンを使わずに低学年からプログラミング的思考を身につけるための方法を発見しながら、ゲームづくりから楽しく論理的思考を身につける活動に取り組んでいるのが紹介されておりました。

このすごろくみたいな画面に、真っすぐ、右、左がありまして、それを子どもたちが頭の中に描いたものをカードで組み合わせていくんです。そうすると、このスタート地点から学校に行く、行って帰ってくるというのを組み合わせて使っていく。これが小学校で今使われている道具でございます。非常におもしろい。また、私はこれをどうして提案したかといいますと、逆を押してもらっていいですか（笑声）。おもしろいのは何も書いてありません。日置市の観光地を全て載っ

けて、それを子どもたちがプログラミングするという新しい手法も考えられるわけです。そうすることによって、日置市を学ぶ。教育の実践につながっていくのではないかと。ありがとうございました。

こういったような教育のあり方というのが、いろいろな機材を使いながら精神的なものを、苦手なものとしてしていくのではなくて、楽しい教育の学校のあり方というものがあるのかと。世間ではいろんな事件、事故で悲惨なことばかりです。何かやっぱり日置市としての魅力を考えていくべきだと考えております。そういった活動、教育長、どうでしょうか。

#### ○教育長（奥 善一君）

プログラミング教育につきましては、本市でも導入してやっていくわけでございます。いろいろなソフトを使って、子どもたちにプログラミングを体験させながら、論理的、そういう思考力を育てていきたいと思っております。今、ご指摘のように、やっぱり楽しみながら学習していくことは非常に大事だと思いますので、工夫をしてまいりたいと思っております。

#### ○19番（大園貴文君）

それから学習指導について、教職員は学生、保護者に対して周知され、理解されているかというところで、リーフレットを市内小中学校の全ての保護者に配布し、周知を図っていますと答弁でありました。その結果、保護者や子どもたちからどのようなご意見とか、学校にはあったんでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

特に保護者等からのご意見というのは報告等は受けておりません。しかしながら、文科省が作成したリーフレット1枚を保護者に配布して、そして学校によってはPTA総会、学校だよりで周知に努めていただいているんですけれども、やはり単発的な取り組みであることは否めませんので、さらに理解を深

めていただくためには、これから家庭教育学級、入学説明会などといった保護者が学校に集まる機会を捉えて、再度、保護者に説明したり、または教育委員会としても市の広報等でこの新学習指導要領について周知を図っていくべきことだと思います。

#### ○19番（大園貴文君）

新しいことが始まるときには、必ずいろんなご意見等があると考えます。まずその辺も十二分にお聞きしてあげて、その対応策を考えていただければいいかなと考えます。

それから専門知識を持つ地域住民等との連携、協働により、学校を支える体制づくりについて、お聞きしたいんですが、現在、学校のほうでは、そういった活動に参加される団体、また活動内容、ニーズ等はどのような活動をされているのか、お知らせいただきと思います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

各学校でいろいろあるんですけれども、全体として申し上げます。学校教育活動の中で、例えば習字、書道のお手伝いをしたり、音楽や家庭科のお手伝いなどをする授業支援、また子どもたちが安全に登下校できるようにスクールゾーンで見守り活動などを行う安全面の支援などなど、現在、本市において1,253人の方の登録をいただいております。また、昨年度中に活動をしていただいた方々の人数は、延べ1万797人でした。このほか、学校への登録はされていないんですけれども、地域の中でのボランティアということで2,018人の方も活動をしていただいているというふうに聞いております。

#### ○19番（大園貴文君）

学校を支える仕組みづくりが地域と一体となってできていることを、このニーズにもびっくりしたところです。また、この専門的な知識という部分で、日置市には高校、また、高等専門学校があるんですけれども、そうい

ったところとの連携、大学等との連携、そういったことも今後検討していくべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

さまざまな企業があり、例えば伊集院まじゅうとか、日置市のいろんな特産物を扱う際に、その企業や商店の方が学校のほうに来ていただいて、つくり方であるとか、またつくる際のいろんな願いとか、ご苦労とか、そういったものを子どもたちに話をさせていただいているケースがあります。また、市内の私立の学校からは、ぜひ小学校での外国語科、外国語活動実施に当たって、うちの職員を研修の講師として派遣してもいいんだがという申し出も入っております。そういったいろんな専門性を持たれた地域の方々には、有効活用すべきだと思っております。学校のほうにも指導してまいります。

#### ○19番（大園貴文君）

学校を中心に地域が支える体制ができていくことはすばらしいことではないかなと。また、小学校、中学校に対しても高校生、また専門的な知識を持つ人たちが一体となってその中に入って、総合的な学習という部分ではどんどん取り入れていくことによって、また先生たちも刺激を受けたりしているのではないかと考えます。

これから令和2年4月1日からスタートする新学習指導要領について、非常に私は、私たちの習っていなかったプログラミングだとか英語活動、教育といったものがさらに早い年齢のときに行われてくるということで、どうなっているんだろうということで一般質問をさせていただきました。そんな中、学校のあり方について、私は考えていることがあります。整備が進む日吉学園の小中一貫校の整備につきまして、まさにこれからの時代を見据えた新しいモデルとなると考えております。なぜなら、不足する専門教科職員の配置や、

一貫校だからできる小中の連携が図られることで、確かな教育の実践が可能となると考えるからです。このことは、今後さらに少子化が進むにつれて、学校の統廃合を余儀なくされたとき、一貫校の魅力を市民に広く理解され、不安なく通える日置市の学校のあり方が発揮できると考えます。

そういったことを目標にしていくことも、一つの選択肢ではないかなと考えます。市長の見解をお聞きして、私の一般質問を終わります。

#### ○教育長（奥善一君）

日吉学園につきましては議員ご指摘のとおり、まさに小中一貫教育がしっかりできる体制を整えた学校にするつもりで準備をしております。学校においては、現在、市内全ての学校で小中一貫教育は実施をしているんですけれども、施設が離れておりますので、それぞれ別の学校の職員という、乗り越えなければならぬ障害もあるわけですが、今度の日吉学園の場合は同じ学校の職員ですから、もうちょっと積極的に専門の強化を小学校、中学校それぞれ一緒になって指導していく、そういう体制が十分できる。そういう方向で準備を進めております。

#### ○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

#### ○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

20日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時43分散会



第 4 号 ( 1 2 月 2 0 日 )



## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第75号 市道の路線の認定について（産業建設常任委員長報告）
日程第 2	議案第76号 日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第77号 日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 4	議案第82号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）（各常任委員長報告）
日程第 5	議案第83号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第88号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第89号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第90号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第84号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第85号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第91号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12	議案第86号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第13	議案第87号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）（総務企画常任委員長報告）
日程第14	請願第 1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（1、OECD諸国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進すること。）の部分（文教厚生常任委員長報告）
日程第15	請願第 1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、国の予算を拡充すること。）の部分（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第16 請願第 1号 学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請  
についてのうち（3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を  
保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措  
置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して  
対処すること。）の部分（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第17 意見書案第2号 教職員の業務軽減と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書
- 日程第18 議案第92号 日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第93号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及  
び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第94号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第95号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第96号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第23 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第24 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 所管事務調査結果報告について
- 日程第27 行政視察結果報告について

本会議（12月20日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第75号市道の路線の認定について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第75号市道の路線の認定についてを議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。ただいま議題となっております、議案第75号市道の路線の認定についてにつきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月25日の本会議におきまして、当委員会に付託され、11月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の市道の認定路線は、民間の住宅団地開発造成工事により整備を行い、市に寄附採納された路線であります。

名称がサザンヒルズ飯牟礼中線、延長が125.7m、幅員が6m。起点が市道前原線で伊集院町飯牟礼1726番1地先、終点が伊集院町飯牟礼3026番1地先で、飯牟礼小学校の南西側に位置した住宅団地内の路線であります。

今回、市道として認定し、供用・管理を行おうとするため、提案されたものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、寄附採納を受けて市道に認定する場合の基準はあるのかとの問いに、区画内の住宅戸数や路線の長さに関係なく、幅員が

4m以上であり、起点・終点のどちらかが市道に接していることや、袋小路の場合は転回場所が必要であることなどが要件となると答弁。

また、委員より、普通交付税の中に市道の維持管理費用としてどれくらいを見込んでいるのかとの問いに、令和元年度では、概算で約5億1,000万円を見込んでいるが、交付はこれより少なくなると予想されるとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第75号市道の路線の認定については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第75号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第2 議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております、議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月25日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、11月26日に委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑を行い、11月28日に討論・採決を行いました。

審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

施設の名称は日置市観光案内所であります。指定管理者候補となる団体の名称及び指定期間は一般社団法人日置市観光協会で、指定の期間は令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間で、指定管理料の額については、3年間で1,110万4,000円あります。

一般社団法人日置市観光協会の概要及び目的につきましては、議案資料に添付してありますので省略いたします。

審査における質疑等の主なものを申し上げます。

委員より、観光案内所の設置時期と利用者の状況等とはとの問いに、平成27年10月からオープンし、平成30年度の実績では来場

者が8,331人となっている。設立当初からの課題として駐車場の問題がある。市営駐車場に3台分は確保してあるが、今後さらに検討していきたいとの答弁。

観光協会は一般社団法人化されて1年に満たないが、指定管理者の指定には法人格が必要か。また、観光協会への指定は前から検討があったのかとの問いに、指定要件に法人格は必要ない。設立当初から運営をどのようにするか内部で議論してきた。一定の収支状況、指定管理料積算の金額が判明してきたので今回の導入に至った。任意団体よりは法人格を有していることにより責任所在等があると考えているとの答弁。

修繕料の上限が1件10万円とあるが、10万円以上の場合、市と協議して決定することになるのかとの問いに、基本的に1件10万円以上の場合、市が修繕を実施することになるとの答弁。

本観光案内所のアンテナショップの地場産品は、特産品販売所にもあるような品物であり、また、収支を見ても行政で運営しなければやっていけない仕組みとなっている。観光協会については運営補助金が1,125万円、今回の指定管理料が約370万円と合計で1,500万円であるが、その87%は人件費となっている。この補助金等が観光振興につながっているのか。観光振興の基本的考え方など今回の協議の中でどうだったか。観光協会及び市も観光振興について場当たり的ではないかとの問いに、観光業として成り立つような仕組みづくりは非常に難しいと認識している。ただし、難しいからといって行政として何も手立てを講じないというわけにはいかない。少しでも稼げる観光施設となるよう、今そのきっかけとして、ひおきPR武将隊の取り組みを進めているところであるとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

採決をとる前に自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく採決の結果、議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会からの付帯意見として、観光案内所は日置市の観光情報を内外に発信していくために設置された施設であり、本市のキャッチフレーズの一つである「訪れてよし」の最初の入り口であり、観光客に対し果たす役割は大きいものがある。

また、あわせて地場製品のPRや観光産業の発展に寄与することを目的とした施設である。しかし、令和2年度から3カ年の収支を見ても収入に係る自主事業の計画がなく、歳出総額に対する人件費が66%と3分の2を超える計画となっている。

アンテナショップとしての位置づけであるので、市内の業者等への販売ルート開拓や企業収益に寄与していかなければ施設の役割を果たせたとはいいがたい。

今回の指定に当たっては、設置当初から観光協会の事務所として運用してきたため非公募施設として提案されたが、これから観光産業も地域経済の核となっていくために、次回の更新では一般公募も視野に検討を重ねる必要があるのではないかと。

また、観光案内所も所管課と一緒にあって観光行政の一翼を担っていく覚悟を持って取り組んでいただきたい。

以上のことをつけ加えてご報告いたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第76号日置市観光案内所に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

**○議長（漆島政人君）**

日程第3、議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

**○総務企画常任委員長（西園典子さん）**

ただいま議題となっております議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本案は、去る11月25日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、11月26日に委員会を開催し、総務企画部長など当局の説明を求め、質疑を行い、11月28日に討論・採決を行いました。

審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

委員より、地方公務員法及び地方自治法の

一部を改正する法律の施行に伴い、臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るための条例を制定するもので、条例の第1条でこのたびの会計年度任用職員に係る給与及び費用弁償の改正根拠の趣旨を定め、第2条ではフルタイム会計年度任用職員に係る給料及びパートタイム会計年度任用職員の給料及び報酬等を規定するものであります。

以下、第3条から第17条まではフルタイム会計年度任用職員の科目ごとの支給要件を規定するものでありますが、現在のところ採用予定はありません。

次に、第18条から第29条まではパートタイムの会計年度任用職員の報酬等の支給要件を規定していくものであります。

第30条では、さきの要件以外に任命権者が職務の内容、複雑性、困難性及び責任の程度を考慮し、国際交流員、ALTなどの給与について別に定めるとするものであります。

附則としまして、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

また、この条例の適用を受ける臨時職員は、現在約550人、これに伴う影響額は約6,400万円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

服務として管理者から時間外勤務の要請があった場合は勤務しなければならないのかとの問いに、地方公務員法の上司の職務上の命令に従う義務であったり、職務専念義務などが適用される。また、懲戒処分の対象となる。職務命令による時間外勤務もあり得ることであるとの答弁。

会計年度任用職員約550名のうち、フルタイム、パートタイム、給料表1級、2級の振り分けはどの問いに、現在はパートタイムしか想定していない。ゆーぷる、砂丘荘を除く470名のうち、2級に相当する方は40名

程度である。職種としては介護支援専門員、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士を想定している。また、給料表の1級、2級は業務の困難さ、責任の度合いに基づいて給料が分類されているとの答弁。

通勤手当が正職員並みということであったが、通勤手当の基本的な考えはどの問いに、通院手当は費用弁償的な考え方になっているので、パートタイムとなると働く日数がそれぞれ違ってくるので、常勤職員の通勤手当を日額換算して計算するとの答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については全会一致で可決すべきものと決定しました。

○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第77号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第4 議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）

○議長（漆島政人君）

日程第4、議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月25日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、11月26日・28日に委員会を開催し、総務企画部長及び各所管課長など当局の説明を求め、質疑を行い、11月28日に討論・採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億6,741万円を追加し、歳入歳出総額それぞれ304億7,166万9,000円とするものであります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

地方特例交付金は、幼児教育・保育の無償化に係る子ども・子育て臨時交付金4,574万円を追加し7,886万7,000円に、分担金及び負担金は保育園負担金減額など5,830万4,000円の減額で1億6,896万2,000円に、国庫支出金は現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金など1億2,559万6,000円を追加し50億6,491万8,000円に、県支出金は鹿児島県国体市町村有施設整備費補助金など414万4,000円を追加し25億4,933万4,000円に、財政調整基金繰入金を歳入歳出予算額調整に伴いまして2億

1,153万4,000円を追加し26億4,862万1,000円に、市債は国体関連及び公園施設改修の合併特例債や災害復旧費3,310万円を追加して、37億7,770万円とするものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は、3億7,138万9,000円を追加して、48億1,276万2,000円とするものであります。企業誘致対策費3,000万円、まちづくり応援基金積立金2億円、ふるさと納税推進事業費1億3,963万3,000円などであります。

総務課関係では、一般管理費報酬、非常勤職員報酬295万9,000円は職員の代替配置による非常勤職員3名分で、共済費、社会保険料も同様であります。

市葬費の減133万4,000円は名誉市民故沈壽官氏の市葬終了による不用額。

災害対策費の減289万円は電源立地地域対策補助金を活用して購入した災害用備蓄消耗品や備品の購入執行残であります。

財政管財課関係では、財産管理費過誤納返戻金17万4,000円は、里道の払い下げを行った土地の地籍図修正による販売代金返還金であります。

積立金2億83万9,000円は、減災基金費、施設整備基金費、まちづくり応援基金費として積み立てます。

企画課関係では、姉妹・友好国際交流事業費の減472万5,000円は韓国南門市との交流事業の中止によるものです。

企業誘致対策費は、徳重工業団地の立地企業1社への工業等立地促進補助金の3,000万円です。

地域づくり課関係では、その他委託料198万5,000円は、異動情報提供同意取得に係るシステム改修委託料等に伴うものです。

商工観光課関係では、スポーツ合宿補助事業費138万8,000円は実績見込みによ

る補正であります。

消防本部関係では常備消防費の役務費、手数料の減3万1,000円は救命士気管挿管実習人数確定によるものです。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管では、委員より災害対策費の減額補正289万円は入札残での減額が10%程度であるが、予定数量は達成されているのかとの問いに、災害備蓄品は日置市応急備蓄計画に基づき数量を確保している。予定数量は調達済みであるとの答弁。

財産管財課所管では、委員より予算総額が300億円を超える規模となり厳しい状況と考えるが、財政状況をどう考えるか、財政指標から見ると、県内自治体の中では比較的健全とも見られるが、災害など頻発すれば、今後が心配である。財政運営について具体的にどう努めるかとの問いに、今回補正で予算総額は約304億円となった。今年度は災害が多かったこともあり、災害復旧費が約11億円膨らんだことが大きな要因である。歳入では地方交付税の減少、歳出では国体整備事業費や合併の総仕上げということで箱物整備の事業費が大きい。

今後は基金・市債残高を注視しながら公債費を平準化できるよう努めていく。経常収支比率等の指標は普通建設事業費の割合が大きく公債費が増加傾向にあるため、今後上昇傾向が見込まれる。令和3年度以降の財政計画策定の際に、普通建設事業費を圧縮し、歳入に見合った歳出予算の編成に努めていきたいとの答弁。

企画課所管では、委員より、韓国南原市からの訪問は今年度中止であったが、今後はどうなるのかとの問いに、今年度の事業については見送るということで、来年度は政治的なこともあるのでまだ不明である。ただし、民間交流は今年度も行われており、妙円寺詣りの剣道大会は南原市の剣道チームが参加して

いるとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、地区館が芝刈り機を購入するが、他の地区館への貸し出しができるか。また、日吉地域は学校跡地ということもあり、敷地が広いので芝刈り機を共有することはできないかとの問いに、貸し借りや共有は地区館同士が了解すれば可能である。ただし、運搬や故障などの修理の問題もあるので、その協議も必要であるとの答弁。

商工観光課所管では、委員より甲冑着付けビデオ制作が予算化されているが、体験利用人数は何人か。ビデオ制作はどのような業者に依頼する予定か。着付け体験は月に何人ぐらいの予定で、料金はいくらぐらいを予定しているか。また、台湾国営テレビPR動画撮影に伴う負担金とはどのようなものかとの問いに、体験用甲冑は30領から40領準備している。地域おこし協力隊を日吉町吉利の拠点施設に、着付け体験の指導者として配置を考えているが、1人で全員の着付けを指導するのは困難であるため、体験される方にビデオを見てもらって自分たちで着つけができるようにしたいと考えている。ビデオ制作は映像に長けた業者を公募型プロポーザル方式で入札する予定である。体験料は拠点施設の運営費を賄えるような料金設定で、月60人前後の体験者で、金額は3,000円程度を想定している。

台湾国営テレビPR動画撮影については、鹿児島銀行の地方創生事業の一環で、本市以外にも出水市、指宿市、鹿児島市で撮影予定である、台湾国営テレビのスタッフの渡航費となるとの答弁。

消防本部所管では、委員より、救命士気管挿管実習の人数が当初2名の予定が1名になっているがとの問いに、現在現場で活動する救命士は16名で、10名は受講済みである。気管挿管でなくても気道確保ができる手段も

あり活用しているとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）の総務企画常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生委員長佐多申至君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は11月25日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、11月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、討論、採決を行いました。

それでは今回の補正予算において文教厚生常任委員会所管に係る主なものについて、ご説明を申し上げます。

市民福祉部関係の歳入の主なものは、福祉課所管分では、幼児教育保育の無償化に伴い、今年度は国がその全額を賄うための交付金としまして子ども・子育て支援臨時交付金4,574万円が、また児童措置費国庫負担金は補助率2分の1で同額の4,574万円が追加交付されるものであります。

児童措置国庫負担金は、保育所運営費国庫負担金が6,594万8,000円ではあります。子育てのための施設等利用給付交付金が利用申請の減少が見込まれるため2,020万

8,000円減額補正して計4,574万円の増額計上であります。

次に、民生費県負担金では、社会福祉費県負担金として560万3,000円の増額計上で、これは障害児通所給付費県負担金で補助率は4分の1です。

次に、市民福祉部関係の歳出の主なものは、市民生活課所管分では、戸籍住民基本台帳費において各種証明等コンビニ交付件数が当初840件の見込みが、今回1,200件ほど見込まれるため、役務費4万1,000円の増額計上であります。

福祉課所管分について、社会福祉総務費において地域生活支援事業費に係るものが36万円増額で、巡回支援専門員として雇用している臨時の臨床心理士の報償費計上であります。

これは療育を必要としている児童が昨年度より40人増加している現状で、保健師による巡回同行がなくなったことなどにより事前アセスや事後記録等の業務の増加に伴い、延べ120時間ほどの不足が見込まれることによるものであります。

児童措置費扶助費では、子育てのための施設等利用給付事業費において、4,016万6,000円の減額計上です。

これは10月からの幼児教育保育無償化に伴い、対象となる幼稚園の預かり保育や認可外保育等に係る経費として6,276万円が見込まれておりましたが、幼稚園の利用状況や認可外保育等での適用人員の実態にあわせて10月以降分として調整したものであります。

健康保険課所管分では、保健指導費の報償費でマタニティーボックスの配布見込み増に伴う61万2,000円の増額計上であります。

これは婚姻届等を参考に消費税が上がる前に第一子用、第二子用、それぞれ用意してい

ましたが、転入等により第二子用が不足するため増額計上するものであります。

次に、教育委員会関係の歳入の主なものは、教育総務課・学校教育課所管分では、教育債において、学校教育施設整備事業債、いわゆる合併特例債の借入額を1,500万円減額するものであります。

これは伊集院北小学校の屋外トイレと外構工事が完了し、その不要となった予算を減額するものです。

社会教育課所管分では、教育費県補助金において保健体育費県補助金127万3,000円の増額計上です。

これは国体施設会場である軟式野球会場の施設整備に伴うもので、伊集院球場に87万3,000円、湯之元球場40万円で補助率は2分の1です。

次に、教育委員会関係の歳出の主なものは、教育総務課・学校教育所管分では、小学校費教育振興費の備品購入費として460万円の増額計上です。

これは本年度伊集院小学校が創立150周年を迎えることへのふるさと納税として400万円の寄附をいただき、伊集院小学校の楽器や書画カメラ、テレビなど備品を購入するものです。

また、やはずの里健康村理事長の藤井様より、昨年度に続き飯牟礼小学校に30万円の寄附と、元JT日本たばこ産業相談役の本田様より、日吉小学校に17回目の寄附があり、そのうち30万円を学校図書の購入費に充てております。

また中学校費教育振興費の備品購入費にも、日吉中学校へ同額30万円を学校図書の購入費に充てております。

また、負担金補助及び交付金として、本田様の残り40万円の寄附金を、日吉中学校の体育文化後援会補助金として使用するものです。

それでは質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部福祉課所管分において委員より、歳入の無償化に伴う臨時交付金で地方の負担分を今年度限りと聞くが、今後の方向性はどうかとの問いに、当交付金は県と市の負担分も国が賄う今年度限りの交付金であるが、今後は先般報道があったように消費税増税分では国の原資が足りない状況で、国債発行する状況になるようである。子ども費用分これまで給付費として歳出していた副食費の一部や保育料が無償化されるので、現在の負担比率だと市の負担が軽減される。しかし、国の財源も厳しい状況なので、今後の負担割合に不安が残ると答弁。

次に教育委員会社会教育課分では、プールの受付・監視人賃金実績に伴い減額補正とあるが、詳しく説明を求めるとの問いに、プール開園の7月初旬から8月末までの2カ月間で、その際のプール受付と監視をする方を公募で募集しているが、炎天下の下で監視をする方の応募がない状況である。減額補正しているのは、職員が対応した分、賃金が不要であったとの答弁。

ほかの委員より、その関連質問で、職員が対応することで賃金は不要になるが、そのことにより通常の業務ができなくなるので、今後の改善の余地はあるのかとの問いに、現状を伝え、賃金改善の要望は行っているところであると答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）において文教厚生常任委員会に係る予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月25日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託され、11月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、現地調査を行い、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

今回の12月補正予算の概要は、6款農林水産業費で1,227万8,000円の増額で、総額17億524万1,000円となっております。

歳出の主なものは、農林水産課に係る農業費で、農業振興費の市単独事業で農業振興育成事業費として、焼酎麴用米の助成金確定に伴い1,612万円5,000円の増額補正。

同じく、観光いちご園のビニールハウス設置助成事業は、整備内容変更による次年度への事業延期に伴い137万5,000円の減額補正。

畜産業費では、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会への出品対策事業県補助金の交付決定に伴い、肥育牛4頭分、10万円の増額。また、吹上地域養豚農家の堆肥舎建設に対する補助金50万円の増額補正などであります。

農地整備課に係る農地費の工事請負費では、住環境整備事業で東市来地域の皆田東1地区及び吹上地域の南宮内地区の狭あい道路整備に係る追加割当に伴い841万4,000円の増額補正。

負担金補助金及び交付金では、多面的機能

支払交付金の長寿命化事業や県営中山間地域総合整備事業の交付金、負担金の事業確定見込みに伴い3,438万9,000円の減額補正であります。多面的機能支払交付金事業は、全国的に取り組む組織数や面積が増加しており、長寿命化事業で交付金が調整され、割り当てられるもので、本年度は70%に削減されております。

林業振興費1,828万9,000円の増額は、林地崩壊防止事業で東市来地域上床の渡り口地区の工事追加内示見込みに伴う工事実施設計業務委託料で42万9,000円の増額補正。松くい虫被害木駆除増加に伴い131万7,000円の増額補正。

工事請負費1,600万円の増額補正は、伊集院地域竹之山の瀬戸頭地区の県単補助治山工事、東市来地域上床の渡り口地区の林地崩壊工事追加内示見込みに伴い、それぞれ800万円の増額であります。

また、水産業振興費92万2,000円の増額は、江口蓬莱館活魚槽故障に伴う増額補正などであります。

次に、8款土木費は5,334万3,000円の増額で、総額39億5,716万7,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、国体関連の施設整備事業費などの増額が主なものとなっております。

建設課に係る道路橋りょう費では、道路新設改良費の委託料で、未登記解消のための委託料が不足するため、工事請負費より82万7,000円の事業経費の組み替えであります。

都市計画費の土地区画整理費では、工事請負費の不足により、事業費の確定した補償金より8,000万円の組み替えを行い、宅地整地や道路整備等を行い、事業の進捗を図ろうとするものであります。

補償、補填及び賠償金では、事業費の確定

見込みにより、先ほどの工事請負費へ8,000万円の組み替えであります。

公園費の委託料では、補助金の追加内示により、伊集院総合運動公園野球場の投球練習場等設計委託料526万8,000円の増額補正。

工事請負費では、伊集院総合運動公園内の老朽化した外灯や、投球練習場等の改修工事費6,366万2,000円の増額補正であります。

また、住宅建設費の委託料では、吹上地域の温泉住宅建てかえに伴う入札執行残など1,345万1,000円の減額補正。

工事請負費では、伊集院地域の小諏訪原住宅2号棟改修工事の事業費確定により275万3,000円を減額し、同じ社会資本整備事業の住環境整備事業で農地整備課が実施している狭あい道路整備事業に事業費の組み替えであります。

次に、11款災害復旧費では1億674万4,000円の増額で、総額11億8,519万8,000円とするものであります。

歳出の主なものでは、建設課に係る公共土木施設災害復旧費で、6月、7月の梅雨前線豪雨による河川、道路の災害件数の増加や、単独事業での湯之元球場の南側トイレや排水施設の復旧費などに伴う補正で、工事費1億326万9,000円の増額補正となっております。

一方、歳入につきましては、そのほとんどが国庫補助金及び分担金、県補助金等となっております。

歳入の主なものでは、農林水産業費分担金の県単補助治山事業の受益者分担金80万円、林地崩壊防止事業の受益者分担金80万円の増額補正。

県補助金では、農林水産業費の多面的機能支払交付金事業県補助金の事業費確定見込みに伴い減額された事業費の75%分

で、1,449万円の減額補正。

林業費の県単補助治山事業費及び林地崩壊防止事業費では、追加内示見込みに伴い960万円の増額補正であります。

国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費の6月、7月豪雨災害による被災件数の増加及び災害査定による事業費確定に伴う現年度補助負担金で3,468万5,000円が増額計上されています。

また、土木費国庫補助金では、住宅費で、伊集院地域小諏訪原住宅改修工事などの事業費の減額に伴い443万7,000円を減額し、農地整備課が実施している住環境整備事業の狭あい道路整備事業への組み替えを行っています。

同じく公園費では、国体関連の公園施設整備に係る補助金の追加内示に伴い、伊集院総合運動公園野球場の投球練習場や外灯等の改修事業等に3,396万4,000円の増額補正であります。

また、農林水産業債では、県営中山間地域総合整備事業債ほか県営事業及び暗渠排水工事の事業費確定見込みに伴うもので250万円の増額。

土木債の公園債では、公園整備事業費の追加内示により、事業費から国庫補助金を控除した額の充当率95%、3,330万円の合併特例債で充当。

災害復旧債では、6月、7月の豪雨災害に係る事業費確定見込みに伴う現年補助、公共土木施設災害復旧事業債で1,730万円の増額補正となっております。

また、豪雨災害により被災した伊集院中央第1配水池の法面災害復旧工事費等に係る負担金1,319万9,000円を、一般会計の衛生費から水道事業会計へ繰り出しをしております。

内訳は、調査設計委託料に519万9,000円、国庫補助予定額を除く工事費に800万円で

あります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、林地崩壊防止事業の東市来地域上床地区の災害調査を行ったが、この事業における定義はどのようなものかとの問いに、今回は激甚災害に指定されたため事業費が200万円以上、対象戸数が2戸以上であることが採択要因である。高さや勾配などの規定はないとの答弁。

委員より、水産業施設管理費で江口蓬莱館の活魚槽故障に伴い88万円が計上されているが設置から何年たっているのか、また、指定管理となっているが修繕費の支出基準はどうなっているのかとの問いに、江口蓬莱館の建設時に活魚水槽も設置しているため16年程度経過している。指定管理における修繕は30万円以上は市が対応し、それ以下は指定管理者側が対応することになっているとの答弁。

委員より、近年、松枯れが多く発生しているが対策はどうしていくのかとの問いに、吹上浜公園の大きな松には5年程度に1回樹幹注入を実施して保全に努めている。そのほかの防除方法としては航空散布と地上からの動力噴霧散布、また伐倒駆除を行っている。今後もこれを続けていくしかない。樹幹注入は高額になるため全てに施すことは困難であるとの答弁。

次に、建設課関係では、委員より、土地区画整備事業の補償金で平成30年度確定分の繰り越しによる8,000万円を工事請負費に組み替えてあるが、これは何件分の補償かとの問いに、大型の物件1件分であり件数の変更はないとの答弁。

委員より、活力創出基盤整備事業の伊集院運動公園改修工事の内訳はどの問いに、投球練習場の改修に1,450万円、外構工事に1,176万2,000円、外灯取りかえ工事に3,740万円、合計6,366万2,000円

である。投球練習場は既存の施設を撤去し同じ場所につくることとなり、外灯は30年以上経過しており、柱の腐食や雨天時に明かりが消えるなど漏電の危険性もあるため、今回LED外灯を設置し、支柱や配線も全て新しく設置することになるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

なお、農地整備課関係と水道事業関係では質疑はありませんでした。

その後、自由討議を行いました。自由討議の中では、今回、社会資本整備総合事業において、狭あい道路整備事業への事業費の組み替えが行われているが、財源の有効活用として評価できる。また、伊集院総合運動公園の投球練習場においては、新たに全てを建てかえることになるため、既存の施設の財産価値も含め、有効利用のために売却できる可能性もあるのではないかと検討してみてもどうかとの意見が出ました。

自由討議を終了し、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第82号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第82号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第82号令和元年度日置市一般会計補正予算（第6号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第5 議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第6 議案第88号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第89号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第8 議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（漆島政人君）

日程第5、議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第8、議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、11月25日の本会議におきまして、当委員会に付託され、11月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当課長など当局の説明を求め、討論、採決を行いました。

まず、議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

国民健康保険特別会計においては、今回の多くが療養給付で保険給付費等交付金での保険給付費の実績見込みに伴い、歳入歳出の総額にそれぞれその2億2,212万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億7,382万9,000円とするものであります。

当局の説明後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第88号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

温泉給湯事業特別会計においては、歳出の給湯管理費で非常勤職員報酬改定に伴い7,000円の増額と、調整のため予備費を7,000円減額する計上であり、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

当局の説明後、質疑を行いました。質疑

はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第88号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第89号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告申し上げます。

介護保険特別会計において、介護予防や生活支援などの事業が主ですが、今回は減額が多く、歳入歳出それぞれ735万8,000円を減額し、総額59億1,397万6,000円となります。

歳入の主な増額計上としては、保険者機能強化推進交付金の1,018万5,000円があります。この交付金は昨年度から創設されたもので、国が市町村に対しての高齢者の自立支援、重度化防止等への取り組みを支援するためのものです。日置市は、その取り組みにおいて客観的指標から点数化され、国からの最終的総合評価が19市の中でトップの成績を修め、指標点数が交付金へ反映されたものです。このことについては、平成30年度決算で報告した健康保険課所管の特定健診受診率が全国2位と同様、対象者の皆様の心がけとご理解、ご協力、そして担当職員の方々の努力の成果であります。

それでは、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、介護予防ケアマネジメント事業に係る介護支援専門員は何人いて、年間何日働くのかとの問いに、包括内には13人おり、そのうち介護予防ケアマネジメント事業に5人を充てている。職務体制は一般非常勤の職員と同じであると答弁。

また委員より、保険者機能強化推進交付金は高い評価を受けての交付金だが、どのような採点方式だったのかとの問いに、チェック

項目が65項目あり、市で全てチェックし、県・国に提出する。市が毎月国に提出する介護保険状況の報告書や各種調査報告書を国がデータ集約し、それらも確認して点数に換算しているようだ。県内の平均が436点に対して当市は578点で、昨年度もいい成績だったが、今年度はさらに上がり44万7,000円の増額であったと答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

後期高齢者医療特別会計においては、非常勤職員報酬の改定に伴う報酬の増額や、人間ドッグ受診者希望者の見込み増に伴い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,800万円とするものです。

次に、質疑の主なものをご報告します。

委員より、ことしの人間ドッグの受診者数はとの問いに、委託医療機関の厚生連での数は160人予定していると答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第83号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第88号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

89号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第89号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第90号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第10 議案第85号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第11 議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第9、議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）から日程第11、議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第85号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）の3件につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3議案は、11月25日の本会議において当委員会に付託され、11月26日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず始めに、議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,448万4,000円とするものであります。今回の補正予算は、一般非常勤職員の最低賃金単価改定に伴う報酬を補正するものであります。

当局の説明で了承し、質疑はありませんでした。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第85号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,868万6,000円とするものであります。今回の補正予算は、一般非

常勤職員の最低賃金単価改定に伴う報酬を補正するものであります。

当局の説明で了承し、質疑はありませんでした。討論に付しましたが、討論もなく、採決の結果、議案第85号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

収益的収入及び支出の予算では、水道事業費用6万6,000円の支出を追加し8億6,384万円に補正するものであります。また、資本的収入及び支出の予算では、収入額を2,119万9,000円増額し2億1,519万9,000円に、支出額を1,604万5,000円増額し5億3,099万4,000円に補正するものであります。今回の補正予算は、一般非常勤職員の最低賃金単価改定に伴う報酬を補正するもののほか、伊集院中学校プール上の伊集院中央配水池法面の災害復旧工事に係る国庫補助金、工事請負費等の補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、伊集院中学校プール上の配水池の災害復旧工事については今年度中に完成するのかとの問いに、予算可決後に入札、工事の執行となるため、来年度に繰り越しとなる可能性もある。速やかに執行し、遅くとも来年度のプール授業が始まるまでには完成させたいと考えているとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わ

ります。

○議長（漆島政人君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第84号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第84号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第91号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第86号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第13 議案第87号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（漆島政人君）

日程第12、議案第86号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第13、議案第87号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第86号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る11月25日の本会議おきまして総務企画常任委員会に付託され、11月28日に委員会を開催し、商工観光課長など当局の説明を求め、質疑を行い、11月

28日に討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,499万8,000円とし、需用費と公課費を組み替えたものであります。

質疑の主なものを申し上げます。

委員より、印刷製本費の増額とあるが、市民と議員の意見交換会の中で、パンフレットの情報が古いものがあるので情報は最新のものにしてほしいというのがあったが対応しているのかとの問いに、地域おこし協力隊員からも聞いており、古いパンフレットがいつまでも置かれている状況をつくらないようにしたい、また砂丘荘のイベントチラシについても市内の観光施設に置いていくよう考えていくとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第86号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、国民宿舎事業特別会計補正予算と同様、既定の歳入歳出のとおりとし、歳入歳出総額を1億3,942万7,000円とし、需用費と公課費を組み替えたものであります。

質疑もなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第86号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第86号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第87号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第87号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第14 請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（1、OECD諸

国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進すること。)の部分

△日程第15 請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、国の予算を拡充すること。)の部分

△日程第16 請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。)の部分

#### ○議長(漆島政人君)

日程第14、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(1、OECD諸国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進するこ

と。)の部分から日程第16、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち(3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。)の部分の3件を一括議題とします。

3件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

[文教厚生常任委員長佐多申至君登壇]

#### ○文教厚生常任委員長(佐多申至君)

ただいま議題になっております請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてにつきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、日置市日吉町日置、山下博司氏より提出、紹介議員は坂口洋之議員であります。11月25日の本会議において本委員会に付託され、11月28日に委員全員出席のもと委員会を開催し、坂口洋之議員、教育委員会事務局の出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

請願の内容は、1、OECD諸国並みの豊かな教育を目指し、複雑化する児童生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために35人以下学級を推進すること。2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために国の教育予算を拡充すること。3、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保証するため、国の学級編成基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については地域や保護者の意見を尊重し対処することでありました。

また、これらが実現するように、地方自治

法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に意見書の提出を要望するものであります。

委員会としましては、紹介議員の坂口議員と所管課の出席を求め、自由討議も挟み、慎重に審議いたしました。

まず紹介議員へ請願についての趣旨や理由について説明を求めました。内容については、各自治体の地域事情は異なるが、離島が多く、小規模校の多い県において、均等ある教育と学校における諸課題を解決することが重要であり、来年度予算に反映させることを要望し、同様の内容であるが、毎年要請するものであり、その3項目について請願したとのことであります。

次に、請願者への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、この請願内容から教職員の業務改善等は理解できるが、教職員の増員はできても、教室の増設など厳しい現実もある中、仮にその厳しい現実が可能となっても、現代において子どもたちへの教育改善へつながるのかどうか読み取れない。それについてどうかとの問いに、1人の先生が多種多様な子どもたちに目が行き届かなくなっている。先生が子どもたちに寄り添える環境をつくり、さらには保護者への対応も行き届くように、可能な限り少人数学級にして指導しやすい環境にすることが重要であるとの答弁。

次に、所管課の教育総務課、学校教育課長に、今回の請願についての本市の現状について説明を求めました。現在、学校現場において、小学校6校、中学校5校では少人数加配教員を配置して少人数指導を行っている。また、複式学級においては、間接指導の時間に、教諭を目指す鹿児島大学の学生に来てもらい、学習支援をお願いしている。これは、学習指導アシスタント派遣事業といったものである。

人員の配置については県教育委員会の管轄であり、市教育委員会では、きめ細やかな学習指導や生徒指導については、いつにおいても要望や意見があるが、このように状況に応じて対応しているところであると現状の説明がありました。

次に、所管課への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、市教育委員会においてそれなりに状況に応じた対処ができていると判断するがどうかとの問いに、現在、県教育委員会より、業務改善アクションプランの指示等があり、各学校での超過勤務時間の管理体制を徹底するよう指導がなされているが十分ではないとの答弁。

また、ほかの委員より、報告書提出等内部的な業務改善はできているのかとの問いに、教育事務所を通じて簡素化に努めている。今後はパソコン等で業務処理できる校務支援システムを導入したいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、自由討議に入り、委員より、教職員の業務改善も必要だが、子どもたちの配慮も大切だ。この文面ではそれが読み取れない。また、ほかの委員より、教職員の業務が改善され、負担が軽減されると子どもへ目が行き届くようになる。また、35人学級になっても子どもたちの状況は変わらないのではなどの意見が出ました。

自由討議終了後、請願3項目ごとに、討論、採決を行いました。

まず、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についての1項目、OECD諸国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進することについて

の討論を付しましたところ、本市の実態と教職員の業務努力等からして、学校教育現場の状況は教職員だけの問題ではないと考えるので不採択とすべきとの討論があり、また、35人以下にすれば教職員の学習指導や生徒指導などの負担が軽減されるので採択すべきとの討論がありました。

ほかに討論はなく、討論を終了。採決の結果、1項目めは不採択すべきものと決定いたしました。

次に、2項目、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、国の予算を拡充することを討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、3項目め、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対処することについて討論に付しましたところ、本市の実態と教職員の業務努力等からして、学校教育現場の状況は教職員だけの問題ではないので不採択とすべきとの討論があり、また、教育機会均等を保障するための請願の内容で採択すべきとの討論がありました。

ほかに討論はなく、討論を終了。採決の結果、3項目めは不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ただいま委員長のほうから報告がございま

した。それにつきまして質疑をさせていただきますが、国は近年、学校の耐震診断費用や改修費用、また全ての学校へのエアコン設置も実施してまいりました。そして今国会においては、子どもたち1人に1台のパソコンを設置するなどのそのような計画も国の大規模な教育予算ということをつけていきたいということも今回発表されております。全国における子どもたちの教育に関する予算は一つ一つ近年大きく執行されてきたと考えます。また、国は教職員の働き方改革も掲げ、現在進行形で今後も進められていくようでございます。

今回の委員会審査に当たり、紹介議員も招致されていますので、さきに通告をしておりました4点について、委員長に対して質疑を行ってまいります。

請願書の中に、複式学級の解消は極めて重要な課題ですとございました。過疎地域での子どもたちの減少を、予算をつければ解消できるのでしょうか。それとも、複式学級をなくすため統合すべきと、この請願の方々はお考えなのでしょうか。

1点目、まずこの点について、どのようにして複式学級の解消をできるのかという点について具体的に紹介議員から示されたのか、また委員からの質疑はなかったのかお尋ねをいたします。

2点目に、委員会審査において、この点への委員の考えはどのようなものであったのかお尋ねをいたします。

3点目、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請ですとございますが、本市における子どもたちの公的な教育がどこに住んでいても一定水準にないと紹介議員からの説明があったのかお尋ねをいたします。

4点目は、この3点目につきまして、委員会でのどのようなご意見が出たのかお尋ねをい

たします。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

まずこの1点目の文教厚生委員長といたしまして、黒田議員の質疑の1つ目にお答えいたします。

まず1つ目の点につきましては、紹介議員からは、国の基準や複式学級の解消を独自に図っているとの他県の事例は述べられましたが、どのようにして解消するかの具体的なものは示されておられません。

○議長（漆島政人君）

ほかも。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

済いません、2つ目の質問につきましては、委員会報告でも述べましたように、委員から複式学級の解消を望む意見はありましたが、地域の少子化の現実問題や、かといって学校統合を積極的に進めることになるのではと、また教職員の業務改善など学校現場だけの問題ではなくなっている、学校統合など保護者の考え方もさまざま、地域そして子どもたちにとって何がよいのかなどの討議がなされました。

以上です。

3項目につきましては、紹介議員からは、自治体や財政力により教育環境に差があるとしつつも、本市について一定水準にないという説明はありません。

4項目目の質問につきましては、憲法または一定水準の教育についての意見は出ておりません。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

これから請願第1号の1項について討論を行います。発言通告がありますので、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書の1項目めについて、賛成の立場で討論いたします。

今回の陳情1項目めについては、小学校3年生から中学校3年生までの1クラス当たりの人数を現行40人から35人以下の学級へ見直し、複雑化する児童生徒の実態と教職員の多忙化を解消する趣旨でございます。

今、全国の学校現場では、不登校、いじめ、発達障がい、外国人の増加など、大きな課題があります。本市においても、平成30年度の不登校児童生徒数は76人、29年度6月議会の答弁では、平成28年度が55人で、2年間に21人ふえています。

また、子ども支援センターへの相談は、本年度上半期では実人数214人、2,466件の相談があります。相談内容は、最も多いのが不登校、ほかに発達障がいから来る情緒の問題、性格や生活習慣、家族の問題など、それは多岐にわたります。

全国の学校で起こる暴力行為、いじめ、不登校、外国人の増加による日本語への指導、子どもの自殺の増加など、教育関係者のみならず、広く国民の憂慮するところでもあります。

先生方は変わっていく指導要領の対応に追われながらの日々の教科指導、子どもたちの提出物の点検、学校内外で起こる問題行動の指導、保護者の対応、公務分掌、放課後の部活動など、人間を育てる教育現場に、仕事はこれで終わりという言葉はないのかもしれませんが。

文部科学省が行った教育関係団体のヒアリング意見では、全国教育委員長協議会、教育長協議会、小中学校校長会、日本PTA全国協議会など多数の団体から、子ども一人一人にきめ細かい指導をするために現行40人学級を30人または35人学級に見直すべきと

の意見が大勢を占め、あわせて学級編成の標準の見直しに伴う施設整備についても財源措置の意見が出されています。

少人数学級の効果としては、生徒一人一人に目が届き、個に応じたきめ細かな学習指導が行え、学力向上に効果がある。子ども一人一人の活躍の場が増加している。ノート指導や作品のコメントが丁寧にできる。教室にゆとりのスペースが生まれる。不登校や問題行動の早期対応や、配慮を要する子どもたちに細やかな対応ができる。友人関係で問題が生じた場合、クラスがえにより解決する可能性がふえる。望ましい学級集団づくりを行いやすくなるなど、たくさんの効果が上げられています。

新しい時代を切り開いていくために必要な資質や能力を育む学校の環境づくりは、何にも増して、私たち大人が考えて改善していかなければならないものと考え、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書の1項目について、賛成の立場の討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

毎年恒例の請願であります。私は委員長の報告に賛成の立場で、請願趣旨の第1項について反対の討論を行います。

初めに、定数についてであります。ご承知のように国の学級編成基準は昭和34年の第1次の50人を皮切りに、第2次で45人、第5次の現在は40人と推移をしてまいりました。何よりも本県においては、すすくプランと銘打ち、小学校1、2年生については、早くから30人学級を実施しているところがあります。

また、我が国の小学校一クラスの平均は28人、中学校の平均は33人、日置市の小

学校平均は22人、中学校平均は31人という実態であります。もちろん規模が大きい伊集院小学校では38人、伊集院中学校では39人のクラスも存在をいたしますが、本市の現状は35人以下の学級編成に近いものと言えます。

このような中でも忙しい学校現場の実態というものは、私たちも理解をしております。その解消を図り、教職員が本来の職務に専念できる環境整備のために、次の第2項の採択にあわせ、この願意を意見書案に盛り込んだところでもあります。

同時に、これまで経験したことがないほど複雑化する児童生徒の実態解決には、その根本となる教育についての保護者の責任の明確化、家庭、地域の教育力の復権など、国、社会全体の取り組みが必要と考えます。よって、請願第1号の第1項については、委員長の報告のとおりとし、反対の討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから請願第1号の1項を採決します。本件に対する委員長の報告は請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（1、OECD諸国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進すること。）、この部分は不採択です。したがって、原案について採決します。この採決は起立採決にかわり電子表決により行います。請願第1号の1項に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（1、OECD諸国並みの豊かな教育をめざし、複雑化する児童、生徒の実態、教職員の多忙化解消を図るために、35人以下学級を推進すること。）、この部分は不採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、請願第1号の2項について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号の2項を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第1号の2項は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（2、学校施設、教材、図書、安全対策などの子どもたちの教育環境において自治体格差を生じさせないために、国の予算を拡充すること。）の部分は、委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第1号の3項について討論を行

います。発言通告がありますので、山口初美さんの賛成の討論を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についての3について、賛成討論を行います。

離島や山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保証するため、国の学級編制基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること、また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対処することとあります。このことは当然のことであり、私は、この請願の趣旨に賛成いたします。

本市においても、2学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子どもたちと比較したときに、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えないと考えます。子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は極めて重要な課題だと考えます。2学年を同時に教えることは教職員にとっても大変な負担だと考え、改善すべきと考えます。

国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。私は、この請願の3項目めについての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

南北600kmに及ぶ鹿児島県は離島も多く、過疎、少子化に歯どめがかからず、本市でも小学校で6校、中学校で1校の複式学級があります。

教育の機会均等は保障されなければなりま

せんが、当然全ての条件が全国一律とはいきませんし、本校の、この7校の複式学級については問題なく運営されていると聞いております。

また、全国全ての地域に民間の塾があるでしょうか。塾に行けない子どもは、学力が低いのでしょうか。少子化による学校統合は、全ての自治体が抱える大きな課題であります。子どもたちの将来を考えると、教育環境には一定規模も必要ですし、本市においては、それを小中一貫の義務教育学校に進化をさせようとしているところであります。

同時に、今後の学校統合については、地域、保護者の意見、同意を無視しないと、そういったことも本市においては確約をしております。

今、便利で豊かな時代になりました。しかし、与えられる豊かさは、競争心や探究心の低下にもつながると指摘する声もあります。教師こそが置かれた環境で努力をすることを説き、子どもたちのやる気をどう引き出すか、その本領が試される時であります。

結果的に、第2項の意見書案に願意の一部は含まれ、その他は本市の実態にそぐわないと判断をして、原案採択に反対いたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号の3項を採決します。本件に対する委員長の報告は、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対

処すること。）、この部分は不採択です。したがって、原案について採決します。この採決は起立採決にかわり電子表決により行います。請願第1号の3項に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についてのうち（3、離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。）、この部分は不採択とすることに決定しました。

---

△日程第17 意見書案第2号教職員の業務軽減と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書

○議長（漆島政人君）

日程第17、意見書案第2号教職員の業務改善と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書を議題とします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております意見書案第2号教職員の業務軽減と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書について、提案理由を申し上げます。

請願第1号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についての意図が、国の関係機関への意見提出となっております。

本会議採決に従いまして文面の一部を変更いたしまして、日置市市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案する次第であります。

意見書の内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりでございます。朗読は省略いたしますが、原案の請願項目の3項目のうち2項目めだけの請願のみをつけて、日本の将来を担う子どもたちへの教育環境への配慮を重要と考え、編制において、学校現場における教職員の業務改善及び教育予算の拡充を要請するため、地方自治法第99条の規定により関係省庁に意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから意見書案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号教職員の業務改善と教育環境の整備に係る国の予算拡充に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

先ほどの私の口述の部分で、一部、訂正をさせていただきたいと思ひます。

意見書案第2号教職員の業務改善と申し上げましたけど、業務軽減のほうに訂正をお願いしたいと思ひます。

---

△日程第18 議案第92号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について

△日程第19 議案第93号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第18、議案第92号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について及び日程第19、議案第93号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第92号は、日置市職員の給与に関す

る条例等の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、住居手当の額を改定し及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため所要の改正をし、あわせて、条文の整理を図るため条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第93号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げ、並びに職員の飲酒運転及び物損事故という不祥事について、特別職としての監督責任を重く受けとめ、みずからを処するため、給料を減額することについて条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上2件の内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第92号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、職員の給料月額を増額、住居手当の改定及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため必要な改正をし、あわせて条文の整理を図るため改正するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

まず、第1条による改正ですが、第26条第2項第1号に規定してあります職員及び管理職員の勤勉手当の支給割合を100分の5引き上げるものでございます。民間の支給状況等を踏まえ、0.05月引き上げる内容で、勤務実績に応じた給与を推進するため引

き上げ分を勤勉手当に配分いたします。

次に、別表第1、ア、行政職給料表の改正です。

人事院勧告に準じ、民間給与との間に差があることを踏まえまして、1級の大卒程度に係る初任給を1,500円、高卒者については2,000円引き上げるとともに、若年層の職員について引き上げを行い、給料表水準で平均0.1%引き上げるものでございます。

ページをめくっていただきまして、イ、医療職給料表（1）、ウ、医療職給料表（2）と続きますが、行政職給料表との均衡を基本に人事院勧告に基づき改正するものでございます。

表を最後までめくっていただきまして、表の下、第2条になります。第5条第2項の改正は条文整理、第12条第1項及び第2項の改正は、住居手当の額の算定見直しで、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、これにより生じる原資を用いて、民間の状況等を踏まえまして、手当額の上限を1,000円引き上げるものでございます。

第26条第2項第1号の改正は、第1条において100分の5引き上げた勤勉手当の支給割合を均等に振り分けるもので、一般職員は6月支給分の100分の92.5、12月支給分の100分の97.5を、それぞれ100分の95に、管理職員は6月支給分の100分の112.5、12月支給分の100分の117.5を、それぞれ100分の115に改正します。

続きまして、第3条は、日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第4条は、日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、それぞれ条文整理及び住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるものでございます。

附則第1条第1項としまして、施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第2条の改正規定、第3条中日置市技能・労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の改正規定、第4条中日置市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の改正規定及び附則第3条の規定は、令和2年4月1日から適用するものです。

第2項としまして、第1条による改正後の給与条例の規定は平成31年4月1日から遡及適用するものでございます。

附則第2条は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による内払いとみなすもの、附則第3条は、令和2年3月31日において、住居手当を支給されていた職員が、改定に伴い、当該住居手当の支給月額が2,000円を超えて減額となる職員について、同年4月1日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の規定にかかわらず、旧手当額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する経過措置を定めるものでございます。

附則第4条は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則に委ねることを定めたものでございます。

今回の改正によりまして、一般行政職を例に申し上げますと、改定対象となる職員が145人、給料月額は最大2,000円、平均では467円の引き上げとなります。勤勉手当の引き上げ額は、平均1万8,558円、総額で約837万円でございます。一般行政職員の給料と手当の平均引き上げ額は、年額2万4,000円の引き上げとなります。

続きまして、議案第93号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の市職

員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げ並びにさきの職員の飲酒運転事故という不祥事に対し、特別職としての監督責任を重く受けとめ、みずからを処するため給料を減額することについて条例の一部を改正したいので提案するものです。

それでは、別紙をごらんください。

第1条は、市長、副市長及び教育長に12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の172.5へ100分の5引き上げ、また、附則の追加規定としまして、市長、副市長及び教育長の令和2年1月1日から同月31日までににおける給与月額を100分の5減額するものでございます。

第2条は、第1条で改正しました期末手当の支給割合を6月と12月に均等に振り分けるもので、6月支給分の100分の167.5、12月支給分の100分の172.5を、それぞれ100分の170に改正するものでございます。

第3条は、市議会議員に12月に支給する期末手当の支給割合を100分の167.5から100分の172.5へ100分の5引き上げるもの、第4条は、第3条で改正しました期末手当の支給割合を6月と12月に均等に振り分けるもので、6月支給分の100分の167.5、12月支給分の100分の172.5を、それぞれ100分の170に改正するものでございます。

附則につきましては、第1項として、この条例は公布の日から施行し、第2条、第4条の規定に係る分については、令和2年4月1日から適用するものでございます。

第2項として、第1条、第3条の改正規定について、令和元年12月1日から適用するものでございます。

第3項、第4項につきましては、期末手当

の内払いを規定し、改正前の規定に基づき支払われた期末手当は、改正後の規定による期末手当の内払いとみなすものでございます。

この改正によりまして、市長等の期末手当につきましては12万5,000円、共済費で1万7,000円、市議会議員の期末手当で38万7,000円が影響することになります。

以上、2件、ご審議をよろしく願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第92号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第92号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第93号について討論を行い

ます。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、議案第93号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

先ほどの92号の一般職員の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定のところについては、私は賛成です。

市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに對しまして反対をいたします。

10月から消費税が10%に増税された影響で、景気がさらに悪化しております。そして、高齢者が多い本市ですが、わずかな年金で生活している高齢者、年金は繰返し減らされ続けてきました。年金だけを頼りにぎりぎりの生活をしている、切り詰めた生活をしている、そういう人たちが多く中で、このような厳しい消費税の増税など、市民の暮らしの実態などを見ますと、この市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合の引き上げ、私は、とても賛成できません。市民の理解も得られないと考えるので反対をいたします。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。原案について採決します。この採決は起立採決にかわり電子表決により行います。本案について可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

賛成多数です。したがって、議案第93号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第94号令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）

△日程第21 議案第95号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

△日程第22 議案第96号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第20、議案第94号令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）から日程第22、議案第96号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）までの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第94号は、令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,485万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ304億9,652万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置と、一般職の市職員及び特別職の国家公務

員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げたことなどに伴う予算措置のほか、河川等災害関連事業費の事業採択に伴う予算措置で所要の予算を編成しました。

歳入では、県支出金で、河川等災害関連事業費県補助金の増額により840万円を増額計上し、繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により、1,645万2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、給料、勤勉手当など1,284万8,000円を増額計上いたしました。

土木費では、河川等災害関連事業費の増額により、1,200万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第95号は、令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,448万4,000円とするものであります。

歳出では、人事院勧告の内容に準じ、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、勤勉手当など8万2,000円を増額計上し、予備費を8万2,000円減額計上いたしました。

次に、議案第96号は、令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億6,814万4,000円に、また、収益的支出では20万円を追加し、総額を8億6,404万円とするものであります。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は既定の予算のとおりとし、総額を2億1,519万9,000円に、資本的支出

は11万2,000円を追加し、総額を5億3,110万6,000円とするものであります。

支出では、人事院勧告の内容に準じ、職員の給料月額を増額し、勤勉手当の支給割合を引き上げたことに伴う予算措置で、給料、勤勉手当などの増額をそれぞれ計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第94号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第94号令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）に対する反対討論を行います。

先ほど議案第93号のところで、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、私は反対討論をいたしました。その条例が改正された分の予算が、この補正予算には含まれておりますので賛成するわけにはいきませんので反対をいたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。この採決は起立採決にかわり電子表決により行います。本案について可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第94号令和元年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第95号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第95号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第96号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第96号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第23 閉会中の継続審査申し出  
について

○議長（漆島政人君）

日程第23、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第24 閉会中の継続調査申し出  
について

○議長（漆島政人君）

日程第24、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長及び議会改革調査特別委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第25 議員派遣の件について

○議長（漆島政人君）

日程第25、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第26 所管事務調査結果報告に  
ついて

○議長（漆島政人君）

日程第26、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長から所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。総務企画常任委員会の所管事務調査結果報告は、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果報告は、市長へ送付することに決定しました。

---

△日程第27 行政視察結果報告につい

て

**○議長（漆島政人君）**

日程第27、行政視察結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長、議会運営委員長及び広報編集委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

お諮りします。産業建設常任委員会の行政視察結果報告は市長へ、議会運営委員会、広報編集委員会の行政視察結果報告は議員へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員会の行政視察結果報告は市長へ、議会運営委員会、広報編集委員会の行政視察結果報告は議員へ送付することに決定しました。

---

△閉 会

**○議長（漆島政人君）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、令和元年度第5回定例会は、11月25日の招集から本日の最終本会議までの26日間にわたり、補正予算の専決処分に係る承認をはじめ、字の区域の変更、市道の路線の認定、日置市観光案内所に係る指定管理者の指定、日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定、令和元年度一般会計補正予算、特別会計補正予算など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、原案どおり可決いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、審議におきまして、議員各位からのご指摘のありました点につきましても真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めるとともに、予算の執行につきましても慎重に期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、これからの寒さの一段と厳しい季節を迎えますので、ご自愛の上、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

**○議長（漆島政人君）**

これで、令和元年第5回日置市議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦労さまでした。

午後1時41分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 漆島政人

日置市議会議員 山口政夫

日置市議会議員 樹 治美

